

令和元年度  
(2019 年度)

## 包括外部監査の結果報告書

〔 子育ち・子育て支援に係る財務事務の執行について 〕

豊中市包括外部監査人  
公認会計士 谷川 淳



## 目次

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(テーマ).....	1
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由.....	1
4. 監査対象年度.....	1
5. 監査の方法.....	2
6. 監査の実施期間.....	3
7. 補助者.....	3
8. 利害関係.....	3
<b>第2 監査対象の概要</b> .....	4
1. 豊中市の子育ち・子育て支援政策・施策の概要.....	4
2. 豊中市の子育ち・子育て支援体制の概要.....	10
<b>第3 監査の総括</b> .....	14
1. 全庁的な措置対応の推進について.....	14
2. 監査の結果及び意見の一覧.....	17
<b>第4 監査の結果及び意見</b> .....	22
I こども政策課.....	22
1. ファミリー・サポート・センター事業.....	22
2. 民間放課後児童健全育成事業所運営助成.....	27
3. 「子育ち・子育て支援行動計画」の推進.....	29
II こども相談課.....	34
1. 子育て支援センターほっぺ事業.....	34
2. 家庭児童相談事業.....	39
3. 障害児施設通所.....	42
4. あゆみ学園車両管理.....	48
5. 実地指導改善報告書.....	52
6. 個別療育.....	54
7. 使用料に係る現金管理及び債権管理.....	56
8. しいの実学園診療収入の返戻管理等.....	61
9. 公募型プロポーザル方式における財務情報.....	64

Ⅲ こども事業課 .....	67
1. 認定こども園等教育・保育推進事業 .....	67
2. 病児保育事業 .....	72
3. 保育士・保育所支援センター事業 .....	75
4. 庄内一時保育事業 .....	77
5. 公立こども園施設管理・公立こども園施設運営 .....	80
6. 公立こども園支援事業 .....	85
7. 私立認定こども園等給付・私立認定こども園等運営助成 .....	88
8. 私立幼稚園振興助成金 .....	95
9. 過年度包括外部監査の措置状況 .....	99
Ⅳ 子育て給付課 .....	102
1. 母子父子福祉センター施設運営管理ほか .....	102
2. 児童福祉総合システム、ひとり親家庭等日常生活支援事業 .....	110
3. 児童手当、子ども医療費助成事業 .....	119
4. 助産制度 .....	122
5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 .....	124
Ⅴ 地域共生課 .....	129
1. 社会福祉協議会事業補助 .....	129
Ⅵ 福祉指導監査課 .....	136
1. 指導監査 .....	136
Ⅶ 母子保健課 .....	138
1. 妊産婦健康診査 .....	138
2. 相談(母子保健) .....	141
3. 未熟児養育医療給付事業 .....	143
Ⅷ 学び育ち支援課 .....	145
1. 放課後こどもクラブ運営 .....	145
2. 放課後こどもクラブ施設管理 .....	149

IX 公立認定こども園 .....	152
1. 公立認定こども園運営経費の区分の概要 .....	152
2. 公立こども園配当ほか .....	153
3. 実費負担金 .....	162

(注:本報告書の表記方法について)

1.端数処理

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2.数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として豊中市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

そのほかの資料を用いたものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3.監査の結果及び意見

監査の結論を「監査の結果」と「監査の意見」に分けて記載している。

監査の結果	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の意見	監査の結果以外で、改善・検討を求める事項



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

子育て・子育て支援に係る財務事務の執行について

### 3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

子どもや家庭を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行や家族形態・就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化といった地域社会の変化によって大きな影響を受けている。また、児童虐待の顕在化や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化している。

このような状況の中、豊中市では、「豊中市子ども健やか育み条例」及び「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に基づき、子どもに関わる様々な分野にわたる子育て・子育て支援施策の総合的な推進を図っている。また、基本政策重点プロジェクト「子どもの夢実現プロジェクト」の取り組みとして「豊中版子育て安心プラン」を策定し、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくり、すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりの推進を図っている。

以上のことから、子どもや家庭を取り巻く環境変化や複雑化した課題への対応が適切になされているか、子育て・子育て支援に係る財務事務の執行について監査を行うことは、今後の豊中市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

### 4. 監査対象年度

原則として、平成 30 年度

(必要に応じて、平成 29 年度以前の各年度及び平成 31 年度(令和元年度)についても対象とした。)

## 5. 監査の方法

### (1) 監査の視点

- ・ 子育ち・子育て支援に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 子育ち・子育て支援に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

### (2) 主な監査手続

- ・ 子育ち・子育て支援に係る事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 公立認定こども園及び子育て支援施設の現地調査を実施する。

### (3) 監査の対象

#### ① 対象部署

こども未来部各課及び「こどもすこやか育みプラン・とよなか」掲載事業のうち、主に就学前の子どもを対象とした事業を行っている課を対象とした。なお、福祉指導監査課及び学び育ち支援課の監査対象事業は、監査対象年度である平成30年度においてはこども未来部所管であったため、対象部署とした。

- ・ こども未来部    こども政策課
- ・ こども未来部    こども相談課
- ・ こども未来部    こども事業課
- ・ こども未来部    子育て給付課
- ・ 福祉部            地域共生課
- ・ 福祉部            福祉指導監査課
- ・ 健康医療部       母子保健課
- ・ 教育委員会       学び育ち支援課

## ② 現地調査

下記の公立認定こども園及び子育て支援施設を対象とした。なお、公立認定こども園については、規模や位置等を勘案し、対象を決定した。

公立認定こども園	てしまこども園
	せんなりこども園
	本町こども園
	高川こども園
	東豊中こども園
子育て支援施設	児童発達支援センター
	子育て支援センターほっぺ
	母子父子福祉センター

## 6. 監査の実施期間

令和元年6月27日から令和2年2月13日まで

## 7. 補助者

公認会計士	石崎一登
公認会計士	木下 哲
公認会計士	小森泰邦
公認会計士	宮本和之
公認会計士	山崎愛子
公認会計士	渡邊浩志

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 豊中市の子育ち・子育て支援政策・施策の概要

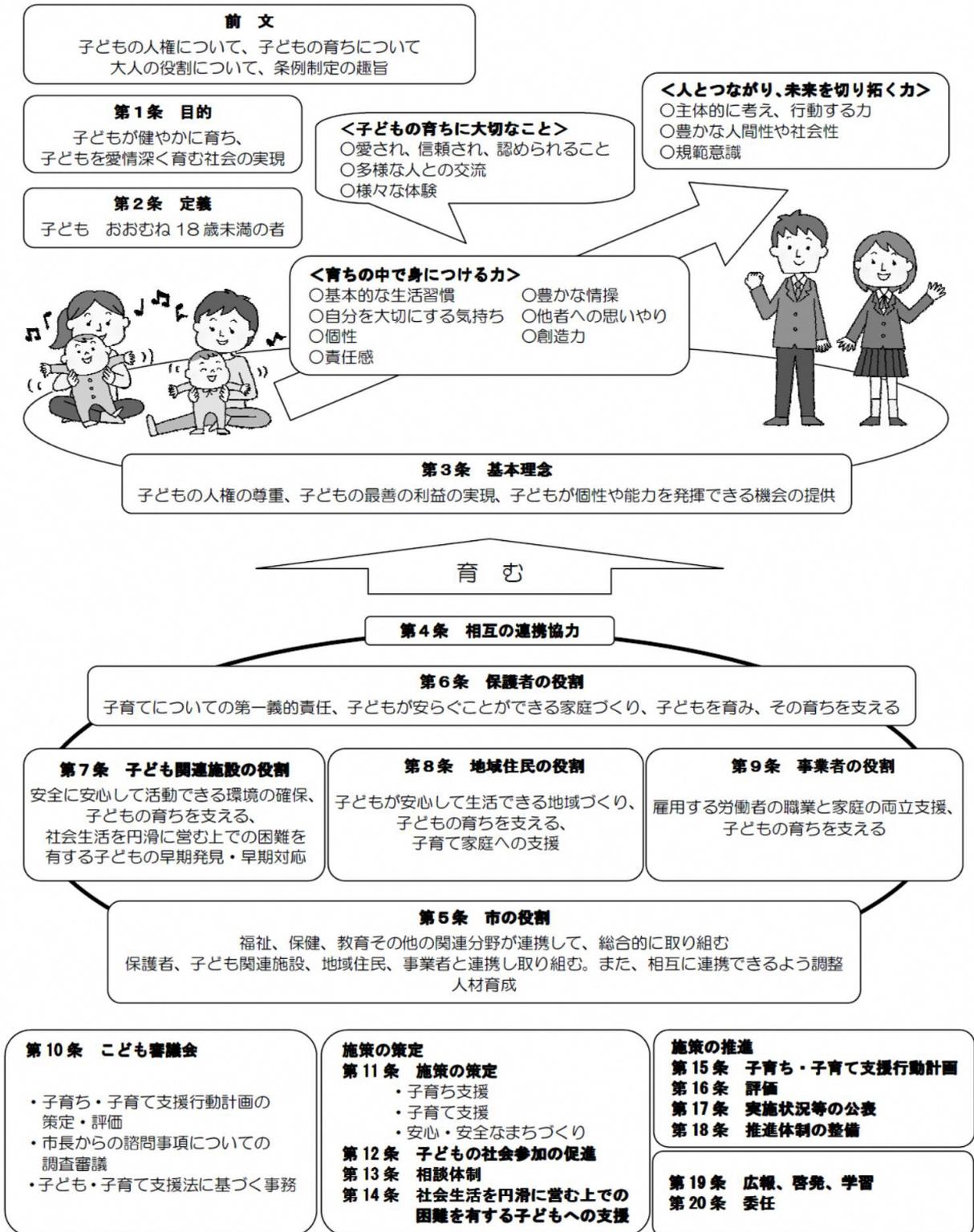
#### (1) 豊中市子ども健やか育み条例

市では、平成 17 年以降、次世代育成支援対策推進法に基づく「こども未来プラン・とよなか」により、全庁横断的な体制の下、総合的・計画的に子育ち・子育て支援の取り組みを推進してきた。しかし、次世代育成支援対策推進法が、平成 27 年 3 月までの時限立法であったことから、国の動向にかかわらず、これまでどおり総合的・計画的な取り組みを進めるため、市としての子育ち・子育て支援に関する基本的な考え方と将来にわたっての推進方策を明らかにすることを目的として、平成 25 年 4 月 1 日に「豊中市子ども健やか育み条例」を制定した。

豊中市子ども健やか育み条例では、「豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現する」ことをめざしている。

豊中市子ども健やか育み条例の概要は、図 1 のとおりである。

図1 豊中市子ども健やか育み条例の概要



(出典:こどもすこやか育みプラン・とよなか)

## (2) こどもすこやか育みプラン・とよなか

市は、豊中市子ども健やか育み条例を推進するため、平成 27 年 3 月に「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を制定している。

こどもすこやか育みプラン・とよなかは、豊中市子ども健やか育み条例第 15 条に基づく「子育て・子育て支援行動計画」として位置づけられており、また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村計画として位置づけられているものである。

### 豊中市子ども健やか育み条例より抜粋

第 15 条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 11 条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育て・子育て支援行動計画を策定しなければならない。

### 子ども・子育て支援法より抜粋

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

加えて、こどもすこやか育みプラン・とよなかは、次世代育成支援対策推進法及び新・放課後子ども総合プランに基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」としても位置づけられている。また、こどもすこやか育みプラン・とよなかは、おおむね 18 歳までの子どもと子育て家庭などに対する様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとしている。

こどもすこやか育みプラン・とよなかの施策体系は、図 2 のとおりである。

「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」を基本理念とし、豊中市子ども健やか育み条例第 11 条に基づき、「子育て支援」、「子育て支援」、「安心・安全なまちづくり」を施策の柱としている。さらに、豊中市子ども健やか育み条例第 12 条から第 14 条に基づき、「子どもの社会参加の促進」、「子どもの相談窓口体制の整備」、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援」の 3 つを重点施策に掲げている。

図2 こどもすこやか育みプラン・とよなかの施策体系

<b>基本理念</b>	すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか
<b>施策の柱1</b>	<b>子育て支援</b>
	<b>1-1 保育及び教育環境の充実</b> 小学校就学前の学校教育・保育の充実、学校教育の充実など
	<b>1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供</b> 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など
	<b>1-3 子どもの居場所づくり</b> 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど
	<b>1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援</b> 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援など
<b>施策の柱2</b>	<b>子育て支援</b>
	<b>2-1 地域の子育て環境の整備</b> 地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上、子どもの健全育成の推進など
	<b>2-2 子育てに必要な情報提供等</b> 子育てに必要な情報提供の充実、家庭の教育力向上など
	<b>2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援</b> 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援、社会生活を円滑に営む上での困難を有する家庭への支援など
	<b>2-4 子育てと仕事の両立の推進</b> 保育所の充実、多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス*の推進など
<b>施策の柱3</b>	<b>安心・安全なまちづくり</b>
	<b>3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備</b> 母子保健サービスの充実、医療体制の充実、子育てにやさしい生活環境整備、経済的負担の軽減など
	<b>3-2 子どもの安全確保</b> 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など
<b>重点施策</b>	子どもの社会参加の促進 子どもの相談窓口体制の整備 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

(出典:こどもすこやか育みプラン・とよなか)

### (3) 関連する計画等

#### ① 障害のある子どもへの支援の基本的な考え方

こどもすこやか育みプラン・とよなかの重点施策 3「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援」の中で、取り組み 2 として「障害のある子どもへの支援の充実」が掲げられている。この取り組みを進めるため、市は、平成 28 年 9 月に「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」を示している。

この基本的な考え方では、「すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家族が地域で主体的に社会生活を営む」ことをめざす姿としており、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域が連携し、気づく・つなぐ・支えるの 3 つの基本姿勢で取り組むこととしている。

#### ② 公立こども園の適正配置に向けた基本方針

こどもすこやか育みプラン・とよなかに基づき、将来予測される小学校就学前の子どもの数の減少を見据え、中長期的な課題として、公立こども園の適正な配置について計画的に取り組むため、市は、平成 28 年 9 月に「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」を示している。

この基本方針では、公立こども園に 4 つの機能(ベンチマーク機能、人材育成機能、子育てに関するセーフティーネット機能、地域子育て支援拠点機能)をもたせ、共に育ち、学ぶ、全てのとよなかの子どものために、地域の様々な機関・団体・資源と連携した子育て・子育て支援の取り組みの推進、次代を担う子どもたちの育ちを支える教育・保育内容の充実を確立、地域の子育て家庭がいつでも身近に立ち寄れる居場所づくりをめざす姿としている。

#### ③ 「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画

上記②の「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」に基づき、将来予測される児童数の減少を見据え、地域ごとの特性に応じた配置及び整備に向けた取り組みやスケジュール等を示すために、市は、平成 30 年 9 月に「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画」を示している。

この計画では、②の基本方針で示した公立こども園の 4 つの機能を果たすための、ニーズの視点、エリアの視点、ハード・ソフトの視点に基づき、改めて、中学校区を単位として人口推計し、保育ニーズやこども園の設備等の状況も勘案して、特徴ある地域ごとの資源などを分析し配置計画を定めるとしている。

#### ④ 豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方

(2)で記載したとおり、こどもすこやか育みプラン・とよなかは、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」としても位置づけられている。

平成 29 年 10 月に市が示した「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に関連するこどもすこやか育みプラン・とよなかの事業群を「こどもの未来応援施策」とし、国の大綱の 4 つの柱で整理したものである。

#### ⑤ 豊中版子育て安心プラン

基本政策の重点プロジェクトの一つである「子どもの夢実現プロジェクト」の取り組みとして、市は、平成 31 年 2 月に「豊中版子育て安心プラン」を策定している。

豊中版子育て安心プランは、こどもすこやか育みプラン・とよなかを補完するものであり、就学前の子どもたちの教育・保育の量・質共に保障するとともに、子育て家庭の支援を充実することで、子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくりをめざしている。

具体的には、国の施策に合わせて、教育・保育の質の確保を図るとともに、幼児期の教育を全ての子どもに保障することで、全ての子どもが健やかに育まれる環境づくりを推進すること、待機児童ゼロを維持し、在宅の子育て支援についても更に充実させることで、女性の就労環境整備や、就労の有無にかかわらず、全ての家庭が安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的とし、① 保育定員の確保、② 幼児教育・保育の無償化、③ 教育・保育の質の確保、④ 多様な子育てニーズへの対応の 4 つのメニューを展開している。

## 2. 豊中市の子育ち・子育て支援体制の概要

### (1) こども未来部の概要

こども未来部は、こども政策課、こども相談課、こども事業課、子育て給付課で構成されている。また、こども政策課に、子育て安心プロジェクトチームが設置されている。

子育て安心プロジェクトチームは、今後も保育ニーズが見込まれる中、引き続き待機児童のゼロを維持するため、平成30年8月に設置されたものである。なお、平成31年4月1日現在の待機児童数は前年に引き続き0人であった。

各課の事務分掌は下記のとおりである。

課名	分掌事務
こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の総括事務に関する事</li> <li>(2) 部の総括事務に係る主管部課との連絡調整に関する事</li> <li>(3) 子育ち・子育ての支援の総合企画及び調整に関する事</li> <li>(4) 子育ち・子育ての支援に係る基本的事項の調査研究に関する事</li> <li>(5) 助産施設及び母子生活支援施設の設置の認可等に関する事</li> <li>(6) 豊中市こども審議会及び豊中市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に関する事</li> <li>(7) 民間の特定教育・保育施設の整備の支援及び特定地域型保育事業者の支援並びに認定こども園への移行の促進に関する事</li> <li>(8) 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の設置の認可等に関する事</li> <li>(9) 特定教育・保育施設等の確認等に関する事</li> <li>(10) 認可外保育施設等の届出等に関する事</li> <li>(11) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事</li> <li>(12) 子育て援助活動支援事業に関する事</li> <li>(13) 部内の他の課に属しない事</li> </ul>
こども相談課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こども総合相談窓口に関する事</li> <li>(2) 子どもの相談に係る関係各課等との連絡調整に関する事</li> </ul>

課名	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業(こども事業課に属するものを除く。)に関する事</li> <li>(4) 児童虐待及び要保護児童対策地域協議会に関する事</li> <li>(5) 障害児支援に係る施策の総合企画及び調整に関する事</li> <li>(6) 児童発達支援センター及び子育て支援センターとの連絡調整に関する事</li> <li>(7) 児童発達支援センターの給食の献立及び給食材料に関する事</li> <li>(8) 障害児通所給付費の給付決定その他障害児通所給付費等に関する事</li> </ul>
こども事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市立認定こども園に係る企画及び調整に関する事</li> <li>(2) 市立認定こども園との連絡調整に関する事</li> <li>(3) 民間の教育・保育施設、地域型保育事業者、家庭保育所及び認可外保育施設(家庭保育所を除く。)(以下、「教育・保育施設等」という。)との連絡調整に関する事</li> <li>(4) 教育・保育施設等の保育内容及び保育研修に関する事</li> <li>(5) 市立認定こども園の緊急一時保育及び本町休日保育に関する事</li> <li>(6) 市立認定こども園の緊急一時保育料及び本町休日保育料の調定及び徴収、強制執行並びに徴収停止等(債権管理課に属するものを除く。)に関する事</li> <li>(7) 市立認定こども園の給食の献立及び給食材料等に関する事</li> <li>(8) 市立認定こども園の維持管理に関する事</li> <li>(9) 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関する事</li> <li>(10) 教育・保育施設等の運営に係る助成に関する事</li> <li>(11) 民間の一時預かり事業及び病児保育事業(子育て給付課に属するものを除く。)に関する事</li> </ul>
子育て給付課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び利用者支援に関する事</li> <li>(2) 特定教育・保育施設等との利用調整及び保育料の連絡調整に関する事</li> </ul>

課名	分掌事務
	(3) 市立認定こども園の入退園並びに認可保育所及び家庭保育所の入退所に関する事 (4) 市立認定こども園及び認可保育所の保育料の調定並びに徴収、強制執行、徴収停止等(債権管理課に属するものを除く。)に関する事 (5) 市立認定こども園の延長保育料及び主食給食費等の調定及び徴収、強制執行並びに徴収停止等(債権管理課に属するものを除く。)に関する事 (6) 実費徴収に係る補足給付事業に関する事 (7) 病児保育事業の利用料の連絡に関する事 (8) 私立幼稚園在籍園児の保護者に対する補助金の交付に関する事 (9) 児童手当(職員に係るものを除く。)並びに児童扶養手当に関する事 (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事 (11) 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関する事(債権管理課に属するものを除く。) (12) 助産及び母子保護の実施に関する事 (13) 母子父子福祉センターの管理に関する事 (14) 子ども及びひとり親家庭等に係る医療の助成制度に関する事

## (2) 組織機構改正の概要

市は、基本政策に基づく取り組み等を着実に推進するため、平成 31 年度に組織機構の改正を行っている。子育て・子育て支援体制に関する組織機構の改正は、下記のとおりである。

### ① 母子保健課の設置

母子の健康の保持や増進の更なる充実に向け、妊娠、出産、子育てを切れめなく総合的に支援するとともに、配慮が必要な子どもやその家庭に寄り添いながら支援するために「母子保健課」を設置した。

## ② 児童発達支援センターの設置

障害のある子どもへの療育支援等を充実・強化するとともに、成長段階にしたがって切れ目のない支援を行うため、しいの実学園・あゆみ学園を発展的に統合し、新たな「児童発達支援センター」を障害福祉センターひまわりと同施設内に設置した。

## ③ 学び育ち支援課の設置

放課後こどもクラブ事業、放課後の子どもの居場所づくり事業、地域子ども教室事業、すこやかネット事業、学校地域連携ステーション事業等を一体的に実施し、学校、家庭、地域が連携した放課後の子どもの健やかな育成を総合的に進めていくため、「学び育ち支援課」を設置した。

## ④ 指導監査等事務の移管

こども政策課で所管していた保育所やこども園等の子ども関連施設の指導監査等事務について、子ども関連施設以外の社会福祉施設の指導監査と一体的に実施することにより、事務の有効性・効率性を高めるため、福祉指導監査課に移管した。

### 第3 監査の総括

#### 1. 全庁的な措置対応の推進について(監査の意見)

これまで3年間、包括外部監査を実施してきたが、同種の指摘がなされるなど、監査の結果及び意見として指摘した事項が、十分に浸透しておらず、対応が不十分である状況が見受けられた。

例えば、今回の監査において、「契約書における契約保証金の定めについて」(記載箇所:69頁)指摘しているが、平成29年度の監査でも同じ指摘を行っている。当該指摘は、監査対象課(教育総務課)だけでなく、全庁的な対応が求められる事項であったため、契約検査課が契約書のひな形を修正し、周知を行っていたが、その内容が子ども事業課に浸透していなかったものである。

なお、契約検査課における契約書のひな形の修正は平成30年12月に行われているが、教育総務課における措置が平成30年4月であったことからすると、更に迅速に対応する必要があったといえる。

「随意契約理由の公表の網羅性確保について」(記載箇所:117頁)も、平成29年度の監査において同じ指摘を行っている。当該指摘は、随意契約理由を公表すべきことが随意契約ガイドラインで示されているにもかかわらず、公表されていなかった事例であり、監査対象課(教育総務課)においては適切に措置がなされていた。しかし、随意契約ガイドラインの修正等を伴うものではなかったこともあり、周知を行っていたものの、その内容が子育て給付課に浸透していなかったものである。

「定期的な備品の実地たな卸の実施について」(記載箇所:155頁)では、備品台帳と現物との不整合について指摘しているが、平成29年度及び平成30年度の監査でも同じ指摘を行っている。当該指摘は、監査対象課(公立認定子ども園)個別の問題ではないと思われるため、全庁的な対応が求められると考える。

「債務負担行為の設定について」(記載箇所:48頁)では、実質的に複数年度にまたがる契約であるにもかかわらず、債務負担行為を設定していなかったとの指摘を行っている。当該指摘は、監査対象課(子ども相談課)個別の問題ではないと思われるため、全庁的な対応が求められると考える。

「児童手当の支払事務に係る情報漏洩対策について」(記載箇所:121頁)では、外部媒体を介した個人データの切り出しや引き渡しが行われている支払事務について、

情報漏洩リスクを指摘している。情報漏洩リスクについては、平成 30 年度の監査でも「上下水道局の情報セキュリティ」で同様の指摘を行っている。

このように、外部媒体を介した個人データの切り出しや引き渡しが行われている支払事務に潜む情報漏洩リスクは、監査対象課(子育て給付課)個別の問題ではないと思われるため、全庁的な対応が求められると考える。

「契約関連文書の品質と管理機能の欠落について」(記載箇所:112 頁)では、文書の不備や管理状況について、種々の問題点を指摘している。この点については、平成 29 年度の監査において、監査の総括として、適切な事務執行に向けて解決すべきと考えられる課題(文書記載事項の正確性の確保等、文書の管理状況の改善、文書の位置づけの整理見直し)について述べたところである。

文書管理については、全庁的な対応が求められるため、市としても、令和元年度に総務担当課を対象に「文書管理にかかる現地調査」を開始した。令和 2 年 2 月現在、現地調査結果の取りまとめ・改善検討を行っているところであり、年度内に結果報告書が取りまとめられる予定である。文書管理の改善につながることを期待したい。

冒頭にも述べたが、上記のように、今回の監査において、過去の指摘と同種の指摘を行ったものがあつた。包括外部監査における指摘については、ほかの所管課においても同一の事象が存在することが見込まれる場合には、その内容を全庁的に周知し、改善を図る仕組みを構築する必要がある。

指摘内容の全庁的な周知については、これまでも行ってきたことと思われるが、浸透していない状況であつた。このことは、通知や研修により一方的に周知するだけでは、効果がないことを表しているといえる。

今回の監査で、契約事務に対する重要性の認識欠如とそれからくる実施すべき契約事務についての理解不足を指摘したが、これを改善するためには、総務部門(契約検査課)が積極的に取り組む必要がある。

確かに、契約事務に関するマニュアルは作成されているが、分厚く読みにくいため、現場たる事業部門にとっては参照・理解が困難な状況と思われる。また、マニュアルに関する研修も実施しているが、参加は任意であることから、周知が徹底しにくい一因と思われる。マニュアルについては、最低限必要な事務手続を理由とともに一覧にするなど参照・理解しやすいよう整理すること、研修については、契約事務を初めて担当する職員は参加を必須とするなどの対応が考えられる。

しかし、これらの対応を、契約検査課による一方的なマニュアル改正や研修実施とするだけでは、これまで同様、全庁的な浸透は見込めないと考える。今回の監査でのヒアリングにおいて、契約事務について契約検査課に問い合わせたよいか躊躇し

ているとの現場の声があった。現場としては、マニュアルを見ても分かりにくいいため、契約事務を理解しているものに教示を求めているものと思われる。

したがって、令和元年度に「文書管理にかかる現地調査」を実施したように、契約事務についても現地調査を実施することで、まずは、契約検査課が主体的に現場の声を吸い上げることが必要ではないかと考える。

監査の指摘に対する措置の実効性を確保するために、全庁的な措置対応を推進することを期待したい。

## 2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、表1のとおりである。結果が38項目、意見が36項目あり、合わせて74項目である。

なお、表中の右側にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表1 監査の結果及び意見の一覧

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
<b>監査の総括</b>			
監査の総括	全庁的な措置対応の推進について	意見	14
<b>I こども政策課</b>			
1. ファミリー・サポート・センター事業	① ファミリー・サポート・センター事業のサービス内容の見直しについて	意見	24
2. 民間放課後児童健全育成事業所運営助成	① 子どもの居場所づくり施策の今後の展開について	意見	28
3. 「子育て・子育て支援行動計画」の推進	① 地域のセーフティーネット体制の更なる充実化について	意見	30
<b>II こども相談課</b>			
1. 子育て支援センターほっぺ事業	① 公金取扱現金出納簿の記載の徹底について	結果	36
	② 使用料の金融機関への払い込みまでの期間の短縮について	結果	36
	③ ほっぺ遊び場の利用者数目標値の見直しについて	意見	37
2. 家庭児童相談事業	① 緊急案件の業務報告の定めについて	意見	40
	② 個人情報保護研修の実績報告について	結果	41
3. 障害児施設通所	① 障害児通所給付費の支給決定基準の策定について	結果	44
	② 面談記録の作成及び添付の徹底について	結果	46
4. あゆみ学園車両管理	① 債務負担行為の設定について	結果	48

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
5. 実地指導改善報告書	① 実地指導改善報告書記載事項への未対応について	結果	52
6. 個別療育	① 大阪府のこども発達支援センター青空(そら)の定員確保の必要性を含めた個別療育のあり方の再検討について	意見	55
7. 使用料に係る現金管理及び債権管理	① 債権管理台帳の未作成について	結果	57
	② 現金受領簿の承認方法について	結果	58
8. しいの実学園診療収入の返戻管理等	① より明確な返戻管理の実施について	意見	61
	② システム上の審査請求額について	意見	62
9. 公募型プロポーザル方式における財務情報	① 公募型プロポーザル方式における財務情報の確認について	意見	65
<b>Ⅲ こども事業課</b>			
1. 認定こども園等教育・保育推進事業	① 豊中市キッズフェスタ補助金の使用内容について	意見	68
	② 契約書における契約保証金の定めについて	結果	69
	③ 保護者講演会の細事業区分について	意見	70
2. 病児保育事業	① 補助事業者の関連法人への支出について	意見	73
3. 保育士・保育所支援センター事業	① 登録事業所の増加に向けた取り組みについて	意見	76
4. 庄内一時保育事業	① 子育て相談事業の活性化について	意見	78
5. 公立こども園施設管理・公立こども園施設運営	① 再委託承諾手続の適切な実施について	結果	81
	② 委託契約における対象物件の明確化について	意見	82
6. 公立こども園支援事業	① 保育アドバイザー派遣事業における講師謝礼金の支給基準について	結果	86
	② げんキッズプロジェクト事業の実施内容の評価について	意見	87

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
7. 私立認定こども園等給付・私立認定こども園等運営助成	① 私立認定こども園等給付の精算時における公定価格と運営費補助金算定上の公定価格の差異について	結果	91
8. 私立幼稚園振興助成金	① 私立幼稚園に対する補助金に関する補助対象経費の明確化について	意見	96
	② 補助事業に係る収入の実績報告(収支決算書)への記載について	結果	98
9. 過年度包括外部監査の措置状況	① 措置内容について	意見	100
<b>IV 子育て給付課</b>			
1. 母子父子福祉センター施設運営管理ほか	① 指定管理料で購入したパソコンの管理方法の見直しについて	意見	106
	② 事業の継続性への配慮の必要性について	意見	107
2. 児童福祉総合システム、ひとり親家庭等日常生活支援事業	① 契約関連文書の品質と管理機能の欠落について	結果	112
	② 契約事務の再整備について	意見	114
	③ 契約書の条項の見直しについて	結果	116
	④ 契約事務チェックリストの活用の徹底について	意見	116
	⑤ 随意契約理由書の標準様式の整備について	意見	116
	⑥ 随意契約理由の公表の網羅性確保について	結果	117
	⑦ 再委託承諾手続の大幅な遅延について	結果	117
	⑧ 随意契約理由の公表方法について	意見	118
3. 児童手当、子ども医療費助成事業	① 契約金額の支払根拠の明確化について	結果	120
	② 児童手当の支払事務に係る情報漏洩対策について	意見	121
4. 助産制度	① 事務取扱要綱の整備について	結果	122

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	① 豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部整備について	意見	124
	② 貸付事務の問題点について	結果	125
<b>V 地域共生課</b>			
1. 社会福祉協議会事業補助	① 補助対象事業の明確化について	意見	130
	② 小地域ネットワーク事業の補助の見直しについて	意見	133
<b>VI 福祉指導監査課</b>			
1. 指導監査	① 私立認定こども園等給付事業との連携について	意見	137
<b>VII 母子保健課</b>			
1. 妊産婦健康診査	① 豊中市妊婦健康診査実施要綱の見直しについて	結果	139
	② 随意契約の根拠条文の誤りについて	結果	139
2. 相談(母子保健)	① ふれまま&育児ママ相談室の日報の添付書類の漏れについて	結果	142
3. 未熟児養育医療給付事業	① 給付の決定の決裁日及び施行日の記載漏れについて	結果	144
<b>VIII 学び育ち支援課</b>			
1. 放課後こどもクラブ運営	① 原材料配合表の未入手について	結果	147
	② 栄養成分表の無記載について	結果	147
	③ 納品書と納品明細書との整合性の確認について	意見	147
	④ 廃棄量の削減について	意見	148
2. 放課後こどもクラブ施設管理	① 履行確認の徹底について	意見	149

細事業名等	監査の結果及び意見	結果	頁
<b>Ⅸ 公立認定こども園</b>			
2. 公立こども園配当ほか	① 備品の廃棄手続の徹底について	結果	154
	② 定期的な備品の実地たな卸の実施について	結果	155
	③ 備品台帳の記載方法の整理について	意見	155
	④ 公立認定こども園における納品確認印の押印徹底について	結果	156
	⑤ 執行すべき会計年度の誤りについて	結果	156
	⑥ 現金保管期間の短縮について	結果	158
	⑦ 退職職員給食費の収納事務について	結果	158
	⑧ 書損処理について	結果	159
	⑨ 領収証書の管理について	結果	159
	⑩ 公金取扱現金出納簿の日付誤りについて	結果	159
	⑪ 現金取扱員の所掌事務の見直しについて	意見	160
	⑫ 領収証書綴りの受払簿の記載について	結果	160
	⑬ タクシーチケット使用簿の記載について	結果	161
3. 実費負担金	① 預り金の管理方法の検討について	意見	162

## 第4 監査の結果及び意見

### I こども政策課

#### 1. ファミリー・サポート・センター事業

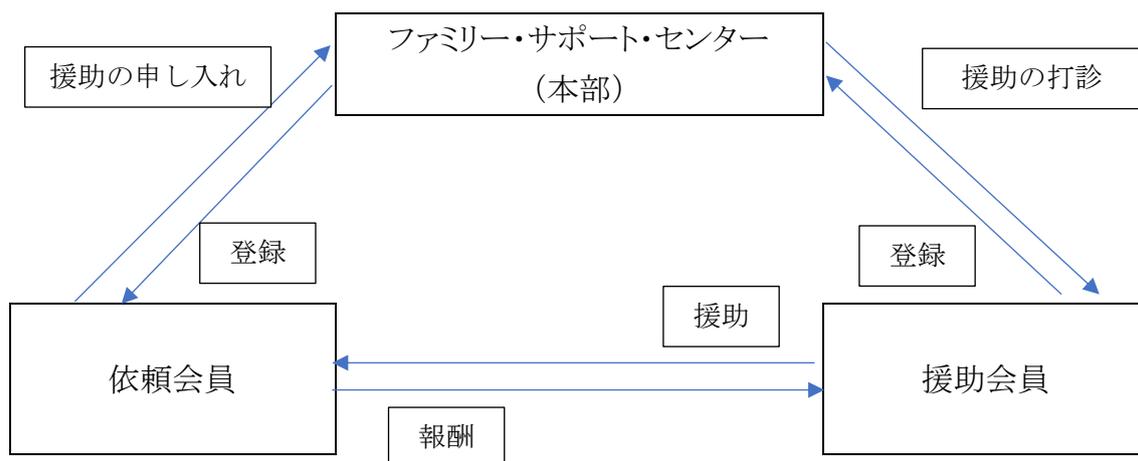
##### (1) 事業の概要

###### ① 事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、市内において育児の援助を行いたい者(以下、「援助会員」という。)と育児の援助を受けたい者(以下、「依頼会員」という。)を組織化し、相互扶助の精神に基づく援助活動を行うことにより、地域で子育てを支えあい、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる子育て支援環境を整備し、もって社会福祉の増進を図ることを目的としている(豊中市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)第1条)。

援助会員及び依頼会員からなる会員組織として、とよなかファミリー・サポート・センターが組織化されており、その事務局がこども政策課に置かれている。そして、地域に精通し、適切な事業運営を確保できると認められる法人に本事業の運営を委託することができる(実施要綱第5条)としており、市は、本事業を社会福祉法人豊中市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)に委託している。

図3 ファミリー・サポート・センターのしくみ



(出典:市社協ホームページ)

○依頼会員と援助会員の両方を兼ねることもできる(両方会員)

○援助会員への謝礼金は下記のとおり

平日(月～金)午前8時～午後8時	1時間あたり800円
上記以外・病気回復期	1時間あたり900円

市社協へ委託している本事業の内容は下記のとおりである(実施要綱第4条)。

- (1) 援助会員及び依頼会員(以下、「会員」という。)の募集、登録その他の会員組織業務に関する事。
- (2) 実施要綱第14条に規定する相互援助活動(以下、「相互援助活動」という。)の調整に関する事。

相互援助活動の内容

- 1) 保育施設等の保育開始時まで子どもを預かる事。
- 2) 保育施設等や学童保育等の終了後又は学校の放課後、子どもを預かる事。
- 3) 保育施設等と会員宅間において子どもの送迎を行う事。
- 4) 子どもが軽度の病気の場合等臨時的、突発的に終日子どもを預かる事。
- 5) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行う事。

- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会や研修会等の開催に関する事。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会等の開催に関する事。
- (5) 保育所その他の関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 定期的な広報紙を発行する等広報に関する事。
- (7) その他センターの目的の達成又は運営のために、特に市長が必要と認める事。

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	8,270	8,436	8,430
決算額	8,270	8,127	8,430

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	8,430	平成 30 年度豊中市ファミリー・サポート・センター事業委託契約
合計	8,430	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① ファミリー・サポート・センター事業のサービス内容の見直しについて(監査の意見)

表 2 及び図 4 は、2008 年度から 2018 年度までのファミリー・サポート・センターの会員数及びサービス件数の推移を示したものである。

2009 年度以降、会員数は増加しており、相互援助活動の担い手である援助会員数も、2018 年度は前年度よりも減少しているが、それを除けば増加傾向にある。一方、活動回数は、2011 年度の 5,691 回に対して 2018 年度は 3,018 回にとどまっており、2011 年度以降は減少傾向にある。

活動回数の減少については、放課後子どもクラブ等の開設時間延長や企業の時短制度の導入など、働きやすい環境が整うことに伴い、本事業の定期的な利用が減少傾向にあるとのことである。表 3 は、2016 年度と 2018 年度の活動内容別回数を比較したものであるが、「保育所・幼稚園の迎え」が 2016 年度の 596 回から 2018 年度の 380 回に、「保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり」が 2016 年度の 1,001 回から 2018 年度の 746 回に、それぞれ 216 回、255 回と大きく減少している。これは、働きやすい環境が整うこと等に伴うニーズの変化と考えられる。また、「保育所・幼稚園の登園前の預かり」が 2016 年度の 198 回から 2018 年度の 5 回に、193 回と大きく減少しているが、これも定期的に利用していた依頼会員がサービスを利用しなくなったことによるものである。

このように、依頼会員が年々増加しているにもかかわらず、援助会員の活動回数が減少しており、リソースが十分に活用されていない状況になりつつある。この要因としては、働きやすい環境が整うこと等に伴うニーズの変化に加え、急な残業や体調不良等の“もしもの時”に依頼できるようにしておくといった保険的な役割を目的として会員登録を行う依頼会員が増加しているものの、実際に依頼するケースはそれほど多くないことが挙げられる。今後は、リソースを活用するためには、子育て家庭のニーズの多様化に対応することが求められる。

市においては、特に保護者の負担感の大きい 0 歳児から 2 歳児への対応や、周囲

からの孤立等、子育て環境に課題がある保護者への対応などを検討しているとのことであるが、本事業は、このようなこれまで対応してこなかった新たなニーズに対応できるよう、サービス内容を見直す必要がある。

表 2 ファミリー・サポート・センターのサービス件数・会員数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
会員総数 (人)	1,199	1,117	1,333	1,484	1,598	1,773	1,888	2,067	2,140	2,341	2,447
依頼会員数 (人)	827	789	963	1,081	1,189	1,348	1,428	1,567	1,620	1,796	1,902
援助会員数 (人)	298	266	294	314	326	335	359	381	395	408	406
両方会員数 (人)	74	62	76	89	83	90	101	119	125	137	139
活動回数 (回)	3,890	4,597	5,109	5,691	5,151	4,097	3,575	4,094	4,106	3,854	3,018

図 4 ファミリー・サポート・センターの会員数・活動回数

(人、回)

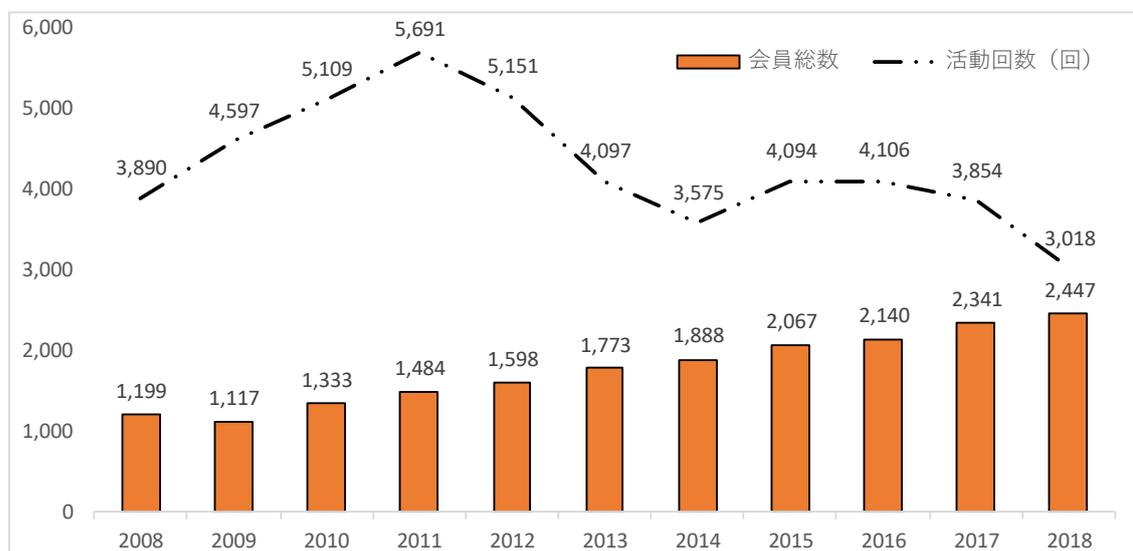


表3 ファミリー・サポート・センター事業活動内容別回数

(単位:回)

内容	2016年度	2018年度	増減
保育所・幼稚園の登園前の預かり	198	5	△193
保育所・幼稚園の送り	148	90	△58
保育所・幼稚園の迎え	596	380	△216
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	1,001	746	△255
学童の放課後の預かり	36	55	19
放課後こどもクラブの迎え	3	38	35
放課後こどもクラブの迎え及び帰宅後の預かり	506	440	△66
子どもの病気回復期の援助	3	0	△3
子どもの習い事等の場合の援助	1,087	918	△169
保育所・学校等休み時の援助	102	67	△35
保育所等施設入所前の援助	0	0	—
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	145	99	△46
保護者等の求職活動中の援助	38	0	△38
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助	22	18	△4
保護者等の外出の場合の援助	18	26	8
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	23	21	△2
他の子どもの病気で保護者等が関わる間の援助	25	52	27
その他(双子、障害児、リフレッシュ等の援助)	155	63	△92
合計	4,106	3,018	△1,088

## 2. 民間放課後児童健全育成事業所運営助成

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する者に対し、放課後児童健全育成事業所補助金を交付するものである。

補助金を交付するに当たっては、豊中市補助金等交付規則に定めるもののほか、豊中市民間放課後児童健全育成事業所補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の定めるところによる。

市は、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を「放課後こどもクラブ」と称しており、豊中市子育て・子育て支援行動計画において、放課後こどもクラブの目標事業量を設定している。その目標事業量を確保するためには、直営の放課後こどもクラブだけでは事業量が不足するとして、その不足分の受け皿を民間でカバーするために、平成27年4月に交付要綱を定め、放課後こどもクラブの実施に当たって民間活力の導入を促している。

#### 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	5,230	5,230	5,996
決算額	—	—	—

#### ③ 平成30年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
—	—	—
合計	—	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 子どもの居場所づくり施策の今後の展開について(監査の意見)

直営の放課後こどもクラブだけでは事業量が不足するとして、その不足分を民間でカバーすることを目的として平成 27 年 4 月から本制度を開始したが、制度開始から現在まで補助実績が 1 件もない。

この要因の一つとして、補助金額が民間事業者にとって見合わないことが考えられる。この点、補助対象や補助金算定方法等について交付要綱を見直すことなどにより、民間事業者の参入の拡大を図ることも考えられるが、市の財政状況や制度開始以降の子育ち・子育て環境の変化を踏まえると、必ずしも効果的であるとはいえない。

そこで市は、事業見直しを行い、本事業については令和元年度で終了とし、校庭開放や民間の多様な主体による子どもの居場所づくりへとシフトする予定としている。

これまでも、子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業(平成 28 年度～)や子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究(平成 30 年度)を実施するほか、介護予防センターなどで、主に子どもの居場所づくりを視野に入れた多世代交流型の取り組みを支援するなどしているところである。

市は、本事業を終了することとなった要因を分析したうえで、子どもの居場所づくり施策の今後の展開について、総合的に検討することが望ましい。

### 3. 「子育て・子育て支援行動計画」の推進

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

市は、豊中市子ども健やか育み条例を推進するため、子ども・子育て支援法等の趣旨も踏まえて、総合的・計画的に、基本理念である「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」の実現をめざすとしている。

本事業は、子どもが健やかに育まれる仕組みづくりを推進するため、子育て・子育て支援に関する行動計画を策定するとともに、計画の進捗状況について評価・検証を行うことを目的としている。

本事業の内容は下記のとおりである。

- こども審議会、こども施策推進本部会議の運営を行い、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的に実施する。また、ニーズ調査を行い、実施状況について、評価・検証を行う。
- 子ども健やか育み条例の周知・啓発、結婚前から育児までの切れ目のない支援、子どもの未来応援施策の推進などを行う。
- 子どもの未来応援施策推進及び地域包括ケアシステム推進に向けた、子どもの居場所資源調査を実施する。

平成 28 年度から平成 30 年度まで、子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業(以下、「モデル事業」という。)を実施している。

モデル事業は、子どもの生活習慣づくり、孤食の予防と居場所づくりなど、食事の提供により健やかな子どもの成長と地域のセーフティーネットの体制づくりを行うことを目的としており、実際の業務は、市社協に補助金を交付し、市社協が実施している。

また、平成 30 年度は、このモデル事業の効果検証や課題整理を行いながら、今後の更なる居場所づくりの充実に向けての検討を行っている。

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	15,494	13,983	16,799
決算額	12,904	12,585	17,194

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	552	こども審議会委員報酬
報償費	526	こども健やか育み条例出前講座謝礼金
需用費	730	とよなか子育て応援団紹介冊子印刷製本費
委託料	11,452	第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画骨子策定支援業務委託
負担金補助及び交付金	3,859	豊中市子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業補助金
その他	73	
合計	17,194	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 地域のセーフティーネット体制の更なる充実化について(監査の意見)

本事業は、子どもの貧困という視点から子どもの実態を探るとともに、実際に生活困窮等により日常的に食えることができていない子どもや孤食になる傾向にある子どもを対象とした、生活力向上、生活習慣づくりができる地域の居場所づくりのモデルを創出し、居場所と学校や地域の資源、行政をつなぎ、子どもを中心とした地域のセーフティーネット体制の充実化を図ることを目的としている。

市は、本事業では下記の成果を得られたとしている。

- ① 検討委員会を開催し、子どもの居場所づくりの中で大切にすべきコンセプト・目標イメージの明確化・共有化を図った。
- ② 支援者対象の研修会を 1 回、フォーラムを 1 回開催し、地域に広く子どもの課題を共有し参画いただくきっかけとなった。
- ③ 子ども食堂について、モデル的に定例開催型として 4 校区を継続実施、1 校区で新規開始し、その他にイベント開催型として 4 校区で各々 1 から 2 回実施した。また、社会福祉法人又はボランティアグループとの協働で 2 件継続実施した。
- ④ 子ども食堂マップを更新し、支援者向けリーフレットを引き続き配布した。
- ⑤ フードドライブ事業を実施し、余っている食品の有効活用を行った。

平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間は、子ども食堂に特化した対応を図っており、その結果、令和元年 9 月現在、市内には 17 の子ども食堂が活動している。

表4は、大阪府内の市町村の0～14歳人口、子ども食堂の数及び0～14歳人口を子ども食堂数で除した子ども食堂1施設当たりの0～14歳人口を示したものである。

市の平成30年10月1日現在の0～14歳人口は55,791人、平成30年9月1日現在の子ども食堂は17か所で、子ども食堂1か所当たりの0～14歳人口は3,282人である。大阪府全体の0～14歳人口は1,097,249人、子ども食堂は329か所で、子ども食堂1か所当たりの0～14歳人口は3,335人であり、市における子ども食堂の活動状況は大阪府全体の平均に近似している。したがって、子ども食堂の活動数からみると、モデル事業は一定の成果をあげていると思われる。

ただし、豊中市子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業補助金は、当初の補助金交付決定額5,000千円のところ実績額は3,849千円にとどまっており、未使用額が1,150千円生じている。これは、当初予定していた校区福祉委員会の活動が行われなかったとのことだが、このような状況を踏まえると、本事業においては、地域間の活動状況の格差を縮めていくことが一つの課題と考える。

平成30年6月28日に厚生労働省から都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛に通知された「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」では、子ども食堂の活動のあり方は、下記の3点に分類できるとしている。

- 困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの
- 地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの
- 子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするもの

地域住民の交流拠点としての役割を果たしている子ども食堂があることを踏まえると、子ども食堂については、子どもの食育や居場所づくりだけに着目するのではなく、地域の実情に応じて、あり方や活動内容を見直すことが可能な取り組みとして捉えていく視点が必要と思われる。

しかし一方で、子ども食堂について、地域住民、福祉関係者の関心が薄く、取り組みを発展させる機運の醸成が十分に図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあるといわれている。

市においても、地域によって活動量に違いが生じている可能性が考えられるが、このような違いは極力減らしていくことが望ましく、そのために市がどのような役割を果たすことができるかを見極めていくことが重要と考える。

市においては、現在の子ども食堂の活動をサポートしていくとともに、活動状況の地域差を減らしていくために必要な対応を図っていくことが望ましい。

表 4 大阪府内の市町村の子ども食堂の状況

内容		①0～14歳人口 (人)※1	②子ども食堂数 (か所)※2	①/② (人/か所)
1	大阪市	304,363	111	2,742
2	堺市	110,583	39	2,835
3	岸和田市	26,097	15	1,740
4	豊中市	55,791	17	3,282
5	池田市	13,497	6	2,250
6	吹田市	52,794	2	26,397
7	泉大津市	9,855	5	1,971
8	高槻市	45,312	0	—
9	貝塚市	12,341	4	3,085
10	守口市	15,956	3	5,319
11	枚方市	52,354	21	2,493
12	茨木市	40,865	14	2,919
13	八尾市	33,447	14	2,389
14	泉佐野市	12,389	7	1,770
15	富田林市	13,023	7	1,860
16	寝屋川市	28,330	8	3,541
17	河内長野市	11,424	0	—
18	松原市	13,848	4	3,462
19	大東市	14,999	3	5,000
20	和泉市	26,720	1	26,720
21	箕面市	20,937	2	10,469
22	柏原市	8,216	1	8,216
23	羽曳野市	13,674	3	4,558
24	門真市	13,369	9	1,485
25	摂津市	11,308	3	3,769
26	高石市	7,595	3	2,532
27	藤井寺市	8,349	1	8,349
28	東大阪市	57,505	13	4,423
29	泉南市	8,459	0	—
30	四條畷市	7,498	2	3,749
31	交野市	10,343	2	5,172
32	大阪狭山市	8,034	1	8,034
33	阪南市	6,438	0	—
34	島本町	4,412	2	2,206
35	豊能町	1,406	0	—
36	能勢町	754	1	754
37	忠岡町	2,221	1	2,221

内容		①0～14歳人口 (人)※1	②子ども食堂数 (か所)※2	①/② (人/か所)
38	熊取町	6,063	1	6,063
39	田尻町	1,240	0	—
40	岬町	1,482	0	—
41	太子町	1,688	3	563
42	河南町	1,827	0	—
43	千早赤阪村	443	0	—
合計		1,097,249	329	3,335

※1 大阪府公表資料「大阪府内の子ども食堂一覧(平成30年9月1日現在)」より

※2 平成30年度大阪府統計年鑑より平成30年10月1日現在の0～14歳人口を計算

## Ⅱ こども相談課

### 1. 子育て支援センターほっぺ事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

子育て支援センターほっぺ(以下、「ほっぺ」という。)は、乳幼児の子育てに関する相談その他の支援を行うことにより、乳幼児の健やかな育成を図るために設置された施設である。

ほっぺは、地域子育て支援センターを統括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子育て支援施策の企画調整、子育て・子育て情報の受発信や相談、子育て講座、地域の子育てを支援する人材の育成等を行い、様々な子育て・子育て支援活動をサポートしている。

表5 ほっぺの概要

設置根拠	豊中市子育て支援センター条例
名称	豊中市立子育て支援センターほっぺ
位置	豊中市岡上の町2丁目1番15号 すこやかプラザ2階
事業	(1)子育てに関する相談 (2)子育てに関する講座等の開催 (3)乳幼児の遊びの場の提供 (4)子育てに関する情報の収集及び提供 (5)子育てに関するサークル活動の支援 (6)その他市長が必要と認める事業

(出典:豊中市立子育て支援センター条例)

ほっぺの施設は、表5に示す事業の実施に支障のない限りにおいて、一般の利用に供することができることされており、豊中市立子育て支援センター条例施行規則において利用に供する施設及びその使用料が定められている。

表 6 ほっぺにおける貸室とその使用料

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時	13時から17時	18時から21時	
ほっぺルーム1	900	1,200	900	3,000
ほっぺルーム2	900	1,200	900	3,000

平成 26 年度以降のほっぺにおける貸室利用実績は、表 7 のとおりである(有料の件数のみ。午前・午後・夜間をそれぞれ 1 件と数える)。

表 7 ほっぺの貸室利用実績

年度(平成)	26	27	28	29	30
件数(件)	169	143	166	175	133

(出典:市提供データ)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	7,346	7,488	7,365
決算額	6,629	5,559	6,832

## ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	2,361	一般職非常勤職員報酬
役務費	843	通信運搬費、保険料等
委託料	2,749	子どもイベントスケジュール情報収集及び冊子作成業務委託
その他	878	
合計	6,832	

#### ④ 歳入額の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	230	230	230
決算額	163	182	174

#### ⑤ 平成 30 年度歳入決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
児童福祉使用料	174	ほっぺルーム貸室料
合計	174	

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 公金取扱現金出納簿の記載の徹底について(監査の結果)

ほっぺルームの使用料は申込みに基づき、お釣りの現金のみでほっぺの窓口で受領し、ほっぺ職員が市本庁舎で金融機関に払い込んでいる。現金受領と金融機関への払い込みの記録は、公金取扱現金出納簿にて行われている。

しかし、平成 30 年度の公金取扱現金出納簿を閲覧したところ、担当欄及び所長欄への記載がなく、空欄のままとなっていた。

現金の受領又は金融機関への払い込みを行った担当者を明らかにするとともに、所長による確認を適時適切に行ったことを明らかにするためにも、担当欄及び所長欄への記載を漏れなく行う必要がある。

#### ② 使用料の金融機関への払い込みまでの期間の短縮について(監査の結果)

平成 30 年度の公金取扱現金出納簿を閲覧したところ、表 8 のとおり、使用料の現金受領から金融機関への払い込みまでに相当の期間が経過しているものがあつた。

市によると、平成 30 年度までは、窓口対応のため金融機関へ払い込みに行くことができない場合があつたためとのことである。この点、令和元年度は、窓口対応以外の職員配置により業務体制を見直し、職員の業務分担を明確化するとともに、改めて職員に現金の取り扱いについて周知し、全員で意識することで適時に払い込むことが可能になっているとのことである。

表 8 現金受領から金融機関への払い込みまでの期間

現金受領日	払込日	期間
4月27日	5月9日	12日間（5営業日）
8月23日	8月28日	5日間（3営業日）
9月27日	10月3日	8日間（4営業日）
11月8日	11月19日	11日間（7営業日）
2月26日	3月5日	7日間（5営業日）

盗難や紛失等のリスクを考慮すると、現金で保管する日数は短いことが望ましく、現金を収納した場合は速やかに金融機関に払い込む必要がある。なお、豊中市財務規則（以下、「財務規則」という。）第 29 条第 3 項においても、現金を収納した場合には即日又は翌日（その日が銀行の休日に該当する場合には、その休日の翌日）に金融機関に払い込むことが定められている。

### ③ ほっぺ遊び場の利用者数目標値の見直しについて（監査の意見）

ほっぺの遊び場利用者数の推移は、表 9 のとおりである。事業評価シートに記載された目標値 50,000 人に対して実績人数は、毎年度 7 割を切る水準にとどまっている。平成 30 年度の利用者は 12,916 組、28,020 人であった。また、平成 28 年度以降の利用者数は減少傾向にある。

表 9 ほっぺの遊び場利用者数の推移

（単位：人）

目標値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
50,000	32,094	33,547	35,823	31,877	28,020

（出典：令和元年度事業評価シート（平成 30 年度実施分））

この点について所管課によると、子育て関連のイベントは民間園を含むほかのこども園等でもすでに多く開催されていることなどにより、保護者にとって子どもの遊び場の選択肢が増えていること、また、待機児童の解消対策により、いずれかの施設に所属している子どもが増えていることが、利用者数減少の要因と考えられるとのことである。

このような状況を踏まえると、利用者数の減少をもって事業効果が薄れているとはいえない。実際、ほっぺでは、保護者の子育て力の向上や児童虐待の未然防止をめざし、継続して参加できる子育て支援プログラムを重点的に実施するなど、事業の質的

向上を図っている。

しかし、事業評価シートに記載した 50,000 人という目標値は、実績値との乖離が大きく、見直す余地がある。したがって、アンケート調査等により、利用者数が減少傾向にある要因を把握するなどして、ほっぺ事業の特性を踏まえた目標値を設定することが望ましい。

## 2. 家庭児童相談事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

市は、平成 27 年度から 18 歳未満の子どもとその家族を対象に「こども総合相談窓口」を設置し、子どもとその家庭に関する様々な相談に対応している。本事業は、子育てに関する不安や負担感を軽減し、児童虐待の予防にもつながることを目的としている。

平成 29 年度からは受付時間を広げ、夜間・休日を含めいつでも相談できる環境を整備することにより、保護者が安心して子育てができるよう、また、悩みを抱える子どもが相談しやすい状況とした。

表 10 こども総合相談窓口の概要

設置場所	豊中市岡上の町 2 丁目 1 番 15 号 すこやかプラザ 2 階 豊中市こども相談課 06-6852-5172 こども専用フリーダイヤル(現:とよなかっ子ダイヤル) 0120-307-874
受付時間(電話のみ)	365 日、24 時間
受付時間(来所)	月～金 9 時～17 時 15 分

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	20,549	12,464	11,652
決算額	14,489	10,494	10,056

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	6,574	一般職非常勤報酬
報償費	322	外部講師への謝礼
需用費	609	印刷製本費
役務費	340	通信運搬費
委託料	1,991	こども総合相談窓口業務委託
その他	217	
合計	10,056	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 緊急案件の業務報告の定めについて(監査の意見)

平成 29 年度以降、「こども総合相談窓口」の市役所閉庁時間における子どもとその家庭に関する電話相談業務とこども専用フリーダイヤルを、市に誘致した児童養護施設設置事業者(社会福祉法人大阪水上隣保館)に 1,991 千円で委託し、365 日 24 時間対応とした。

委託先との契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして随意契約によっている。具体的な理由は下記のとおりである。

本事業委託は平成 27 年度から取り組んでいる児童養護施設誘致事業において、本施設に要望している付帯事業である。

また、児童養護施設設置事業者はプロポーザル方式によって選定されたものであり、児童養護施設で培ってきたノウハウを生かし、閉庁時間の相談業務に従事してもらうことを目的に、本事業を選定された事業者随意契約するものである。

「こども総合相談窓口」業務委託契約書及び仕様書において、委託先から市への業務報告については毎月行う旨を定めている。

相談内容によっては急を要する場合も想定されるが、そのような場合は委託先の判断で適宜、児童相談所、警察へ通報し、市へも翌朝情報提供しているとのことであった。しかし、そのような緊急案件の報告については業務委託契約書及び仕様書に明文の定めがない。現状では、委託先が自主的に行っているともいえる。

緊急時の対応をめぐるっては、近年特に市民の目が厳しくなっていることから、業務

委託契約書及び仕様書に明文をもって定める必要がある。

## ② 個人情報保護研修の実績報告について(監査の結果)

「こども総合相談窓口」業務委託仕様書において、秘密の保持に関して、下記のとおり定めている。

業務委託仕様書より抜粋

### 4. 秘密の保持

(7) 業務従事者への個人情報の保護等についての教育・指導は、受注者において実施し、その記録(実施年月日、場所、時間、内容等)を提出すること。

これに基づき委託先から市に提出された研修報告書を閲覧したところ、実施年月日、場所、内容の記載はあったが、詳しい時間は記載されていなかった。

市は、仕様書に定められている項目につき、漏れなく報告するよう、委託先に要請する必要がある。

### 3. 障害児施設通所

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

障害のある児童や発達に課題のある児童が社会に適応できるように、通所等のサービスを通じて支援を行うことを目的とした事業であり、児童福祉法に基づく児童通所支援を受けるに当たっての相談、支給決定及び受給者証発行等の業務を行っている。あわせて、障害児通所給付費の審査請求等業務、発達障害児を育てた保護者であるペアレント・メンターの体験談を基にした講演会等の保護者支援事業等を実施している。

なお、児童通所支援として受けられるサービスは、表 11 のとおり 5 種類に区分される。

表 11 児童通所支援として受けられるサービス

サービス名	対象児	内容
児童発達支援	未就学児	施設において日常的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	未就学児	身体障害のある子どもへ児童発達支援及び機能訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学児(小学1年生から高校3年生まで(※))	放課後や長期休暇(夏休み等)に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。
保育所等訪問支援	対象施設に通う児童(18歳未満)	発達支援を行う施設の職員が、認定こども園、保育所、幼稚園、学校等、乳児院、児童養護施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	18歳未満まで	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な子どもの居宅を訪問し、日常的な動作の指導、機能訓練等を行う。

(※)放課後等デイサービスの利用年齢に関する特例により 20 歳まで利用できる場合もある。

(出典:市提供資料より監査人作成)

児童通所支援を利用した際にかかる費用については、原則として、費用総額の10%を利用者が負担することとされている。ただし、利用者負担には月額の上限が定められており、上限額は、児童通所支援を利用する児童の保護者の属する世帯の所得に応じて決定される。

表 12 児童通所支援の利用者負担上限月額

所得区分		月額上限額
市民税 非課税	生活保護受給世帯	0円
	低所得1 市民税非課税世帯で、障害基礎年金等の収入の割合が80万円以下の場合	0円
	低所得2 市民税非課税世帯のうち低所得1以外の人	
市民税 課税	一般1 世帯全員の市民税所得割額の合計が28万円未満の人	4,600円
	一般2 市民税課税世帯で一般1以外の人	37,200円

(出典:市提供資料より監査人作成)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	840,613	983,952	1,386,836
決算額	881,434	1,157,963	1,355,427

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	7,139	一般職非常勤報酬
賃金	2,223	臨時職員賃金
役務費	3,206	障害児通所給付費にかかる大阪府国民健康保険団体連合会への手数料等
委託料	1,177	保守委託料等
扶助費	1,339,234	障害児通所給付費
その他	2,445	
合計	1,355,427	

### ④ 事業の実績

平成 28 年度から平成 30 年度における障害児通所給付の決定件数の推移は表 13 のとおりである。

表 13 障害児通所給付の決定件数の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援	209	217	260
医療型児童発達支援	14	10	5
放課後等デイサービス	157	176	183
保育所等訪問支援	11	12	25
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—
合計	391	415	473

(出典:市提供資料より監査人作成)

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 障害児通所給付費の支給決定基準の策定について(監査の結果)

平成 28 年 9 月に策定された「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」は、障害のある子どもを支援する関係機関が共有し、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」で掲げる取り組みを進めるための基本的な方向性や考え方を示すものである。ここでは、「具体的な取組み」として、市のめざす姿に向けて、市や民間事業者等、市域の障

害のある子どもの支援に関わる機関が取り組みを進める内容が掲げられており、このうち、「⑪ 公民の役割分担に係る取り組み」において、「障害児通所給付費の支給決定基準の策定」を行うものとされている。

#### 障害のある子どもへの支援の基本的な考え方より抜粋

### 3. 本市がめざす姿

#### (3) 具体的な取り組み

#### ⑪ 公民の役割分担に係る取り組み

①から⑩までの取り組みについては、公民がそれぞれの持ち味を活かし、適切な役割分担の下進めていくことが必要です。とりわけ、ニーズに沿った障害児通所給付費の量の確保においては民間事業所の参入拡充が不可欠です。公の役割としては、これまで培った支援の実績、地域連携、専門性等を活かし、市全体の支援の質の向上と支援の充実に重点を置き、障害のある子どもへ支援が持続可能となるよう以下の取り組みを進めます。

(略)

#### ○ 障害児通所給付費の支給決定基準の策定

支援が必要な子どもへの適切なサービス提供のために、障害児通所給付費の適正な支援決定に向けた豊中市としての支給決定基準の策定をおこない、保護者、事業所等へ周知します。

しかし、現状、「障害児通所給付費の支給決定基準」は策定されていない。確かに、児童通所支援サービスは、児童発達支援を中心とした5種類のサービスに限定され、中心となるのは児童発達支援及び放課後等デイサービスである。また、18歳以上の障害者が対象となる自立支援給付と比べるとサービスの種類も少なく、給付するサービスの種類及び量を決定する際に勘案すべき項目も児童福祉法施行規則等に定められている。

そうであるとはいえ、児童福祉法施行規則等に定める勘案すべき項目については、市の職員が児童本人及びその保護者と面談し、聴き取りを行ったうえで、支給するサービス及び支給量を決定する必要がある。その際、専門性を有する相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画案」が提出されている場合には、これを勘案して通所給付決定を行うこととなるが、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画案」を提出する受給者は、平成30年度の実績において全体の3割程度にとどまっており、7割程度の受給者は、保護者等が自ら利用計画(以下、「セルフプラン」という。)を作成している。このように、専門性を有する相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画案」の利用が少ない状況においては、給付申請時に市の職員が面談し聴き取り

を行った結果の判断が重要となる。この場合、職員の判断基準となる指針を明確にすることが、人事異動等に伴い職員が入れ替わった際においても、効率的に一定水準の事務を遂行することを可能とするとともに、職員間における判断のバラつき等を縮減させることにつながるものとする。

今回の監査に当たり、給付決定関連書類をサンプルにて閲覧した限りにおいては、著しく異常な給付数量が決定されたものはなかったが、給付決定事務の透明性及び公平性を担保するためにも、障害児通所給付費の支給決定基準を策定し、保護者及び事業所等に事前に周知することが有用なものとする。

表 14 平成 30 年度における障害児通所給付受給者に占めるセルフプラン等の割合

受給者数(注 1)	計画相談(注 2)	セルフプラン(注 3)
14,383 人	4,642 人(32.3%)	9,741 人(67.7%)

(出典:市提供資料より監査人作成)

(注 1) 受給者数:平成 30 年度中の各月における受給者の延人数

(注 2) 計画相談:受給者のうち、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画案」を利用した者の延人数

(注 3) 計画相談:受給者のうち、保護者等が自ら利用計画を作成した者の延人数

## ② 面談記録の作成及び添付の徹底について(監査の結果)

障害児通所給付の給付決定に際しては、児童本人及びその保護者との面談が重要であり、担当者による給付決定の妥当性を上位者が判断するに際しても、その面談記録が作成されていることが必須である。

市においては、従前、面談記録の様式も定められておらず、作成も徹底されていない状況であったことを受けて、平成 30 年度末頃より面談記録の作成及び給付決定にかかる決裁文書への添付を徹底する運用とするとともに、面談記録の情報について職員間にバラつきが生じることを避けるため様式(様式名:面接ヒアリングシート)も作成しているとのことである。

今回の監査に当たり、給付決定関連書類をサンプルにて閲覧したが、その際、給付量の変更決定を行った案件について、面談記録が作成されていないものがあった。平成 31 年 2 月に申請された案件であり、面談記録の作成及び給付決定にかかる決裁文書への添付を徹底する運用を開始する直前と推察されるが、当該運用以前に、本来は作成が必要な文書といえる。

現在は、面談記録が添付されていなければ給付決定の決裁は下りないこととしてい

るとのことであるが、改めて面談記録の作成及び給付決定にかかる決裁文書への添付を徹底することが必要である。

## 4. あゆみ学園車両管理

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

平成 30 年度までは、旧あゆみ学園に通園する児童の送迎のため、リース契約にて 27 名乗りバスを賃借し、送迎バスの運行を行っていた。送迎バスの運転は再任用職員が担う形態とし、再任用職員が休暇を取得した際には、その代替として、民間事業者がバスの運行業務を委託するものとしている。

なお、平成 31 年 4 月より、新たな児童発達支援センターを設置するに当たり、一部事業を民間委託することとし、民間事業者がバスを調達する形態として送迎バスの運行業務を委託している。このため、当該リース契約は平成 31 年 3 月 31 日をもって満了している。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,264	4,893	4,922
決算額	5,880	4,278	4,945

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	757	燃料費等
役務費	118	車両損害保険料
委託料	1,881	運行業務委託料
使用料及び賃借料	2,163	バスリース料等
公課費	25	自動車重量税
合計	4,945	

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 債務負担行為の設定について(監査の結果)

旧あゆみ学園においては、児童の送迎用に 2 台のバスをリース契約にて調達していたが、このうちの 1 台は平成 20 年度にリース契約にて導入したものである。導入時

より年月が経過しているものの、導入時に旧あゆみ学園仕様に改造しており使い勝手が良いこと及び車両の状態も良好であることから、当初リース期間経過後においても、単年度の再リース契約を繰り返し締結して使用している。

直近の契約関係を確認したところ、平成 29 年 2 月 1 日付けにて、賃貸借期間を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする再リース契約を締結しているが、その際、賃貸借契約書とともに覚書を取り交わしている。当該覚書は市長名で締結されており、市長印も押印されているものであり、賃貸借期間を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までとするものである。また、平成 30 年度に締結した再リース契約の賃貸借期間は平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであり、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 3 か月間については、当該覚書に従って賃借料を支払う形となっている。

#### 平成 29 年 2 月に締結した再リース契約の概要

項目	内容
賃貸借物件	マイクロバス(日野リエッセⅡ)1台
契約金額	税込年額 926,640 円(月額 77,220 円)
契約相手側	日立キャピタルオートリース株式会社関西支店
契約締結日	平成 29 年 2 月 1 日
賃貸借期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(出典:市提供資料より監査人作成)

#### 平成 29 年 2 月に締結した覚書の概要

項目	内容
賃貸借物件	マイクロバス(日野リエッセⅡ)1台
契約金額	税込月額 77,220 円
契約相手側	日立キャピタルオートリース株式会社関西支店
契約締結日	平成 29 年 2 月 1 日
賃貸借期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日

(出典:市提供資料より監査人作成)

平成 30 年 6 月に締結した再リース契約書の概要

項目	内容
賃貸借物件	マイクロバス(日野リエッセⅡ)1台
契約金額	税込年額 694,008 円(税込月額 77,112 円) ・・・9 か月分
契約相手側	日立キャピタルオートリース株式会社関西支店
契約締結日	平成 30 年 6 月 1 日
賃貸借期間	平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

(出典:市提供資料より監査人作成)

覚書より抜粋

覚 書	
<p>豊中市(以下「発注者」という)と日立キャピタルオートリース株式会社(以下「受注者」という)が、平成 29 年 2 月 1 日「賃貸借契約」を締結し、マイクロバス(日野 リエッセⅡ(以下略))1台を賃貸借するにつき、次の通りの状況により覚書を締結する。</p>	
<p>第 1 条 賃貸借期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までとし、賃貸借期間は各年度ごとに継続更新するものとする。</p>	
<p>第 2 条 前条の期間の当該 1 台あたりの賃貸借料は下記の通りとする。</p>	
第 1 年度	※継続(平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで)
賃貸借料	月額 金 77,220 円【内消費税及び地方消費税金 5,720 円】
	更新○平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
賃貸借料	月額 金 77,220 円【内消費税及び地方消費税金 5,720 円】
第 2 年度	更新○平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで
賃貸借料	月額 金 77,220 円【内消費税及び地方消費税金 5,720 円】

市においては、豊中市長期継続契約に関する条例を定めており、この中で、車両等の物品を借り入れる契約も対象となっている。しかし、再リース契約は商慣習上 1 年契約が一般的であり長期継続契約には適さないことから、本契約においても長期継続契約の形態は採っていない。一方で、賃貸借契約書とは別の覚書という形態にて、実質的に年度を超えた契約を締結しているものといえるが、所管課によれば、債務負担

行為としての議決は得ていない。

恐らく、7月を開始月とする1年間の賃貸借期間について、年度内の3月までを賃貸借契約とし、翌年度の4月から6月までについては市長名の覚書としたものと考えられるが、文書の名称の如何を問わず契約を締結したことに変わりはなく、会計年度独立の原則に反するものである。

平成31年3月31日をもって当該リース契約は終了しているが、今後、類似の再リース契約を締結する場合には、契約期間を会計年度内とするか、仮に複数年度にまたがる必要性がある場合には債務負担行為の議決を得る等、適切な方法を採用が必要がある。

#### 豊中市長期継続契約に関する条例より抜粋

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、地方自治法第234条の3に規定する契約(以下「長期継続契約」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 施行令第167条の17の条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機その他の事務機器、車両等の物品を借り入れる契約
- (2) 庁舎その他の施設の警備、清掃等の施設管理に関する委託契約
- (3) 電気設備、機械設備等の保守点検及び運転監視に関する委託契約
- (4) 前2号に掲げるもののほか、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

## 5. 実地指導改善報告書

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

旧しいの実学園は医療型児童発達支援センターであり、福祉型児童発達支援センターである旧あゆみ学園とともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援の指定事業所である。このため、平成 30 年度までは大阪府の指導監査の対象となっている。大阪府の実地指導監査は、旧しいの実学園等の公立事業所に対しては 2 年に 1 回の頻度で実施されており、直近においては、平成 29 年度に旧しいの実学園及び旧あゆみ学園の実地指導監査が実施されている。

なお、旧あゆみ学園及び旧しいの実学園の担う機能を再編する形で平成 31 年 4 月 1 日に設置された新しい児童発達支援センターも指定事業所である。また、平成 31 年 4 月 1 日より、児童福祉法による指定障害児通所支援事業者に対する指導監査権限は市に移管されている。

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 実地指導改善報告書記載事項への未対応について(監査の結果)

平成 29 年度に実施された大阪府の実地指導監査において、旧しいの実学園(対象サービス:医療型児童発達支援・保育所等訪問支援)の運営に関する事項として、「事故、「ひやり・はっと」の記録様式が作成されていないので、記録様式を作成しておくこと」との指導がなされている。これに対する改善方法として、「様式を作成」し、「記録をし、大きな事故につながらないように事故防止の工夫・改善に生かしていく」こととし、平成 29 年 8 月 10 日時点において「改善済」と回答している。

しかし、今回の監査時点において確認したところ、「ヒヤリ・ハット報告書」の様式は定めているものの、その後、当該様式は利用されておらず、発生した事案については、児童個人別の経過記録に記載する運用としていた。

「ヒヤリ・ハット報告書」の作成趣旨は、発達支援を行う中で、ひやりとしたり、はっとしたりするような事故未満の事案を整理し、その原因や再発防止策を検討するとともに、その内容を職員の間で共有することにあると考える。

したがって、児童個人別の経過記録に記載するだけでは、指導事項への対応としては不十分なものといえる。今後、速やかに指導の趣旨に沿った運用とする必要がある。

実地指導改善報告書より抜粋

指 導 内 容	運営基準の項目	運営に関する事項
	根拠法令等	大阪府条例第 104 号第 65 条【第 53 条準用】及び第 80 条【第 53 条準用】
改 善 状 況	改善を要する事項及び改善すべき内容	事故、「ひやり・はっと」の記録様式が作成されていないので、記録様式を作成しておくこと。 (医療型児童発達支援・保育所等訪問支援)
	改善時期又は改善予定時期	平成 29 年 8 月 10 日改善済
	改善方法	様式を作成しました。 記録をし、大きな事故につながらないよう事故防止の工夫・改善に生かしていきます。

(出典:市提供資料より監査人作成)

## 6. 個別療育

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

平成 30 年度までは、旧あゆみ学園において、就学前の児童を対象とした個別療育(スマイル)を実施していたが、定員の 30 名に対して希望者が超過する状況であった。

この個別療育の機能については、平成 31 年 4 月 1 日からは、旧あゆみ学園跡地(豊中市児童発達支援事業所あゆみ)において、社会福祉法人北摂杉の子会に委託し、個別療育(カラフル)として引き継がれている。

表 15 個別療育(スマイル)の契約件数の推移

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
契約件数	29 件	30 件	30 件

(出典:市提供資料より監査人作成)

- 個別療育(スマイル)の内容
  - ・就学前の児童を対象に、月 2 回程度、1 回 1 時間の個別療育
- 個別療育(スマイル)の申込資格
  - ・市内に在住し、知的及び精神の発達に関して診断を受けている、又は、医療機関を受診して医師から療育が必要といわれている就学前児童とその保護者
  - ・保護者同伴で 1 年間継続して通園が可能で、保護者教室にも参加できる方
  - ・原則として、これまでに「スマイル」やこども発達支援センター青空(そら)の療育を受けたことのない児童
  - ・5 歳児を優先

(出典:市提供資料より監査人作成)

また、個別療育に関しては、従前より社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団と協定書を締結しており、大阪府箕面市に設置されているこども発達支援センター青空(そら)の定員のうち 10 名を確保している。市は、こども発達支援センター青空(そら)を市の児童が利用するに当たり、対象児 1 人当たり年額 140,000 円を社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に支払うものとされている。

平成 30 年度の申込者は 25 名であったが、利用決定者は定員上限の 10 名であり、合計 1,400,000 円を負担金として拠出している。

表 16 平成 30 年度における青空(そら)の申し込み状況

区分	申込者	利用決定者
豊中市	25 名	10 名

(出典: 市提供資料より監査人作成)

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 大阪府のこども発達支援センター青空(そら)の定員確保の必要性を含めた個別療育のあり方の再検討について(監査の意見)

令和元年度においても 10 名分を確保し負担金を支払っているが、一方で、児童発達支援センターにおいて個別療育(カラフル)を実施している。

個別療育(カラフル)の定員は 30 名であるが、平成 30 年 7 月には定員上限の契約件数となっている。市内の民間事業者による個別療育も増加しつつあるとはいえ、現状、個別療育(カラフル)が定員超過状態にあることから、受入容量の点において、こども発達支援センター青空(そら)における定員確保の必要性は一定程度あるものといえる。

しかし、大阪府においては、「新・発達障がい児者支援プラン」が令和 2 年度で終了することに合わせて、こども発達支援センター青空(そら)を含む療育拠点の機能等が見直される可能性もある。

したがって、民間事業者による個別療育の増加等も踏まえ、こども発達支援センター青空(そら)の定員確保の必要性も含めて、今後の市の個別療育のあり方について、改めて検討することが望ましい。

## 7. 使用料に係る現金管理及び債権管理

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

福祉型児童発達支援センターである旧あゆみ学園においては、児童発達支援事業として通園事業(親子通園、単独通園)、小集団親子教室「くれよん」、個別療育「スマイル」が実施され、医療型児童発達支援センターである旧しいの実学園においては、児童発達支援事業としての通園事業(親子通園)とともに、診療所において診療及び医学的リハビリテーションが実施されていた。

児童発達支援事業を利用する場合、保護者は厚生労働省が定める費用の1割を使用料(利用者負担額)として負担するものとされている。ただし、所得に応じて上限月額が設定されており、1か月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は生じることはない。また、使用料以外にも、児童及び保護者の給食代等について実費負担が生じる。

これは旧あゆみ学園及び旧しいの実学園の担う機能を再編する形で平成31年4月1日に設置された新しい児童発達支援センターにおいても同様である。

#### ② 平成30年度における主な利用者負担額

(単位:千円)

細節	収入額	主な内容
あゆみ学園使用料	1,293	児童発達支援親子教室使用料
	2,437	親子通園・単独通園使用料
	168	個別療育(スマイル)使用料
	3	保育所等訪問支援使用料
	87	滞納繰越分(通園・個別療育等)
保護者給食あゆみ学園	948	保護者給食代
あゆみ学園利用者負担金	209	園児給食費
しいの実学園使用料	545	親子通園使用料
保護者給食しいの実学園	592	保護者給食代
しいの実学園利用者負担金	232	園児給食費

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 債権管理台帳の未作成について(監査の結果)

平成 30 年度において、小集団親子教室(くれよん)使用料 1 件、個別療育(スマイル)使用料 2 件の計 3 件、1,663 円の滞納債権について不納欠損処理を行っている。

これらの使用料はいずれも非強制徴収公債権(消滅時効は 5 年)であり、不納欠損処理を行った案件のうち 2 件(小集団親子教室使用料 1 件、個別療育使用料 1 件)は消滅時効(5 年)を迎えたものである。また、個別療育使用料のもう 1 件は債権金額が少額であり、取り立てに要する費用に満たないものとして徴収停止としたものである。

市においては、豊中市債権の管理に関する条例第 5 条において、市の債権を適正に管理するため、債権管理台帳の整備が求められている。これは、発生した債権に関して、請求、債務者との交渉及び時効管理等を適切に行うためには、債務者との交渉履歴等も含めた債権管理台帳を作成することが必要なためである。

しかし、不納欠損処理したいずれの案件についても、債権管理台帳が作成されていない。不納欠損決議書に記載された納期限後の催告や訪問等の記載は、起案時に、残っていた担当者の手書きメモから作成したとのことである。

また、催告や訪問等の記載も、例えば、「平成 25 年 4 月くれよん親子教室使用料」について見てみると、当初の納期限である平成 25 年 5 月 31 日後の対応は、平成 29 年 8 月 18 日付けによる郵送での催告まで記録が残っておらず、この間にどのような対応がなされたか不明である。

債権回収を効果的に行うためには、滞納発生後、早期に債務者への催告等を行うことが必要であるが、この間の記録がないため、適切な債権管理がなされたことを確認することができない状況である。今後、滞納債権が生じた際には債権管理台帳を作成し、適正な債権管理に努める必要がある。

なお、監査時点においては、不納欠損処理した債権を除き、平成 30 年度までに発生した債権は全て回収されているものの、今後の発生に備え、豊中市債権の管理に関する条例施行規則第 2 条に定める事項について、債権管理台帳の様式を定めるとともに、債務者との交渉履歴の記載方法などを検討しておくことが必要である。

表 17 平成 30 年度における不納欠損処理

件名	金額	当初納期限	不納欠損処理の内容
平成 25 年 4 月 くれよん親子教室 使用料	544 円	平成 25 年 5 月 31 日	消滅時効
平成 25 年 2 月 スマイル使用料	1,089 円	平成 25 年 3 月 31 日	消滅時効
平成 25 年 11 月 スマイル使用料	30 円	平成 25 年 12 月 31 日	徴収停止

(出典:市提供資料より監査人作成)

豊中市債権の管理に関する条例より抜粋

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、債権の金額、債権の発生日その他市規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

2 前項に規定する台帳は、その債権を管理する主管課において債権の種類ごとに作成し、その内容について異動が生じたときは、速やかに整理する。

豊中市債権の管理に関する条例施行規則より抜粋

(台帳の記載事項)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名、住所、生年月日及び電話番号(法人にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号)
- (3) 債権の履行期限その他履行方法に関する事項
- (4) 債権の徴収に係る履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

② 現金受領簿の承認方法について(監査の結果)

平成 30 年度までは、旧しいの実学園(医療型児童発達支援センター)における外来訓練(診療、医学的リハビリテーション)にかかる診療報酬及び通園事業にかかる使用料等(利用者負担金)については窓口での現金受領を行い、旧あゆみ学園(福祉型児童発達支援センター)における通園事業や個別療育にかかる使用料等(利用者

負担金)については、金融機関への振り込みにより徴収するものとしていた。

なお、平成 31 年 4 月 1 日に開設された新しい豊中市立児童発達支援センターにおける児童発達支援事業においては、親子にて通園する事業(親子通園事業、小集団親子教室)として再編され、保護者が同伴することから、令和元年度より、通園時に現金にて使用料等を徴収することとしている。

親子通園事業にかかる使用料等については、1 か月分を集計したうえで、翌月 20 日に保護者への請求を行うこととしている。収納の管理は、個人別の通園回数や食事提供回数等に基づく使用料等の内訳と請求総額を一表に記載した管理簿(以下、「現金受領簿」という。)により行っている。具体的には、現金の受領は事務室にて行うものとし、保護者が現金を持参した際に事務室にいる職員が受領する。その際、現金を受領した職員とは別に、請求書を発行した職員が確認のうえ、現金受領簿に受取日を記載し、押印する。また、請求書を発行した職員が現金を受領した際には、別の職員が現金を確認のうえ、現金受領簿に受取日を記載し、押印することとされている。

一方、現金受領簿には、個人別に所長の押印欄も設定されているが、所長には、当該月分の使用料等が全て徴収された時点で確認印の押印をもらう運用としているとのことである。このため、往査時(令和元年 8 月 20 日)に確認したところ、令和元年 8 月 16 日が納期限である令和元年 5 月分の使用料等については、請求した 21 人のうち 17 人分を受領済であるものの、所長の押印はなされていない状況であった。

児童発達支援センター所長は出納員として、使用料や保護者実費負担金の収入事務の委任を受けている。当該現金受領簿における所長の押印(確認)は、保護者に請求した 1 か月分の使用料等の徴収状況を把握するだけでなく、日々の現金管理としての機能をもたせる意味もある。

したがって、今後、現金を受領した日において、係員が受領し保管されている現金が請求金額と整合していることを確認する運用とする必要がある。

出納員への事務委任についてより抜粋

地方自治法第 171 条第 4 項の規定に基づき、豊中市会計管理者の権限に属する事務のうち、次表右欄に掲げる事務をそれぞれ当該左欄に掲げる出納員に委任させた。

委任を受けた出納員		委任事務
こども未来部	児童発達支援センター所長	1 児童発達支援センター使用料及び通所特定費用の収入事務 2 文書作成手数料の収入事務 3 保育士等に係る食材料費の収入事務 4 児童発達支援センターにおける保護者実費負担金の収入事務

## 8. しいの実学園診療収入の返戻管理等

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

医療型児童発達支援センターである旧しいの実学園に設置されていた診療所は、通常の診療所と同様に、保険診療を行っている。このため、毎月、大阪府国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関(以下、「審査支払機関」という。)に、診療報酬の請求を行っている。その後、審査支払機関による診療報酬請求書及び診療報酬明細書(いわゆる、「レセプト」)の内容の審査を経て、内容に問題がなければ、診療報酬が支払われる。

これは、旧あゆみ学園及び旧しいの実学園の担う機能を再編する形で平成 31 年 4 月 1 日に設置された新しい児童発達支援センター内の診療所においても同様である。

#### ② 平成 30 年度における診療収入

(単位:千円)

細々節	収入額	主な内容
しいの実学園診療収入	29,849	診療報酬

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① より明確な返戻管理の実施について(監査の意見)

審査支払機関による審査の結果、診療報酬明細書の記載の漏れや誤り等があった場合には、診療報酬明細書が返戻される。返戻された診療報酬明細書については、記載誤り等であれば、修正等を行ったうえで改めて再審査請求を行うが、仮に請求点数の重複等であった場合には、再審査請求は行わないこととなる。

返戻分については診療報酬が支払われないため、当初の請求額どおり診療報酬が入金されるわけではない。審査支払機関からは、当初請求分と再審査請求分を区分することなく、審査を通過した分についての診療報酬が入金される。つまり、請求単位で入金されないため、どの請求分に対応する入金であるのか、消込を慎重に行う必要がある。なお、返戻は毎月のように発生するため、再審査請求分については、どの月の請求分に対応する入金であるのか、より慎重に消込を行う必要がある。また、返戻分のうち、再審査請求を行わないものについても、入金されない分として消し込む必要がある。

このように、診療所の収入管理を適切に行うためには、再審査請求の要否を適切に

判断したうえで、再審査請求が可能なものについては漏れなく再審査請求を行うとともに、再審査請求を行わないものについてはその旨を明らかにしておくといった、明確な返戻管理を実施することが求められる。

この点、所管課においては、審査支払機関からの通知書(通知票)により返戻案件を把握しているとのことであるが、返戻を受けた案件について、いつ再審査請求の要否を判断し、必要なものについてはいつ再審査請求を行い、当該再審査請求分についてはいつ入金されたかが一元的に記録されていない。そのため、網羅的な返戻管理が適切に行われているか否かが不明確であった。

平成30年度の返戻案件のうち、再審査請求した案件について、再審査請求額と入金記録との照合を依頼したところ、平成31年4月までに入金が完了しており、結果的に、返戻案件の処理に誤り等は認識されなかった。しかし、明確な返戻管理の必要性に変わりはない。

したがって、明確な返戻管理を実施するための業務処理体制を構築することを検討する必要がある。例えば、返戻処理台帳を作成し、返戻の理由、再審査請求の要否、再審査請求日、入金日等を記録する等により、返戻案件の顛末を明らかにしたうえで、定期的に上位者の承認を得ることが考えられる。

## ② システム上の審査請求額について(監査の意見)

審査支払機関に審査請求を行う際には、事前に書面の決裁文書を作成し、こども相談課長までの承認を得ている。今回の監査に当たり、決裁文書に記載された請求額と審査支払機関から通知される「当座口振込通知書」に記載される「算定額」とを照合したところ、返戻による再審査等の調整分を加減しても、毎月、数円単位での差異が検出された。

所管課に確認を求めたところ、決裁文書に記載する請求額はレセプトコンピュータシステムから出力される「総括表」の振込予定額としているが、当該「総括表」の金額と、利用単位ごとに算定する審査支払機関への請求額を積み上げた金額との間に差異が生じているとのことである。

「総括表」と個別の利用単位での請求額の積み上げとの間において、レセプトコンピュータシステム上、単位未満の端数の取り扱いが異なる可能性があるものの、現状、原因は不明であるため、システム会社に問い合わせ、調査中とのことである。ただし、審査支払機関への請求はシステム上において利用単位ごとのデータにて行われており、かつ審査支払機関の審査も当該単位にて行われていることから、請求額自体に問題は生じていないものと考えられる。また、歳入調定についても、入金時に、入金された額により調定されており、市の会計上も問題は生じていない。

しかし、結果として、実際の審査支払機関への請求額と決裁文書上の請求額とに相違が生じている。より明確な返戻管理を実施するに当たっては、正確な総請求額を把握する必要がある。

レセプトコンピュータシステム自体の正確性を再確認するためにも、差異が「総括表」の金額集計のみに表れていることやその原因について、改めてシステム会社に究明を求める等の対応が必要である。所管課によれば、令和元年 12 月にレセプトコンピュータシステムの更新を行ったため、システム上の対応がなされるとのことであるが、令和 2 年 2 月に行う予定の更新システムの検収に当たっては、システム上、このような差異が生じないことを確認することが必要である。

## 9. 公募型プロポーザル方式における財務情報

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

平成 31 年 4 月 1 日の新しい児童発達支援センターの開設に伴い、旧あゆみ学園において実施されていた単独通園事業及び個別療育事業並びに新規事業として障害児を対象とした一時預かり事業を民間事業者へ業務委託を行うこととされた。

この受託事業者を選定するため、平成 30 年度に公募型プロポーザルが実施され、社会福祉法人北摂杉の子会が受託事業者を選定されている。なお、実際の契約においても、下記の参考価格を契約額として契約を締結している。

#### 公募型プロポーザル実施要項に示された業務の概要等

業務名	豊中市児童発達支援事業等業務委託	
業務内容	①児童発達支援事業 ・個別療育:平成 31 年度から業務委託事業として実施 ・単独通園:平成 32 年度から業務委託事業として実施 ②(仮称)一時預かり事業 ・平成 31 年度から業務委託事業として実施	
履行期間	①児童発達支援事業(個別療育事業)及び(仮称)一時預かり事業 :平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から平成 36 年(2024 年)3 月 31 日 ②児童発達支援事業(単独通園事業) :平成 32 年(2020 年)4 月 1 日から平成 36 年(2024 年)3 月 31 日	
参考価格	平成 31 年度(2019 年度):年額 約 20,745,000 円(税込) 平成 32 年度(2020 年度)から平成 35 年度(2023 年度)まで :年額 約 95,887,000 円(税込)	
公募型プロポーザルのスケジュール	①実施要項の公表	平成 30 年 8 月 24 日
	②公募説明会	平成 30 年 8 月 31 日
	③参加申込書提出期限	平成 30 年 9 月 10 日
	④企画提案書類等提出期限	平成 30 年 9 月 28 日
	⑤書類審査・面接審査	平成 30 年 10 月 5 日
	⑥最終選定結果の通知	平成 30 年 10 月 12 日

(出典:公募型プロポーザル実施要項より監査人作成)

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 公募型プロポーザル方式における財務情報の確認について(監査の意見)

本件公募型プロポーザルにおいては、提案者の概要を説明する書類の一部として、直近3年間(平成27年度から平成29年度)の資金収支計算書を一表にまとめたもの(以下、「決算書」という。)の提出を受けている。市としては、提案者が社会福祉法人であることから、資金収支計算書において一定の資金収支差額を計上していることを確認することにより、提案者が資金不足等に陥っておらず当該業務を受託して遂行することが可能であることを確認しようとしたものと考えられる。

社会福祉法人の場合、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET(ワムネット)上において、法人の現況報告書及び財務情報等が公表されている。当該決算書は正式な財務諸表ではなく、提案者が3年分の資金収支計算書の情報を取りまとめて作成したものであるため、今回の監査に当たり、平成29年度分について、ワムネット上の財務諸表(法人単位資金収支計算書)と当該決算書とを比較した。その結果、表18のとおり、事業活動収入合計が法人単位資金収支計算書よりも1,926千円過大であり、事業活動支出合計も同額の1,926千円過大であった。具体的には、就労支援事業収入と事務費支出とが同額だけ過大であった。

結果として、当期資金収支差額合計には影響を与えておらず、本件の市の判断に影響を及ぼすものではなかったが、提出される財務情報は様々な判断の基礎となるものであり、正確な情報であることが求められる。

したがって、公募型プロポーザル方式において、財務情報の提供を受ける場合には、第一義的には提案者の責任ではあるものの、受領した市においても、例えば、社会福祉法人であればワムネットの情報との整合性をサンプルにてチェックすることや、提出書類に集計した財務情報の根拠となる財務諸表等の添付を求めること等により、判断の基礎となる財務情報の正確性を担保する方法を検討することが望ましい。

表 18 法人単位資金収支計算書と提出された決算書との差異

(単位:千円)

区分	決算書 (①)	法人単位資金 収支計算書 (②)	差異 (①-②)
就労支援事業収入	58,340	56,414	+1,926
事業活動収入合計	1,534,629	1,532,703	+1,926
事務費支出	289,090	287,164	+1,926
事業活動支出合計	1,465,715	1,463,789	+1,926
事業活動資金収支差額	68,914	68,914	-
当期資金収支差額合計	52,015	52,015	-

(出典:市提供資料より監査人作成)

### Ⅲ こども事業課

#### 1. 認定こども園等教育・保育推進事業

##### (1) 事業の概要

###### ① 事業内容

市内の公立・民間認定こども園等の教育・保育の質の向上や人権保育の推進に向けた各種研修会及び会議の開催を行うものである。

###### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	—	—	5,472
決算額	—	—	3,236

(注)平成 30 年度において従来の「児童福祉総務費幼保小連携推進事業」、「公立こども園費人権保育基本方針の推進事業」及び「公立こども園費研修・会議関係事業」より移管を受けて新設された事業であるため、平成 29 年度以前の当初予算額及び決算額を記載していない。

###### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	1,131	人権保育市民フォーラム、豊中市幼保小連絡協議会研修会等の講師謝礼金
需用費	851	「小学校入学に向けて」、「教育・保育環境ガイドライン」の印刷製本費等
役務費	0	
使用料及び賃借料	253	人権保育市民フォーラム、豊中市幼保小連絡協議会研修会等の会場借上げ料
負担金補助及び交付金	1,000	豊中市キッズフェスタ補助金
合計	3,236	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 豊中市キッズフェスタ補助金の使用内容について(監査の意見)

豊中市キッズフェスタ補助金交付要綱第 2 条において、本補助金の補助対象事業について下記のとおり定められている。

(補助対象事業)
第 2 条 補助金は、一般財団法人豊中こども財団が実施する事業のうち、次に掲げる要件に対して交付するものとする。
(1) キッズフェスタは、幼児教育の振興と子育て支援の一環として、子育てを楽しめるような機会とし、関係機関と連携して幼稚園や幼児教育・子育て全般に係る情報を提供する事業である。

一般財団法人豊中こども財団(以下、「こども財団」という。)では、本補助金を受けて、毎年 8 月にキッズフェスタを開催しており、最近の開催実績は、表 19 のとおりである。

表 19 キッズフェスタの開催実績

年度	開催日	演目	出演
平成 28	8 月 25 日	ミュージカル 赤ずきんちゃん	音楽劇団ミュージカルパーク
平成 29	8 月 17 日	ミュージカル 本格マスク舞台劇 アラジンの大冒険	劇団青い鳥 ティアティカル・カンパニー
平成 30	8 月 24 日	ミュージカル 本格マスク舞台劇 それゆけ！孫悟空	劇団青い鳥 ティアティカル・カンパニー
令和元	8 月 31 日	本格マスク舞台劇 ミュージカル オズの魔法使い	劇団青い鳥 ティアティカル・カンパニー

また、平成 30 年度の実績報告によると、補助対象事業に要した経費は表 20 のとおりである。

表 20 豊中市キッズフェスタ補助金の補助対象事業に要した経費(平成 30 年度)

区分	金額(千円)	支出先
会場借上料等	354	豊中市市民ホール指定管理者
イベント実施・事務局経費一式	909	株式会社サンケイリビング新聞社
合計	1,264	

表 20 のうち、イベント実施・事務局経費一式には、出演者の手配、チラシ制作及び発送、招待状の発送に係る一切の経費を含んでおり、こども財団は毎年度、同一の事業者に当該業務を委託している。

確かに、委託先の事業者は、ミニコミ誌や子育て情報誌の発行のシェアが高く、子どもや保護者に対する周知を行うにおいて適切な事業者といえるが、こども事業課では、こども財団において本事業者とほかの事業者を比較したり、契約額の妥当性について検討したりしているか否かについて、情報を入手していない。

また、出演している劇団については、平成 29 年度以降、固定している状況となっているが、劇団の決定に当たって、こども財団又は委託先の事業者のいずれの意向が働いているのかについても、情報を入手していない。

補助対象事業者が補助金を使用して委託契約を締結する場合についても、市における委託料の執行に準じて、委託先事業者の選定や契約金額の設定が適切に行われることが求められる。

したがって、市は、補助対象事業者において締結された委託契約に係る事業者の選定や契約金額の設定についての情報を入手しておき、補助金申し込み時の内容審査において、交付決定の可否の判断材料として活用する必要がある。

## ② 契約書における契約保証金の定めについて(監査の結果)

教育委員会を監査対象とした平成 29 年度包括外部監査において、契約書における契約保証金の定めを明確化すべきものとして記載した監査の意見について、市は、平成 30 年 9 月 21 日付けで措置内容を公表し、措置済みとしている。

その内容は、表 21 のとおりである。

表 21 平成 29 年度包括外部監査における意見と措置内容

指摘事項の内容	措置内容
<p>教育委員会の物品売買契約書(ひな形)において、豊中市財務規則第 110 条第 3 号又は第 6 号に基づく契約保証金の納付の免除についての規定が置かれていなかったため、契約保証金の納付の免除の根拠が不明確な状況となっている契約があった。</p> <p>したがって、当該契約書(ひな形)について、豊中市財務規則第 110 条第 3 号又は第 6 号の規定を適用して契約保証金の納付を免除する場合についても明文化しておくことが望ましい。</p>	<p>物品供給契約書(ひな形)の第 2 条に、『5 豊中市財務規則第 110 条の規定により契約保証金を免除する場合は前項の規定は、適用しない。』の一文を追加し、平成 30 年 4 月より運用しています。</p>

この点、今回の監査において、「認定こども園等教育・保育推進事業」に含まれる「平成 31 年度(2019 年度)入学用 小学校入学に向けて 冊子」及び「豊中市教育保育環境ガイドライン」の印刷製本に係る契約書を確認したところ、いずれも、契約保証金は財務規則第 110 条第 6 号の規定により免除されているにもかかわらず、上記の『5 豊中市財務規則第 110 条の規定により契約保証金を免除する場合は前項の規定は、適用しない。』の規定が追加されていなかった。

上記の意見は、教育委員会教育総務課に対するものであり、措置状況も同課における措置を公表しているものであるが、市では、これに加え、平成 30 年 12 月、全庁的な対応として、契約検査課が契約書のひな形を修正し、各所管課に周知したとのことである。

しかし、上記 2 件の契約のうち、「豊中市教育保育環境ガイドライン」の契約日はひな形修正後の平成 31 年 2 月であり、こども事業課において修正後の契約書のひな形を使用すべきであった。したがって、今後、こども事業課は、全庁的な取り扱いの変更に関わる周知内容について、適時に対応することが求められる。

### ③ 保護者講演会の細事業区分について(監査の意見)

公立認定こども園 26 園において実施される保護者を対象とした講演会に係る講師謝礼金について、表 22 のとおり、細事業区分が「認定こども園教育・保育推進事業」と

なっているものと「公立こども園支援事業」となっているものが混在する状況となっていた。

表 22 保護者講演会謝礼金の細事業区分

区分	件数	金額
認定こども園教育・保育推進事業	10	146,000 円
公立こども園支援事業	11	186,000 円
謝礼金なし	5	-
合計	26	332,000 円

「認定こども園教育・保育推進事業」は、平成 30 年度から新たに設けられた細事業であるが、予算上は、公立認定こども園 26 園の保護者講演会の講師謝礼金について当該細事業に含めて積算されていた。一方で、公立認定こども園のみに関連する保護者講演会の事業目的は、公立認定こども園を対象とした「公立こども園支援事業」に含まれる各事業と同一である。

このような事情から、保護者講演会の講師謝礼金を執行する細事業についての判断が分かれ、混在する結果となったものであるが、同一の事業について細事業区分が混在することは適切とはいえない。

令和元年度以降は、保護者講演会の事業目的に着目して、「公立こども園支援事業」に区分したとのことであるが、同一の事業についての細事業区分は統一的に扱う必要がある。

## 2. 病児保育事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

仕事・傷病・事故・出産などの事情で、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な児童について、病児保育室(民間事業者)による保育を実施するものである。

利用条件等、病児保育事業の概要は、表 23 のとおりである。

表 23 病児保育事業の概要

利用条件	豊中市内に居住している、満1歳～小学校4年生までのお子さん *未就学児について、利用に際して保育必要認定は不要です。 *0歳児や豊中市外にお住まいで病児保育室の利用を希望される方は、施設に直接お問い合わせください。
実施日	月曜日～金曜日(土、日、祝、12月29日～1月3日を除く)
利用時間	8:00～18:00
利用料金	2,000円/回(減免制度あり) *食費・おやつ代等が別途必要 (施設に直接お問い合わせください)
実施施設	・シャイニーキッズとよなか ・しまこしないかキッズルーム ・関西メディカル病院附属エンゼル保育園

(出典:豊中市子育てサービスガイド)

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	86,867	92,900	83,399
決算額	62,455	69,171	62,971

(注)上記の金額には、平成28年度については病後児保育1か所を含む。

平成29年度より病児保育のみの金額である。

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	62,971	豊中市病児保育事業補助金
合計	62,971	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 補助事業者の関連法人への支出について(監査の意見)

豊中市病児保育事業の実施及び補助金交付要綱(以下、「病児保育補助金要綱」という。)別表第 3(第 9 条関係)では、豊中市病児保育事業補助金について、基本分、加算分、利用料等減免分加算及び普及定着促進費(開設準備費用)の 4 区分に分けて、補助基準額が定められている。このうち、基本分については、表 24 のとおり、規定されている。

表 24 病児保育補助金要綱別表第 3(第 9 条関係)における基本分についての規定

区分	補助基準額
1 基本分	1 か所当たり年額 4,894,000 円 うち改善分 2,447,000 円 ※ただし、利用が少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する。

表 24 のうち、改善分 2,447,000 円については、利用が少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合の実支出額と比較され、いずれか低い方の額が補助額となる。

この点、補助事業者のうち 1 事業者が実績報告において、改善分の実支出額として報告した額の内訳は、表 25 のとおりである。

表 25 改善分の実支出額の内訳

費目	金額(円)	備考
給与	838,062	地域の保育所等への情報提供チラシ作成等の 残業代
広告掲示料	600,000	診療所内への情報提供チラシ等掲載料
広告掲載料	480,000	ホームページへの情報掲載料
支援協力金	600,000	利用者への事前登録案内等情報提供協力金
印刷代	3,802	ポスター印刷代
合計	2,521,864	

表 25 のうち、広告掲示料、広告掲載料、支援協力金(合計 1,680,000 円)は補助事業者と関連のある医療法人に対する支出額である。

補助事業者が補助金を使用して関連法人へ業務を委託することが認められないわけではない。しかし、関連法人との取引の場合、取引金額が恣意的に決定される可能性が否定できないため、こども事業課において、第三者間における取引金額と乖離がないか、詳細に確認を行う必要があると考える。

また、広告掲載料は関連法人のホームページに当該施設のホームページへのリンクを掲載しているものであるが、当該施設のホームページにも関連法人のホームページへのリンクが掲載されており、金銭を収受すべきものなのか、疑問を感じる。

国の補助金においては、補助事業者やその関連法人の利益相当額を除く取り扱いとしているものもある。今後、関連法人との取引については、その内容や取引金額の決定方法などについて、慎重に検討することが求められる。

### 3. 保育士・保育所支援センター事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

保育の担い手を確保するため、保育士の経験のある方、保育士の資格を持っているが現在働いていない方の就職・再就職の求職登録を行い、求人を行っている市内の保育所等の情報を紹介し、無料職業紹介所・豊中と連携しながらサポートを行っている。また、子育て支援員研修保育士の認定に必要な知識や技能等を取得するための研修を実施している。

なお、子育て支援員とは、地域における子育て支援の担い手を確保するため、厚生労働省の定める子育て支援員研修実施要綱に基づき、都道府県又は市町村が実施する子育て支援員研修の全科目を修了し、子育て支援分野の各事業等に従事するうえで必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	-	4,112	3,927
決算額	-	3,287	4,031

(注)保育士・保育所支援センターは平成 28 年 7 月に設置されているが、平成 28 年度においては独立した細事業とされていないため、当初予算額及び決算額を記載していない。

##### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
役務費	540	
委託料	3,474	子育て支援員研修及び復職支援セミナー委託
負担金補助及び交付金	16	
合計	4,031	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 登録事業所の増加に向けた取り組みについて(監査の意見)

本事業は、市内の保育所等が求人情報を保育士・保育所支援センターに登録し、求職者への紹介を行うものである。

平成 30 年度における市内の認可施設数は、保育所 50、幼保連携型認定こども園 11、幼稚園型認定こども園 5、私立幼稚園 3 ほか、合計 85 施設に対し、保育士・保育所支援センターへの登録事業所は、平成 28 年度から平成 30 年度までの累計で 27 施設にとどまっている。

こども事業課によると、保育士・保育補助・調理員・看護師のうち、施設側のニーズが高いのは保育士であるが、保育士については一般的に新卒時に求職活動を行うモデルが定着しているため、保育士・保育所支援センターに求職登録する保育士の確保が難しく、求人登録をした施設への紹介実績が伸び悩んでいることが原因とのことである。保育補助については、子育て支援員研修の修了者に求職登録してもらうことが考えられるが、保育士の求職登録者を増加させることが困難であることは理解できる。

市では、令和元年度から開始した、新たに市内の民間保育施設で働く保育士を対象とした助成金の新設や保育士試験対策セミナーの実施などの取り組みの中で、保育士・保育所支援センターの内容をチラシに掲載するなど、周知に努めているところであるが、今後も、育児等により一時的に離職されている方など潜在的な人材への更なる周知により求職登録者数を増加させ、保育士・保育所支援センターの運営が活性化するように、引き続き対応を検討する必要がある。

## 4. 庄内一時保育事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

庄内駅前庁舎の活用の一環として、駅前立地の利便性を活かし、喫緊の課題対応として一時保育事業を展開するものである。

利用条件等、庄内一時保育事業の概要は、表 26 のとおりである。

表 26 庄内一時保育事業の概要

	定期利用	緊急一時利用
利用条件	市内に居住し、認可施設の入所を待機している1歳児クラス、2歳児クラス対象年齢のお子さん *認可施設の申し込みをしていない方、申し込み後一度も選考されていない方は利用できません。 *利用にあたっては認可施設への転所届の提出が必須となります。	市内に居住し、満1歳～小学校就学前までのお子さん
定員	24名	8名
利用料金	月額 25,000 円 (市民税非課税世帯等の減免制度あり)	一日利用 2,200 円＋飲食費 400 円 半日利用(7:00～12:00) 1,000 円 半日利用(12:00～18:00) 1,200 円＋飲食費 400 円
実施日	月曜日～土曜日(日、祝、12月29日～1月3日を除く)	
利用料金	7:00～18:00 ★延長保育は 18:00～19:00 18:30 以降利用の場合は延長利用料 200 円	

(出典:豊中市子育てサービスガイド)

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	—	38,240	59,360
決算額	—	24,426	49,646

(注) 本事業は、平成 29 年度より開始した事業である。

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	42,658	定期利用に係る委託料
負担金補助及び交付金	6,988	運営費、緊急一時利用、子育て相談事業に係る補助金
合計	49,646	

### ④ 委託料及び補助金の内訳

庄内一時保育事業については、定期利用について公定価格に準じて算定した額が委託料として支給され、その他に運営費補助金や緊急一時利用、子育て相談事業に係る補助金が支給されている。

平成 30 年度における委託料及び補助金の内訳は表 27 のとおりである。

表 27 庄内一時保育事業に係る委託料及び補助金

(単位:千円)

区分		金額
委託料	定期利用	42,658
補助金	運営費	4,201
	緊急一時利用事業	169
	子育て相談事業	2,616
	合計	6,988

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 子育て相談事業の活性化について(監査の意見)

豊中市庄内一時保育事業実施および補助金交付要綱第 4 条第 2 号において、子育て相談事業について、下記のとおり規定されている。

#### (2)子育て相談事業

育児に悩む保護者からの子育てに関する相談及び支援を行うとともに、子育て中の保護者の就労にかかる相談など適切に連携機関を紹介するなど支援を行う。  
また、地域での子育てにかかる情報発信など、子育て支援を行う。

今回の監査において、子育て相談事業の実績について確認しようとしたところ、こども事業課において、庄内一時保育事業の委託先である株式会社ポピンズから月ごとの相談実績の提出を受けていない状況であった。

改めて委託先から提出を受け、確認を行ったところ、平成 30 年度における各月の子育て相談の利用状況は、表 28 のとおりとなっていた。

表 28 庄内一時保育事業における子育て相談事業の実績

月	件数	月	件数
4 月	17	10 月	13
5 月	12	11 月	2
6 月	5	12 月	5
7 月	7	1 月	14
8 月	2	2 月	12
9 月	6	3 月	13
		合計	108

事業の位置づけが異なるため、単純な比較はできないが、この件数は地域子育て支援センター事業における面接相談の件数(平成 30 年度の 17 か所の年間平均 589 件、最も少ないセンターで年間 224 件)と比較すると件数が少なくなっている。この点、確かに、相談の必要な事象の発生が少ない方が好ましい状況であるともいえ、一概に相談件数が多いことをもって事業の成果が上がっていると評価することはできない。

しかし、庄内一時保育事業においても、市民が子育てに関していつでも相談することのできる窓口を提供することを目的とするのであれば、市のホームページに掲載している「豊中市教育・保育施設等利用のご案内」や「豊中市子育てサービスガイド」において、相談の受付時間等を記載するなどして、市民の認知度を上げる方策も検討すべきと考える。

また、相談実績について報告を受けるだけでは、地域での子育てにかかる情報発信がどの程度行われているのか、把握することができない。

したがって、こども事業課において委託先とも連携を図りながら、地域での子育てにかかる情報発信などについても積極的に実施することにより、子育て相談事業の認知度を向上させ、事業の活性化を図る必要がある。

## 5. 公立こども園施設管理・公立こども園施設運営

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

公立認定こども園児童の教育・保育が円滑に実施されるよう、「公立こども園施設管理」では、主に施設・設備の維持補修や建築物の定期点検を行い、「公立こども園施設運営」では、公立認定こども園に配置される一般職非常勤職員の報酬や臨時的任用職員の賃金、給食調理業務等に係る委託料、備品購入費などが支出されている。

#### ② 事業費の推移

##### ア) 公立こども園施設管理

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	243,592	249,069	214,629
決算額	232,739	240,586	202,966

##### イ) 公立こども園施設運営

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,459,965	1,420,676	1,531,992
決算額	1,325,477	1,271,466	1,286,908

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

##### ア) 公立こども園施設管理

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	151,263	公立こども園に係る光熱水費、修繕料
役務費	13,314	公立こども園に係る電話代、各種手数料
委託料	33,987	公立こども園に係る機械警備、各種点検業務
使用料及び賃借料	1,076	駐車場借上げ代等
工事請負費	2,565	旭丘こども園屋根緊急改修工事
負担金補助及び交付金	759	東豊中複合施設こども園部分に係るガス代分担金等
合計	202,966	

## イ) 公立こども園施設運営

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	828,442	一般職非常勤職員の報酬
賃金	136,242	臨時的任用職員の賃金
報償費	24	
需用費	204,632	公立こども園に係る消耗品費、給食食材費、修繕料等
役務費	273	一般職非常勤職員募集広告掲載料等
委託料	95,790	システム開発委託料、給食調理業務委託等
使用料及び賃借料	6,115	システム賃貸借等
備品購入費	15,020	公立こども園に係る備品購入費
負担金補助及び交付金	365	機械警備に係る機器増設等
合計	1,286,908	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 再委託承諾手続の適切な実施について(監査の結果)

平成 30 年度における「公立こども園施設運営」において執行された「公立こども園セキュリティゲートシステム開発業務委託」(以下、「セキュリティ業務委託」という。)は、市内の公立認定こども園 8 園の門扉及び事務所にICカードリーダーを設置し、門扉の自動開錠及びICカードを利用した児童の登園・降園データの一元管理を行うとともに、延長保育料の計算をできるようにするものである。

延長保育料のデータを子ども子育て支援システムに取り込むこととしていることから、平成 27 年度に導入された子ども子育て支援システムを開発した業者との随意契約としている。

表 29 セキュリティ業務委託の概要

契約名	公立こども園セキュリティゲートシステム開発業務
契約先	富士通株式会社 関西支社
契約期間	平成 30 年 8 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	31,270,320 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

セキュリティ業務委託の契約書では、再委託等の禁止について、下記のとおり規定されている。

(再委託の禁止)

第 9 条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者による書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

この規定に基づき、受注者は平成 30 年 11 月 1 日付で「再委託承諾申出書(申出用、承諾用)」をこども事業課に提出している。

ただし、こども事業課によると、実際に提出されたのは、更に遅延していたとのことであるが、実際の提出日についての記録は残っていない。

そして、こども事業課において再委託の承諾に係る起案決裁が行われたのは、平成 31 年 3 月 1 日となっているが、こども事業課が受注者に交付した「再委託承諾申出書(承諾用)」には平成 30 年 11 月 2 日と遡及した承諾日が記載されていた。

この点、「再委託承諾申出書(申出用、承諾用)」について、受注者から適時に提出を受け、遅滞なくこども事業課における起案決裁の手続が行われる必要がある。

今後、再委託が想定される業務委託においては、漏れなく「再委託承諾申出書(申出用、承諾用)」の提出を受け、適時にその承諾を行っているか、進捗管理表を作成して管理することなどが考えられる。

また、本件のように、「再委託承諾申出書(申出用、承諾用)」の提出が遅延した場合においても、承諾日を遡って記載することは適切とはいえない。書面上の日付だけでなく、実際の提出日についても記録を残したうえで、例えば、遡及して契約書第 9 条の承諾があったこととする文言を付記するなどして、承諾日は決裁日以降の日付とする方が適切であったと考える。

## ② 委託契約における対象物件の明確化について(監査の意見)

前述のとおり、セキュリティ業務委託は、市内の公立認定こども園 8 園を対象とするものである。

平成 30 年 8 月 8 日付で受注者から提出された見積書によると、対象の 8 園は下記のとおりである。

島田こども園、東丘こども園、西丘こども園、のぼたこども園(正しくは「のぼたけこども園)、蛍池こども園、てしまこども園、高川こども園、旭岡こども園(正しくは「旭丘こども園)」)

しかし、契約書や仕様書には、対象となる 8 園を特定できる記載がない状況であった。

また、平成 30 年度における「公立こども園施設管理」において執行された「豊中市立西丘こども園他 21 施設建築物定期点検及び豊中市立西丘こども園他 28 施設建築設備定期点検業務委託」(以下、「建築物等点検業務委託」という。)は、公立認定こども園等の建築物及び建築設備について、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく点検を行うものである。

表 30 建築物等点検業務委託の概要

契約名	豊中市立西丘こども園他 21 施設建築物定期点検及び豊中市立西丘こども園他 28 施設建築設備定期点検業務委託
契約先	株式会社阿波設計事務所
契約期間	平成 31 年 1 月 30 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	3,375,000 円
契約方法	指名競争入札

そして、建築物等点検業務委託の仕様書には、下記のように履行場所及び点検対象の記載がある。

建物等点検業務委託仕様書より抜粋

- |                          |
|--------------------------|
| 2. 履行場所 : 別紙一覧のとおり       |
| 6. 点検対象 : 別紙一覧(一)(二)のとおり |

上記のうち、別紙(一)には建築物点検の対象となる 22 園(旧保育所 19 園、あゆみ学園、しいの実学園及び母子・父子福祉センター)、別紙(二)には建築設備点検の対象となる 29 園(建築物点検に加えて旧幼稚園 7 園)の施設名、所在地、電話番号、園長氏名、床面積の記載がある。

したがって、仕様書と別紙(一)及び(二)が一体となって建築物等点検業務委託の

対象物件が特定されることになるが、契約書及び仕様書に別紙(一)及び(二)が袋綴じされていなかった。

上記のセキュリティ業務委託及び建築物等点検業務委託においては、業務の対象となる物件が契約上の重要な要素であると考えられる。

このような場合には、契約書及び仕様書に明記しておくか、別紙を作成する場合には契約書及び仕様書と袋綴じしておく必要がある。

## 6. 公立こども園支援事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

公立認定こども園の教育・保育の運用が円滑に進むように支援を行うための事業であり、健康、衛生関係、保健関係の消耗品等の支出も含まれる。

公立こども園支援事業に含まれる主な事業は、表 31 のとおりである。

表 31 公立こども園支援事業に含まれる主な事業

事業名	内容
サウンドスクール事業	大阪音楽大学との連携により、幼児が生きた音楽に触れる機会の充実を図る
保育アドバイザー派遣研修	公立認定こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざす。また、研究保育を行い、指導助言を受ける。
げんキッズプロジェクト事業	子どもの体力づくりなどを目的として、運動遊びの専門家を各公立認定こども園に派遣する。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	19,602	10,482	21,177
決算額	7,251	6,619	14,963

### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	3,348	講師謝礼金
旅費	1,243	一般職非常勤職員旅費、管内旅費等
需用費	6,251	感染症対策の消耗品等
役務費	379	災害賠償保障保険保険料分担金等
委託料	541	児童の尿検査業務委託等
使用料及び賃借料	902	園外保育駐車料金、入園料等
備品購入費	679	オーディオメータ等
負担金補助及び交付金	1,596	各種団体会費、研修参加費、日本スポーツ振興センター共済掛金等
賠償金	21	破損事故の賠償金
合計	14,963	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 保育アドバイザー派遣事業における講師謝礼金の支給基準について (監査の結果)

保育アドバイザー派遣事業は、各公立認定こども園に専門家を派遣し、研究保育を行い、指導助言を受けるものであり、講師謝礼金について、下記のとおり支給基準が定められている。

大学教授 20,000 円、大学准教授 16,000 円、大学講師 14,000 円、  
 大学助手 12,000 円、専門家・研究者 12,000 円～20,000 円、  
 上記以外の講師(非常勤講師等) 10,000 円、  
 元小学校・幼稚園・保育所長等 5,000 円

本事業においては、同一の専門家が複数の園に派遣されることも多いが、上記の支給基準のいずれに該当するかの判断を誤ったことにより、同一の専門家に支払った謝礼金の額が様々となっているものが見受けられた。

専門家に依頼する内容が異なるなど、特段の事情がない限り、あらかじめ定められた支給基準を適用し、講師謝礼金の額を決定する必要がある。

## ② げんキッズプロジェクト事業の実施内容の評価について(監査の意見)

げんキッズプロジェクト事業は、運動遊びの専門家を各公立認定こども園に派遣するものであり、もともと、旧幼稚園において行われていた事業である。そして、平成 27 年度に旧幼稚園及び旧保育所が認定こども園化するのに合わせて、旧保育所でも実施することになった。

旧幼稚園 7 園については、古くから事業が実施されていたこともあり、個人の専門家に依頼しているのに対し、旧保育所 19 園については、平成 27 年度から一斉に事業を開始したこともあり、一括して公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団に専門家の派遣を依頼している点で相違がある。

事業の実施に当たっては、各園において専門家と個別に打合せを行い、実施内容を確定しているとのことであるが、こども事業課においては、各園から実施内容の報告を受けることとしている。

この点、こども事業課において各公立認定こども園の実施内容を俯瞰的に比較検討し、各公立認定こども園の特徴的な取り組みを紹介するなどして、事業の実施水準を更に向上させることが考えられる。

また、現状、事業の実施を依頼する専門家が旧幼稚園と旧保育所で異なっていることに関しては、各園の実情に応じたきめ細やかな対応を行うためには、各園の実情を熟知した専門家を各園が個別に招聘して事業を実施する方が望ましいといえる。一方で、旧幼稚園と旧保育所の認定こども園化から 5 年が経過し、教育と保育を一体的に提供することをめざしている市の方向性からすると、公立認定こども園全体で事業の実施方法を共通化する方が望ましいといえる。

このように、各園の実情と公立認定こども園としての統一性のいずれを優先すべきか、一概に判断することはできないが、こども事業課における俯瞰的な比較検討を通じて、事業を依頼する専門家のあり方についても継続的に検討する必要がある。

## 7. 私立認定こども園等給付・私立認定こども園等運営助成

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

私立認定こども園等給付は、私立認定こども園、民間保育所、地域型保育施設及び施設型給付を受ける私立幼稚園(以下、「私立認定こども園等」という。)に対して、国の定める公定価格に基づき給付を行うものである。公定価格とは、「小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 1 号)であり、毎年度、単価表が改定されている。

また、私立認定こども園等運営助成は、私立認定こども園等の保育内容を充実し、児童福祉の増進を図るため、豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱(以下、「運営費補助金要綱」という。)等に基づき、運営助成を行うものである。

#### ② 事業費の推移

##### ア) 私立認定こども園等給付

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	5,172,754	6,393,401	7,437,961
決算額	5,215,445	6,546,795	7,542,353

(注)平成 30 年度において従来の「民間保育所費民間保育所入所委託事業」、「私立認定こども園費私立認定こども園施設給付事業」、「地域型保育施設費地域型保育施設給付事業」及び「私立幼稚園費私立幼稚園施設給付事業」を統合して新設された事業であるため、平成 29 年度以前の統合前の各事業の当初予算額及び決算額の合計を記載している。

##### イ) 私立認定こども園等運営助成

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,771,433	1,658,824	2,164,472
決算額	1,239,406	1,377,647	1,564,454

(注)平成 30 年度において従来の「民間保育所費民間保育所運営助成事業」、「私立認定こども園費私立認定こども園運営助成」、「地域型保育施設費地域型保育施設運営助成」及び「私立幼稚園費私立幼稚園運営助成」を統合して新設された事業であるため、平成 29 年度以前の統合前の各事業の当初予算額及び決算額の合計を記載している。

③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

ア) 私立認定こども園等給付

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
扶助費	7,542,353	私立認定こども園等に対する施設型給付
合計	7,542,353	

イ) 私立認定こども園等運営助成

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,564,454	私立認定こども園等に対する運営助成
合計	1,564,454	

④ 私立認定こども園等給付の内訳

平成 30 年度における私立認定こども園等給付の施設類型ごとの内訳は、表 32 のとおりである。

表 32 私立認定こども園等給付の内訳

(単位:千円)

施設類型	金額
民間保育所	4,930,344
私立認定こども園	1,908,459
地域型保育施設	577,703
私立幼稚園	125,846
合計	7,542,353

⑤ 私立認定こども園等運営助成の内訳

私立認定こども園等運営助成は、表 33 のとおり 7 つの補助金で構成されている。

表 33 私立認定こども園等運営助成に含まれる補助金

補助金名	根拠要綱名
運営費補助金	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱
宿舍借り上げ事業費補助金	豊中市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金要綱
資格取得支援事業	豊中市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金要綱
	豊中市保育所等保育士資格取得支援事業補助金要綱
産休代替補助金	豊中市産休等代替職員費補助金交付要綱
保育所等における業務効率化推進事業補助金	豊中市保育所等における業務効率化推進事業補助金要綱
緊急通報装置設置事業補助金	緊急通報装置設置事業補助金交付要綱
人材確保事業補助金	豊中市保育士人材確保事業補助金要綱

平成 30 年度における私立認定こども園等運営助成の、施設類型ごと、補助金ごとの内訳は、表 34 のとおりである。

表 34 私立認定こども園等運営助成の内訳

(単位:千円)

補助金名	民間保育所	私立認定こども園	地域型保育施設	私立幼稚園	合計
運営費補助金	894,301	436,538	104,080	22,697	1,457,617
宿舍借り上げ事業費補助金	74,115	12,206	4,567		90,889
資格取得支援事業	60	140		-	201
産休代替補助金	-	-	-	-	-
保育所等における業務効率化推進事業補助金	9,995	3,000	2,000		14,995
緊急通報装置設置事業補助金	-	-	-	-	-
人材確保事業補助金	750				750
合計	979,222	451,886	110,648	22,697	1,564,454

(注) 表内の斜線は当該補助金の交付対象とならない施設類型であることを示している。

運営費補助金については、運営費補助金要綱別表により、さらに 21 の補助種別に細分化されている。

平成 30 年度における運営費補助金の内訳は、表 35 のとおりであり、運営費補助金(補助種別)が最も多額となっている。

表 35 運営費補助金の内訳

(単位:千円)

補助種別	民間保育所	私立 認定こども園	地域型 保育施設	私立幼稚園	合計
運営費補助金	345,652	205,374	50,293	14,591	615,911
その他	548,648	231,164	53,786	8,106	841,706
合計	894,301	436,538	104,080	22,697	1,457,617

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 私立認定こども園等給付の精算時における公定価格と運営費補助金算定上の公定価格の差異について(監査の結果)

運営費補助金のうち、最も多額となっている運営費補助金(補助種別)の補助対象経費等については、運営費補助金要綱別表において、表 36 のとおり定められている。

表 36 運営費補助金要綱 別表(抜粋)

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
運営費補助金	公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。	豊中市処遇改善手当・職員人件費・退職金積立(ただし、補助基準額の 1/2 を上限とする。)	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準」により支弁する各月の各入所児童の基本分単価と基本分単価に加える月額加算額(ただし、処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱを除く。)を合算した額の合計額と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額

この点、私立認定こども園等給付における公定価格と表 36 の補助額(算定基準)における「基本分単価と基本分単価に加える月額加算額(ただし、処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱを除く。)を合算した額の合計額」(以下、「基準額」という。)との関係を整理すると、表 37 のとおりである。

なお、表 36 のとおり、基準額と補助対象経費(実支出額)を比較して低い方の額が補助額となる。

表 37 私立認定こども園等給付における公定価格と  
運営費補助金(補助種別)の補助額の関係

私立認定こども園等給付				運営費補助金	
				対象	計算式
公定価格	基本分			○	A-B-C
	加算分	月額加算分	管理者設置加算 3歳児配置改善加算 等	○	
			処遇改善等加算	×	B
		年額加算分	施設機能強化推進費加算 小学校接続加算 等	×	C
合計					A

表 37 の「対象」欄に○を記載した項目が運営費補助金要綱に定められた基準額であるが、基準額の計算上は、私立認定こども園等給付における公定価格の確定額(A)から、「対象」欄に×を記載した算定対象外の項目(B及びC)を減算する方法をとっている。

一方、私立認定こども園等給付については、月ごとに支払われているが、下記のような要因により、後日精算額が生じることになる。

- ・公定価格について年度当初には当年度に適用すべき単価が国から示されていないため、前年度単価を使用して算定している。
- ・加算分について施設からの意思表示に基づいて支払うが、確認の結果、要件を充足していないことがある。
- ・児童数について毎月初の人数に基づき算定するが、月内の入所、退所については日割りで調整する。

私立認定こども園等給付における公定価格の確定額(A)は、上記の要因を全て加味しなければ算定できないため、例年4月中旬から下旬に確定することになる。さらに、運営費補助金(補助種別)の補助額(算定基準)に私立認定こども園等給付における公定価格の確定額(A)を用いることとしていることから、補助金額の確定は、例年、出納閉鎖の直前となる。

こども事業課によると、このような事情に加え、私立認定こども園等給付のシステムには、表 37 のBやCの年間合計額を集計する機能がないこともあり、私立認定こども園等給付及び私立認定こども園等運営助成の事務において、4月から5月までの事務量が膨大となっているとのことである。

ただし、運営費補助金(補助種別)の算定に当たって用いられた私立認定こども園等給付における公定価格の確定額(A)と実際の公定価格の確定額は必ず一致すべきものである。今回の監査においては、この点に着目して、両者を比較したところ、差異が発生しているものが散見されたため、こども事業課に調査を依頼した。

その結果、運営費補助金(補助種別)の算定に当たって用いられた私立認定こども園等給付における公定価格の確定額(A)について、3月退所者があった場合、本来、それに見合う額を減算すべきところ、誤って加算していたことが判明した。

前述のとおり、基準額と補助対象経費(実支出額)を比較して低い方の額が補助額となることから、3月退所者のあった施設のうち、基準額が補助額となっていた施設についてのみ補助額が過大となっていたことになる。

この誤りにより補助額に影響があった施設数及び影響額は、表 38 のとおりである。

**表 38 運営費補助金(補助種別)に影響のあった施設数及び影響額**

施設類型	施設数	3月退所者 のある施設数	補助額に影響が あった施設数	影響額(円)
民間保育所	50	25	8	△3,098
私立認定こども園	16	9	5	△3,334
地域型保育施設	16	6	2	△174
私立幼稚園	3	0	0	0
合計	85	40	15	△6,606

表 38 のように、補助額への影響額は僅少であるが、運営費補助金(補助種別)の算定上、私立認定こども園等給付における公定価格との整合性は確認すべき事項の中でも最も基本的なものといえる。

補助額(算定基準)を構成する要素について、ほかの資料との整合性を確認するためのチェックリストを作成したり、複数の者によりチェックを実施したりするなど、チェック体制の確立が求められる。

また、今回の誤りの発生原因としては、時間的な制約がある中、補助額(算定基準)の構成要素が複雑化していることも挙げられる。私立の保育施設に対する補助金については、近隣他市においても様々なものがあり、どのような補助額(算定基準)が適切

か、一概に判断できないものの、他市の状況を調査したうえで、補助額(算定基準)の構成要素を簡素化することも考えられる。

## 8. 私立幼稚園振興助成金

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

市内の私立幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、私学助成を受けている幼稚園及びこども財団に補助を行うものである。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	41,024	29,457	26,145
決算額	37,680	21,251	18,670

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	18,670	豊中市地域に開かれた幼稚園づくり事業補助金 豊中市私立幼稚園振興助成金 豊中市私立幼稚園障害児保育助成金 豊中市教育・保育の質向上事業補助金
合計	18,670	

#### ④ 私立幼稚園振興助成金の内訳

私立幼稚園振興助成金は、表 39 のとおり、4 つの要綱に基づき支出される補助金で構成されている。

表 39 私立幼稚園振興助成金に含まれる補助金

補助金名	根拠要綱名	交付先
豊中市地域に開かれた幼稚園づくり事業補助金	豊中市地域に開かれた幼稚園づくり事業補助要綱	各幼稚園
豊中市私立幼稚園振興助成金	豊中市私立幼稚園振興助成金交付要綱	こども財団
豊中市私立幼稚園障害児保育助成金	豊中市私立幼稚園障害児保育助成金交付要綱	こども財団
豊中市教育・保育の質向上事業補助金	豊中市教育・保育の質向上事業補助金交付要綱	こども財団

平成 30 年度における私立幼稚園振興助成金の補助金ごとの内訳は、表 40 のとおりである。

表 40 私立幼稚園振興助成金の内訳

(単位:千円)

補助金名	金額
豊中市地域に開かれた幼稚園づくり事業補助金	7,144
豊中市私立幼稚園振興助成金	8,262
豊中市私立幼稚園障害児保育助成金	1,887
豊中市教育・保育の質向上事業補助金	1,377
合計	18,670

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 私立幼稚園に対する補助金に関する補助対象経費の明確化について(監査の意見)

豊中市私立幼稚園振興助成金は、こども財団が行う各幼稚園に対する助成事業に対して補助金を交付するものであり、対象事業の名称及び内訳は、表 41 のとおりとなっている。

表 41 豊中市私立幼稚園振興助成金の対象事業の名称及び内訳

(単位:千円)

名称	内訳	平成 30 年度交付額
特色ある幼稚園教育助成金	一学級あたり 45,000 円	6,300
私立幼稚園児尿検査助成金	尿検査 実費	614
私立幼稚園教職員研修助成金	一園あたり 25,000 円 一学級あたり 5,000 円	1,125
私立幼稚園園児診察料助成金	園児一人あたり 60 円	222
	合計	8,262

このうち、特色ある幼稚園教育助成金の補助対象経費については、豊中市私立幼稚園振興助成金交付要綱にも明確な定めが置かれていない。

各幼稚園において豊中市私立幼稚園振興助成金がどのような支出に充当されているかについては、こども財団において全幼稚園分が集約され、市に実績報告されている。

この実績報告の内容を確認したところ、特色ある幼稚園教育助成金の用途は、通常の保育・教育活動において使用する備品や園児全員に配布される絵本の購入、教職員研修の講師謝礼金まで、内容が様々となっている状況であった。

豊中市私立幼稚園振興助成金交付要綱に明確な定めがない以上、このような用途を補助対象外と判断することはできないが、少なくとも、「特色ある幼稚園教育」という趣旨には合致しないものとする。

また、豊中市私立幼稚園振興助成金とは別に、各幼稚園に直接交付される豊中市地域に開かれた幼稚園づくり事業補助金の補助対象経費との相違が明確となっておらず、教職員研修の講師謝礼金等、同種の経費がそれぞれの補助金の補助対象経費となっている状況が見受けられた。

上記のような問題点は、こども事業課においても認識しており、豊中市私立幼稚園振興助成金と豊中市地域に開かれた幼稚園づくり事業補助金を整理統合し、豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金(以下、「新補助金」という。)が創設され、令和元年度から適用されることとなった。新補助金は、各幼稚園に直接交付されることとなっている。

令和元年度からの新補助金の下では、通常の保育・教育活動に使用する経費が補助対象外となることが明確化された。したがって、平成 30 年度までの補助金の制度が抱えていた問題点は解消されたことになる。しかし、令和元年度が新補助金の運用初年度となることから、こども事業課における各幼稚園からの実績報告の審査などにお

いて、各幼稚園が制度の変更の趣旨を十分に理解しているか、制度の趣旨に合致しない経費の支出がないか、綿密に検証することが求められる。

## ② 補助事業に係る収入の実績報告(収支決算書)への記載について(監査の結果)

豊中市教育・保育の質向上事業補助金は、こども財団が実施する豊中市内就学前施設における教育・保育の質向上に資する事業に対する補助を行うものである。

当該補助金に係る平成 30 年度の実績報告としてこども財団から提出された収支計算書には、当初、補助を受けて実施した研修会に係る受講料収入が区分して記載されておらず、補助事業に係る収入の額を把握することができない状況となっていた。

こども財団が当初提出していた収支計算書と指摘を受けて再提出した収支計算書は、表 42 のとおりである。

表 42 豊中市教育・保育の質向上事業補助金の収支決算書

(単位:千円)

	当初提出分	再提出分
補助金収入	1,377	1,377
財団会費収入	385	136
研修会費②	-	249
収入合計	1,762	1,762
委員会費	1,762	1,762
支出合計①	1,762	1,762
補助対象①-②	1,762	1,513

(注)1. 財団会費収入は、補助金により賄えない経費をこども財団の自主財源から賄ったものと考えられる。

2. 補助対象①-②は監査人が追記したものである。

表 42 のように、当初提出分では、研修会に係る受講料収入が明記されていないが、補助対象事業の実支出額から収入額を控除した額(1,513 千円)が補助対象となるべき額といえる。したがって、本件においては、補助金の額には影響はないものの、本来、こども事業課は、受講料収入の額について報告を受けておく必要があった。

また、豊中市教育・保育の質向上事業補助金交付要綱においては、補助対象事業に係る収入の額についての取り扱いが明確に記載されていない。したがって、本補助金のように、事業の対価収入が想定される場合には、補助対象経費の実支出額から収入額を控除した額が補助の対象となる旨、明確に記載しておく必要がある。

## 9. 過年度包括外部監査の措置状況

### (1) 概要

#### ① 平成 27 年度包括外部監査における指摘事項に対する措置状況

「一般会計等における委託契約に係る事務の執行について」を監査テーマとした平成 27 年度包括外部監査において、こども事業課に対しては、監査の結果1件、監査の意見 5 件が指摘されている。これらについては、平成 28 年 9 月 20 日までに、全ての措置がなされたと報告されており、市のホームページに指摘事項の内容、それに対する措置内容が掲載されている。

表 43 平成 27 年度包括外部監査における指摘・意見の概要

区分	概要
意見	社会福祉法人との契約における契約書の未作成
意見	決裁権限に関する規程の整理
意見	契約保証金の徴収
意見	調理業務の第三者委託に関する契約内容の確認が不十分
結果	保育所(委託料)の精算誤り
意見	家庭保育所との契約における契約書の未作成

(出典:市提供データより監査人作成)

#### ② 包括外部監査結果に対する対応状況の区分

市は、包括外部監査結果に対する措置の進行管理を適切に行うとともに、公表時におけるわかりやすさを確保する観点から、表 44 のとおり監査の結果及び意見に対する対応状況について、進捗状況を表す区分を設けている。

表 44 対応状況の区分

措置済: 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
対応中: 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
不措置: 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手: 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。  
相 違: 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

(出典: 市提供データより監査人作成)

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 措置内容について(監査の意見)

今回の監査に当たり、平成 27 年度包括外部監査における指摘事項について、措置内容の実施状況を検討した。その結果、措置済とされているにもかかわらず、指摘事項の趣旨に照らして十分な運用がなされていないものがある。

#### ア) 「保育所(委託料)の精算誤り」に対する措置内容について

指摘事項の内容	措置内容
精算資料の作成誤り(交付済み額の集計誤り)による保育所運営費の支給不足や超過支給があった。 保育所運営費の精算を適正に実施するため、精算資料の作成時に実際の交付済み額との照合作業も実施するべきである。	保育所運営費の年度末精算について、精算資料の作成誤り等が生じないように、平成 27 年度より歳出簿との照合作業を実施するなど精算金額の確認を徹底するよう改めました。

今回の監査においても、「私立認定こども園等給付・私立認定こども園等運営助成」において、私立認定こども園運営助成における補助金額に誤りがあったことを指摘しているが、平成 27 年度包括外部監査における指摘事項と関連するものといえる。

平成 27 年度及び今回の監査において指摘している照合作業に限定することなく、帳票間で必ず一致すべき項目の一覧を作成し、これに基づいて、網羅的にチェックを行うなど、更なるチェック体制の向上が求められる。

イ) 「家庭保育所との契約における契約書の未作成」に対する措置内容について

指摘事項の内容	措置内容
<p>家庭保育所への業務委託について契約書を締結していない。責任の所在を含め契約内容を互いに明確にし認識を共有しておくため、民間保育所と同様、契約書を締結することの可否を検討されたい。</p>	<p>平成 28 年度契約から家庭保育所全 8 施設と契約書の作成を行うこととしました。</p>

措置内容に記載のとおり、家庭保育所についても民間保育所の契約書を参考に、平成 28 年度から新たに契約書を作成している。

この点、民間保育所についても家庭保育所についても、市から委託料と補助金が支出されることとなっているが、民間保育所の契約書では委託料のみを対象としているのに対して、家庭保育所の契約書では委託料及び補助金の両方を対象としている。

この点、補助金については、委託とは法的性質が異なり、委託契約の履行確認とは別枠で実績報告が行われていることにかんがみると、業務委託契約書とは切り離す方が適切であると考えます。

## IV 子育て給付課

### 1. 母子父子福祉センター施設運営管理ほか

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

豊中市立母子父子福祉センター(以下、「センター」という。)は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下、「法」という。)に基づく母子・父子福祉施設である。

都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる(法第 38 条)とされており、センターは同条に基づく施設である。

母子・父子福祉施設には、母子・父子福祉センターと母子・父子休養ホームがある(法第 39 条第 1 項)。母子・父子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である(法第 39 条第 2 項)。母子・父子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設である(法第 39 条第 3 項)。

センターは、母子・父子福祉センターと母子・父子休養ホームの両方の性格を備えた施設となっている。

平成 29 年社会福祉施設等調査(厚生労働省)によると、平成 29 年 10 月 1 日現在、全国には 56 の母子・父子福祉施設がある。その内訳は、都道府県設置が 4 施設、市区町村設置が 4 施設、社会福祉法人設置が 28 施設、公益法人・日赤設置が 6 施設、その他の法人設置が 14 施設である。母子・父子福祉施設は、全国的には数が少なく、かつ市区町村が設置している例が少ない施設といえる。

センターは下記の事業を行うとしている(豊中市立母子父子福祉センター条例第 3 条第 1 項)。

- (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する各種の相談に応ずること。
- (2) 生活指導及び生業指導を行うこと。
- (3) 講習会、レクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な場所を提供すること。
- (4) その他第 1 条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(5) 前各号のほか、事業の実施に支障のない限りにおいてセンターを一般の使用に供すること。

センターに関して市は、「母子父子福祉センター施設運営管理」、「母子父子福祉センター施設管理」及び「母子父子福祉センター整備事業」の 3 つの事業を実施している。

「母子父子福祉センター施設運営管理」の内訳は、センターの指定管理者への指定管理料である。センターには指定管理者制度が導入されており、豊中市母子寡婦福祉会（以下、「母子寡婦福祉会」という。）が指定管理者を務めている。そのため、前述した豊中市立母子父子福祉センター条例第 3 条に定めるセンターの事業は、指定管理者が行っている。

「母子父子福祉センター施設管理」の主な内訳は、市が負担する同施設の維持管理に係る支出である。

「母子父子福祉センター整備事業」の内訳は、センターの建替工事に向けての測量委託、基本設計委託に係る支出である。同施設は老朽化が進んでおり、近接する豊中市立福祉会館と併せ建替えが決定している。

## ② 事業費の推移

### ア) 母子父子福祉センター施設運営管理

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	11,216	11,550	11,550
決算額	11,310	11,264	11,282

### イ) 母子父子福祉センター施設管理

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,411	1,218	1,843
決算額	913	658	1,633

ウ) 母子父子福祉センター整備事業

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	5,848	2,854	3,815
決算額	1,038	2,464	3,815

③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

ア) 母子父子福祉センター施設運営管理

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	11,282	センター指定管理料
合計	11,282	

イ) 母子父子福祉センター施設管理

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	955	修繕料ほか
委託料	515	
その他	162	
合計	1,633	

ウ) 母子父子福祉センター整備事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	3,815	設計委託料
合計	3,815	

#### ④ センターの概要

センターの概要は、表 45 のとおりである。

表 45 センターの概要

住所	豊中市中桜塚二丁目 29 番 31 号
建物概要	構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建のうち 2 階部分 141.24 m <sup>2</sup> 敷地面積 935.00 m <sup>2</sup> 延床面積 1099.47 m <sup>2</sup>
施設内容	事務室、会議室(1 室)、和室(1 室)、相談室
開館時間	午前9時から午後5時15分まで
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日 ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがある。
利用料金(※)	会議室 1,300 円(1 日につき) 和室 1,300 円(1 日につき)

※ センターは貸室業務を行っており、利用者から利用料金を徴収している。

#### ⑤ 指定管理者の概要

センターの指定管理者である母子寡婦福祉会の概要は、表 46 のとおりである。

表 46 母子寡婦福祉会の概要

項目	内容
団体の名称	社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会
団体の所在地	豊中市中桜塚二丁目 29 番 31 号
設立年月日	平成 19 年 3 月 30 日
設立理念	豊中市母子寡婦福祉会は、豊中市未亡人会を前身としている。豊中市未亡人会は、昭和 25 年に結成され、当初から戦争遺族の家計や福利厚生への支援として内職あっせんや託児業務を行ってきており、今日においても、この母子福祉会における奉仕の精神に基づき、母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と福祉の増進に努めることを目的としている。

項目	内容	
基本財産	(建物)わかば保育園園舎 (土地)わかば保育園敷地	
主な業務内容	社会福祉事業 (2種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子福祉センターの指定管理業務</li> <li>・ゆたか保育園の経営</li> <li>・わかば保育園の経営</li> <li>・一時預かり事業の経営</li> <li>・病児保育事業の経営</li> <li>・ひとり親家庭等日常生活支援事業の経営</li> </ul>
	収益事業	・市立豊中病院内売店経営

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 指定管理料で購入したパソコンの管理方法の見直しについて(監査の意見)

母子寡婦福祉会は、豊中市立母子父子福祉センター条例第3条第1項に掲げる業務の一つとして、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する生活指導及び生業指導を行うとされている(豊中市立母子父子福祉センター管理運営業務仕様書 3.業務の範囲<管理運営業務>(3))。

この規定に従い母子寡婦福祉会は就労支援講座を実施しており、その一つとしてビジネスパソコン基礎講座(以下、「基礎講座」という。)を実施している。

母子寡婦福祉会は、基礎講座に用いるため、平成30年度及び令和元年度に6台ずつパソコンを購入しており、令和元年9月時点で16台のパソコンを保有しているが、これらパソコンについての台帳が作成されていない。

地方公共団体が所有する動産は物品と呼ばれている。市は、物品のうち1年以上使用されるもので、主に取得価格が2万円以上のものを備品と定めており、母子寡婦福祉会が購入しているパソコンは取得価格が2万円以上のため、市の規則では備品に該当する。

備品について市は、財務規則により備品台帳を整備することとしている。

母子寡婦福祉会は、備品の管理方法に関して具体的な定めを設けていないが、これらパソコンは市が支出した指定管理料で購入したものであり、条例(豊中市立母子父子福祉センター条例)に基づいて市が実施するとしている業務に使用されているものである。そのことを踏まえると母子寡婦福祉会は市の備品と同等の管理を行う必要があり、財務規則に従い備品管理台帳を整備しておく必要があると考える。

母子寡婦福祉会が指定管理料で購入したパソコンの取り扱いについて、市は、母

子寡婦福祉会に対して備品台帳を整備することを要請することが望ましい。

## ② 事業の継続性への配慮の必要性について(監査の意見)

センターの向かい側に豊中市立福祉会館(以下、「福祉会館」という。)が設置されている。センター、福祉会館とも建物の老朽化が進んでいることから建替えが検討されてきており、その結果、市は、センター、福祉会館の2敷地に、福祉相談の拠点となる複合施設として、「(仮称)豊中市福祉総合相談支援・交流センター」を整備することを決定している。

工事は、福祉会館のある東側敷地から開始し、令和元年5月より福祉会館の解体が始まっている。東側敷地に新たな建物が建設された後、センターのある西側敷地の建物の解体・建設工事に着手するとしており、工期を令和4年5月から令和6年2月までとしている。

センターは、令和6年2月に新建物で業務を開始する予定である。現在、令和6年2月竣工予定の新しい建物におけるセンターの施設の配置は確定しているが、現在の建物を解体した後、新しい建物を使用するまでの令和4年5月から令和6年2月までのセンターのあり方は、令和2年度当初までに確定する予定となっている。

センターは、会議室と和室の貸室を行っているほか、表51に記載した各種事業を行っている。現状では、令和4年5月から令和6年2月までの間、表47に記載した事業がどこまで実施できるかが母子父子福祉センターの建替え時の課題と考える。

表 47 センターが行っている管理運営事業

就労支援講座	介護職員初任者研修
	事務職をめざすための日商簿記3級検定対策講座
	調剤事務管理士資格取得講座
学習支援講座	ひとり親家庭学習支援教室
生活支援セミナー	奨学金制度説明会
相談	平日(10:00~16:00)
	弁護士相談
	専門相談
レクリエーション	母子・父子バスツアー
	キッズイングリッシュ
	親子で楽しいクリスマス会
貸室	会議室・和室
研修	母子相談員研修・人権研修
安全管理	消防訓練・講習会・設備点検

(出典:平成30年度豊中市立母子父子福祉センター管理状況報告書)

「平成29年度指定管理者制度導入施設の管理運営業務の年度評価 評価基準表」で市は、センターの指定管理業務について下記のように言及している。

平成29年度は公募による指定管理となって2期目の2年目にあたる。2期目からの新たな取り組みとなるセンター夏まつりが定着してきたことで、認知度向上が図られ、利用者の増加につながっている。一方、就労支援講習と学習支援教室については利用者が減少したため内容、実施時期や日時など利用者のニーズに応じた工夫が求められる。弁護士・専門相談員による相談事業は最高評価サービス水準値をクリアしており、特に離婚前相談の割合が高く、ひとり親家庭の支援拠点としての機能強化の面で一定の成果が出ている。

夏まつりが定着してきたことで、認知度が向上し、利用者の増加につながっていると評価しているが、その夏まつりは、センターの3階会議室が廃止されることから、令和2年度以降の開催が未定となっている。また、これまで実施してきたクリスマス会も従前の実施スペースが確保できないため事業を縮小としている。

平成31年2月5日付で豊中市母子父子福祉センター指定管理者選定評価委員会(以下、「評価委員会」という。)から出された答申(「豊中市立母子父子福祉センターに係る指定管理者の管理状況の評価について(答申)」)では、センターの総括評価を

下記のように行っている。

団体の設置目的、姿勢が事業内容に沿ったものであり、しっかり取り組んでいる。課題が生じた場合にもPDCAサイクルが有効に働き、改善しようとする姿勢が評価できる。

ひとり親家庭の状況に鑑み、文化・教養に触れる機会を積極的に作り、子ども食堂などの構想も持ちながら事業展開を工夫して行っていると言える。

相談機関としては、センターの役割を把握し、関係機関との連携も出来ており、ひとり親家庭支援の役割を果たしていると言える。

センターについて市は、ひとり親家庭の支援拠点としての機能強化の面で一定の成果が出ているとしており、評価委員会もひとり親家庭支援の役割を果たしているとしている。このような評価を得ているセンターの状況を、既存建物からの移転により大きく変化させることは望ましいとはいえない。現在の施設から新しい施設に移るまでの令和4年5月から令和6年2月においても、センターがその役割を果たせるよう、指定管理者及び市は努めていく必要がある。

夏まつりやクリスマス会など広いスペースを必要とする事業において、必要なスペースを確保することが困難なのであれば、中止や実施規模を縮小することはやむを得ないが、各種相談や就労支援講座・学習支援講座などについては、利用者のニーズに応えられるよう対応することが望ましい。

## 2. 児童福祉総合システム、ひとり親家庭等日常生活支援事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

##### ア) 児童福祉総合システム

児童手当・児童扶養手当・福祉医療・母子父子寡婦福祉資金の業務システムの運用を総合的に行うものである。

##### イ) ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣することで、母子家庭等の生活の安定を図るものである。

#### ② 事業費の推移

##### ア) 児童福祉総合システム

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	43,500	33,751	50,922
決算額	30,575	42,936	33,919

##### イ) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	900	801	2,116
決算額	641	1,166	1,291

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

##### ア) 児童福祉総合システム

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	139	
委託料	32,229	システム保守委託・システム改修委託
使用料及び賃借料	1,550	システムリース料
合計	33,919	

イ) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,027	支援事業業務委託
負担金補助及び交付金	263	
合計	1,291	

④ 監査対象とした委託契約

ア) 児童福祉総合システム

No	委託契約名	契約金額 (円)	契約方法
1	児童福祉総合システム運用保守業務委託(平成30年度)	2,527,200	特命随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
2	平成30年度児童手当システム運用保守業務委託	4,001,832	同上
3	平成30年度福祉医療システム運用保守業務委託	4,421,520	同上
4	児童扶養手当システム改修(平成30年度所得制限限度額引き上げ対応)業務	2,268,000	同上
5	平成30年度福祉医療システム番号制度対応業務委託	3,791,340	同上

イ) ひとり親家庭等日常生活支援事業

No	委託契約名	契約金額 (円)	契約方法
6	豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託	単価契約	特命随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 契約関連文書の品質と管理機能の欠落について(監査の結果)

下記のとおり、種々の問題点が見られた。契約関連文書の品質と管理機能が欠落しているため、速やかに改善する必要がある。

#### ア) 決裁機能の問題について

契約実施段階での支出負担行為決議書の(起案した子育て給付課による)決裁年月日の記入がなく、決裁日の確認のないままに総務担当課(こども政策課)の検印・決裁印が押印されている案件があった。

「契約・検査管理システム操作マニュアル(担当課契約編)」に従った事務手順が厳格に運用されておらず、稟議内容の検証に関して責任を持つ子育て給付課と総務担当課(こども政策課)双方のチェックが行き届いていないことが窺われる。

したがって、事務の流れ、書類の流れを再度確認し、遺漏の生じないよう再発防止を図る必要がある。

#### イ) 予定価格調書等の問題について

特命随意契約であるとはいえ、下記の予定価格調書の公印取扱等に係る事例は、契約事務の手續の真実性・実在性が揺らぎかねない重い事案であると考え。ア)と同様、事務の流れ、書類の流れを再度確認し、遺漏の生じないよう再発防止を図る必要がある。

- ・「予定価格等設定伺」の公印取扱者印のない事例
- ・「予定価格調書」に決裁印と公印のない事例
- ・「予定価格封筒」(予定価格調書を納める封筒)がない事例
- ・「予定価格等設定伺」及び「予定価格調書」等が未作成の事例
- ・「入札等実施伺」及び「予定価格等設定伺」の押印欄に「不在」として押印していない者がいる一方、決裁日が同日の「支出負担行為決議書(入札実施より前)」や「契約決議書(入札実施より後)」では、不在のはずの者が押印しており、作成時点の真実性に疑念のある事例

## ウ) 記載漏れなどの問題について

下記の瑕疵が見られた。契約事務の法令・規程の理解、契約・検査管理システムの運用マニュアルの周知を再度徹底する必要がある。

- ・「契約実施内容」(上記支出負担行為決議書作成時に付属資料として作成される書面のこと)の随意契約の地方自治法施行令第167条の2第1項の号数の未記入(なぜシステム上、書面印刷後手書きで記入させるのか、という意義が理解されていない。つまり号数の手書きによって、随意契約の根拠を再確認せよという趣旨が理解されていないと思われる)の事例
- ・同書面の「支払方法」欄の未記入の事例
- ・「入札等実施伺」の決裁年月日が「鉛筆」による日付のみ(年号の書き込み漏れ)の記入にとどまっている事例
- ・「入札等実施伺」の決裁年月日の記入漏れの事例
- ・「予定価格算定基礎」の書面上、算定基礎欄の説明が全くない事例

## エ) 見積書の問題について

徴取した見積書も日付の記入のないものが見られた。入札時の見積書が原本(先方の印鑑は朱肉、ただし日付は手書き)で、契約伺時、予定価格設定時などの見積書はそのコピー(印鑑は白黒、日付は記入なし)が使用されており、使いまわしが行われていると思われる。また、有効期限の記載がない見積書を発行している業者もあり、牽制をかける意味で有効期限の記載を求めることが望ましい。少なくとも、見積書の日付については、記入を必須とする必要がある。

一連の見積書の徴取や取り扱いをかんがみるに、契約金額に対する経済性・有効性の追求については意識を改める必要があるのではないかとと思われる。いうまでもないが、業者の提示する金額に追従することなく、仕様を意識しつつもできるだけ安く契約をする努力と、その努力を証する証拠が欲しいと感ぜられる。

## オ) 文書管理の観点からの問題について

前述のような状態では、契約事務の実体を証するはずの書面に信ぴょう性が失われ、正当な契約事務を執行したとの証拠力を発揮するにも不十分である。

「文書管理規則」や「文書事務の手引き」に示される文書主義の原則の観点からも法令・規定の順守を徹底するべきである。

簿冊の整理の観点からいうと、個々の書面の形式上の整備はもちろん、綴り方にお

いても、一つの契約事務の始まりから終わりまでの流れがわかるように整然と格納するべきと考える。どういう書面を残し、順番はどうするのかについて再検討するとともに、書面に漏れがないような工夫も図る必要がある。日ごろからの文書の整理は、ミスを防止し、不正の抑制にもつながり、効率性の向上にもつながると考える。

また、個々の簿冊においても、契約・検査システムの受付番号を活用するなどにより簿冊の冒頭に目次を設けたり、仕切り紙や見出しを貼付したりするなどして、何の契約関連書類が綴られているのかが明瞭になるよう整理することが望ましい。

## ② 契約事務の再整備について(監査の意見)

上記①の問題点の生じる潜在的な要因を考察すると、契約事務に関する規定の見直し、実施すべき契約事務についての理解の徹底が必要である。

### ア) 契約事務に関する規定の見直しについて

契約事務に関しては、財務規則で規定されている。契約事務のうち随意契約については、財務規則第 104 条ほかにおいて下記のとおり規定されている。

財務規則より抜粋

(随意契約)	
第 104 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。	
契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	1,300,000 円
(2) 財産の買入れ	800,000 円
(3) 物件の借入れ	400,000 円
(4) 財産の売払い	300,000 円
(5) 物件の貸付け	300,000 円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円
2 主管部課長は、施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく 2 人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない。 (契約書作成の省略)	
第 107 条 略	

(契約保証金の納付の免除)

#### 第 110 条 略

このように、随意契約における予定価格の取り扱いについては、財務規則に規定されていない。なお、東大阪市、和歌山市、奈良市など近隣の中核市においては、財務規則等において、予定価格の決定など予定価格の取り扱いに関して規定されている。

#### 和歌山市契約規則より抜粋

(予定価格の決定)

第 25 条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第 7 条の規定に準じ予定価格を定める。この場合において、第 11 条の規定による予定価格調書の作成は、その必要がないと特に認めるときは、省略することができる。

市は、財務規則のほかに「契約・検査管理システム操作マニュアル」や「随意契約ガイドライン」を作成しているが、随意契約における予定価格及び予定価格調書の取り扱いに関するガイダンスはない。例えば、単価契約を理由に予定価格調書が作成されていない事例があったが、これは、文書化されたガイダンスがないために、現場の解釈に実務が委ねられていることが要因の一つとなっていると考える。

①で述べた見積書の位置づけや徴取に関する問題点についても、同様であると考ええる。

したがって、見積書や予定価格の取り決めなど、契約事務に関する実務上の取り扱いについて、現場が明確に判断することができるよう、契約事務に関する規定(規則、マニュアルなど)を見直す必要がある。

なお、契約事務に関する規定を見直すに当たっては、事務の効率化も併せて検討することが望ましい。例えば、予定価格調書を作成する際に、市では公印を押印することとなっているが、リスク要因の比較的小さい契約については、課長印にとどめるなどの方法が考えられる。

#### イ) 契約事務に対する理解の徹底について

①で述べたとおり、契約事務の実体を証するはずの書面に信ぴょう性が失われ、正当な契約事務を執行したとの証拠力を発揮するにも不十分であった。このように契約事務の実在性に疑念が生じる背景としては、契約事務そのものに対する重要性の認識欠如とそれからくる実施すべき契約事務についての理解不足も影響していると考えられる。

現状、契約施行段階の支出負担行為決議、入札実施、契約決議、完了確認といった各フェーズの確認機能として、決裁・承認がない限り先に進めないようなシステム的な進捗制限がかかっていない。そのため、契約検査課が所掌している物品購入・工事請負・清掃・有人警備業務などの契約以外は、契約事務に契約検査課等が関わらないために、必要な契約事務の手続が漏れたとしても、書面の作成入力、印刷及び課内の決裁で終結してしまう状況にある。

このような潜在的リスクを抑制するためには、システム的な進捗制限をかけることが有効であるが、それ以前に、契約事務の重要性を認識し、実施すべき契約事務の理解を徹底することが必要である。そうすれば、後日付で書類を作成し、起案日を調整するといった事務は行わず、各フェーズの段階を踏んで契約事務を進めていくべきであるとの認識をもつに至り、契約事務の執行の適正性確保につながるのではないかと考える。

### ③ 契約書の条項の見直しについて(監査の結果)

請負契約であるにもかかわらず、瑕疵担保責任に関する条項が見られなかった。ソフトウェアに関する発注においては、瑕疵担保責任に関する条項を盛り込む必要がある。

また、上記 No.4「児童扶養手当システム改修(平成 30 年度所得制限限度額引き上げ対応)業務」と No.5「平成 30 年度福祉医療システム番号制度対応業務委託」の契約書条項を比較しても、同種のシステム改修委託であるにもかかわらず、双方の条項の相違が大きかった。

したがって、他の契約も含め、契約書の条項の内容を精査し、契約履行において問題がないか検討する必要がある。

### ④ 契約事務チェックリストの活用の徹底について(監査の意見)

契約検査課では、契約事務チェックリストを作成するなどして、契約事務の適正化を図っているが、これまで述べた契約事務の現状にかんがみると、現場に浸透していない。

契約決議書の起案の段階で、担当者によるチェックが施され、上長がこれを査閲することで、契約事務の適切性を確保する必要がある。また、契約事務を整理するうえでも、契約事務チェックリストの活用を徹底する必要がある。

### ⑤ 随意契約理由書の標準様式の整備について(監査の意見)

随意契約理由書の様式が規定されていないため、日付や査閲等もなく、随意契

約の理由の妥当性につき、いつどのように検証したか不明である。中には、根拠条文が示されていないものもあった。

したがって、随意契約の理由の妥当性につき、一定の根拠の明示が行われるような相互牽制の行われた証跡を残すために、随意契約理由書の標準様式を整備することが望ましい。

## ⑥ 随意契約理由の公表の網羅性確保について(監査の結果)

随意契約ガイドラインにおいて、特命随意契約については、契約締結後に契約概要を公表することとなっている。

随意契約ガイドラインより抜粋

### 9. 随意契約理由の公表について

随意契約の締結に際し、透明性の確保と市民に対する説明責任を果たすため、次の各号に掲げる内容により公表するものとする。

#### (1) 公表の対象

随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合を除く。)のうち、2者以上から見積書を徴取しないこととしたものについて、契約締結後において契約概要について公表を行う。

しかし、検証対象とした契約(児童福祉総合システム事業の委託5契約、ひとり親家庭等日常生活支援事業の委託1契約)の全てについて、いずれも公表されていなかった。

本来は、網羅性を担保するシステム統制を利用することで、公表の漏れを防ぐべきであるが、現状、契約・検査管理システムが活用されていない。しかし、システム統制を利用せずとも、課ごとの随意契約データの一覧表さえあれば、公表の漏れは防ぐことができるはずである。

このように、網羅性の次元でつまづくのは論外である。公表する趣旨は、随意契約理由の妥当性に対する牽制のためであるから、早急にその段階までたどり着き、随意契約理由の公表の網羅性を確保する必要がある。

## ⑦ 再委託承諾手続の大幅な遅延について(監査の結果)

システムベンダーとの委託契約は、本質的に再委託(下請けの存在)が十分に認識される。しかし、検証対象とした契約(児童福祉総合システム事業のNo.1及びNo.4)について、再委託承諾申出書の徴取及び市側の承諾が、契約日(平成30年4月1

日)から大幅に遅延した平成 30 年 12 月 21 日に行われていた。

市としては、業務の履行体制を的確に把握しておく必要がある。業者にとっても、市の承諾を受けずに再委託契約を行った場合は、入札参加停止や指名競争入札において指名の制限に該当する場合もある。

したがって、再委託の承諾手続は適時に行わなければならない、再発防止を徹底する必要がある。

## ⑧ 随意契約理由の公表方法について(監査の意見)

随意契約ガイドラインにおいて、3 号随意契約については、法務・コンプライアンス課における公表となっており、市ホームページでは公表されていない。

随意契約ガイドラインより抜粋

### 9. 随意契約理由の公表について

#### (3) 公表の方法

随意契約の契約概要の公表については、市ホームページにおける閲覧に供することにより行うものとする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号で規定された障害者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供を受ける契約については、法務・コンプライアンス課情報管理係での公表とする。

しかし、IT の進んだ現代においては、利便性の観点からは、ホームページで閲覧できるべきであり、そういった取り組みを行っている他市もある。

したがって、随意契約ガイドラインに定める随意契約理由の公表の方法について、利便性の観点から見直す必要がある。

### 3. 児童手当、子ども医療費助成事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

###### ア) 児童手当

対象の児童を監護・養育するものに金銭給付を行うものである。

###### イ) 子ども医療費助成事業

子どもの医療費の一部を助成するものである。

##### ② 事業費の推移

###### ア) 児童手当

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	6,838,207	6,848,834	6,924,990
決算額	6,646,692	6,625,876	6,621,209

###### イ) 子ども医療費助成事業

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,227,599	1,191,687	1,416,411
決算額	1,120,843	1,225,055	1,388,264

##### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

###### ア) 児童手当

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	1,074	印刷製本費
役務費	4,748	通信運搬費
委託料	58,780	窓口関連業務委託等
扶助費	6,556,165	児童手当
その他	440	
合計	6,621,209	

## イ) 子ども医療費助成事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	249	
役務費	53,017	手数料
委託料	1,366	
扶助費	1,333,630	医療費助成
合計	1,388,264	

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 契約金額の支払根拠の明確化について(監査の結果)

子育て給付課では、豊中市子育て給付課窓口関連業務委託を行っている。委託業務の内容は、児童手当に関する業務、こども医療に関する業務、子ども子育て支援制度に関する業務、その他上記に関連する事実上の行為又は補助的業務である。

委託料の支払いについては、業務委託契約書において、下記のとおり規定されている。

#### 業務委託契約書より抜粋

(委託料の支払い)

第 28 条 本業務に関する委託料については、別記「支払いに関する特記事項」に基づき、サービスレベルの達成度をふまえ支払うものとする。

支払いに関する特記事項及び仕様書によると、契約金額を、基本支払額(9割)と補正支払額(1割)に区分している。補正支払額は、当該年度における確保すべきサービスレベルの達成度に応じ、算定されることとなっている。確保すべきサービスレベルの達成度の評価については、仕様書の定めにより算定した減額ポイントに応じた補正率を基に決定される。

しかし、成果払いの性格を持つ補正支払額において、市は、確保すべきサービスレベルの達成度の評価の根拠を整理することなく、満額を支払っている。

補正支払額の決定について、判断や評価が伴うのであるから、契約金額の支払根拠を明確にしておく必要がある。

## ② 児童手当の支払事務に係る情報漏洩対策について(監査の意見)

現状、定期・随時の手当金の支払事務においては、支払データの作成後、起案・決裁を経て、当該支払データを会計課へ引き渡す事務が行われている。

具体的には、データは児童福祉総合システムで作成された支払先リストを CSV ファイルとして生成し、CD-R に格納したのち、会計課に引き渡している。

このような外部媒体を介した個人データの切り出しや引き渡しが行われている支払事務については、情報漏洩リスクがあるため、情報漏洩対策の観点から、例えば下記のような見直しを検討する必要がある。

- (ア) システムからデータを切り出した時にログは残る仕様となっているが、この仕組みが情報漏洩対策として活用されていないため、牽制手段として位置づける。
- (イ) 切り出し作業自体をシステム上例外処理として、上席者承認の下、実行できるように機能付加する。
- (ウ) CSV ファイルを生成する際は職員単独で行うのではなく、立会者を交え作業し、CD-R へのコピー後、担当者のパソコンに CSV ファイルが残留(ゴミ箱フォルダも含めて)していないことを確認する。
- (エ) 媒体である CD-R(及び外付け CD-R ドライブ)の管理を厳格化する。具体的には、未使用の CD-R の金庫管理、CD-R のナンバリング、受払台帳管理、棚卸による確認を行う。また、コピーした CD-R の使用も、その一回のみとし、会計課より返却後は破棄する。
- (オ) CD-R の授受に関しては、庁内とはいえ、受領証のやり取りなど、受け渡し責任の所在を明らかにする。また、改ざんの時間的余裕を与えないために、時間記録を残す。
- (カ) CD-R に格納する CSV ファイルは、Zip ファイル等によりパスワードで保護する。このときパスワード設定者は、CD-R の取扱者とは別の者とする。
- (キ) CD-R の廃棄は、単独で処理するのではなく、立会者と複数人で行い、廃棄記録を残し、確実な廃棄・データ抹消を履行する。

## 4. 助産制度

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができないと認められる妊産婦を対象に、指定の助産施設(病院)への入所、助産を公費負担するものである。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	12,000	12,000	12,000
決算額	7,466	7,398	6,810

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	6,810	助産施設への委託料
合計	6,810	

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 事務取扱要綱の整備について(監査の結果)

児童福祉法第 22 条に定める、いわゆる入院助産(保健上の必要があるにもかかわらず、生活保護等の経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を対象に、指定の助産施設(病院)への入所、助産を行うもの)に関して、市は、豊中市児童福祉法施行細則で事務を運用している。

入院助産の事務に使用される助産施設入所申込書には「様式第 1 号」との記載があり、同様に助産施設入所承諾書には「様式第 2 号」、助産券には「様式第 9 号」との記載がある。

しかし、これら書面の様式については、これを定める規程がなく、「様式〇号」も根拠はない。また、豊中市児童福祉法施行細則第 29 条に「申請書、通知書その他の書類の様式については、市長が別に定める」とあるが、これに該当する定めもない。

他市では、入院助産事務取扱要綱を別に定める例もあることから、豊中市児童福祉

法施行細則第 15 条及び第 21 条を具体化する中で、前述の書面の様式も規定する必要がある。

## 5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

ひとり親家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付けを行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	18,393	24,708	33,634
決算額	11,251	20,953	24,627

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	24,627	母子父子寡婦福祉資金の貸付け
合計	24,627	

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部整備について(監査の意見)

母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関して、市は、豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則で事務を運用している。

貸付けの事務に当たっては、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書や借用証書等の各種書面が必要であるが、その様式を定めていない。

今後、書面の様式を定める必要がある。

## ② 貸付事務の問題点について(監査の結果)

下記のとおり、種々の問題点が見られた。速やかに改善する必要がある。

### (ア) 連帯保証人等の意思確認の徹底について

回収トラブルを避けるため、本来は、主債務者、連帯債務者、連帯保証人を揃えて市側が面談をし、各々の内容・意思確認を行ったうえで、署名・押印するのが原則であると考え。特に、連帯債務者とはトラブルになりやすいので、意思確認の徹底不足により債権回収に滞留の生じないように、原則、面談実施により連帯債務者の意思確認を徹底し、詳細に記録することが必要であると考え。

郵送確認という例外処理をやむを得ず許容するとしても、現状では下記のとおり、意思確認が徹底されていない。

具体的には、借入申請時の連帯保証人に対する保証意思の確認が、書面による消極的確認(期限までに異議をとなえなければ承諾したものとして処理する旨の通知)にとどまったり、借用書締結後の連帯保証人意思確認票の徴取において、郵送での受け取りのみで電話等による確認を行っていなかったり、さらには、本人確認書類が添付されていないにもかかわらず、確認が取れたとしている事例もあった。

市側が設けた進捗管理の表には、下記の記載がある。

#### (9)連帯保証人への債務確認(意思確認票の受理)

①面談(年 月 日)

②郵送確認(年 月 日発送)(年 月 日着)&電話(自宅・携帯)

このように、郵送確認の場合には「&(且つ)」であって「or(又は)」ではないから、電話による補完確認は必須のはずである。また、豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアルQ&A集(79頁)においても、郵送受領後の電話確認が求められている。

したがって、進捗管理の表及び上記Q&A集を順守し、意思確認を徹底する必要がある。

### (イ) 連帯保証人意思確認票の徴取タイミングの遅延について

借用書締結後、連帯保証人意思確認票が作成・徴取されているが、少なくとも契約日と同時であるべきであり、遅延があつては最終意思確認のない状態での契約締結となってしまうおそれがある。また、豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアル(20頁、22頁)においても、連帯保証人意思確認票は、借用時の提出書類として位置づけられている。

したがって、連帯保証人意思確認票の徴取が遅延しないように留意する必要がある。

### (ウ) 法定代理について

未成年の子を連帯債務者とし、親を主債務者として貸付けている事例がある。この事例の中で、貸付けに係る申請書や請求書、借用書等に、その主債務者たる親に対して、親自身が「法定代理人」として、署名・押印をしているものが散見された。

本来の意図は、「未成年の子が連帯債務者となることに対して」親が法定代理人として署名・押印をしているのであろうから、この関係を書面で適切に表現するよう別様式を設けるべきであると考ええる。

現行のままであると、法定代理が成立せず、未成年の子の法律行為に対する民法第5条第2項の取消事由を主張される可能性があるのではないかと懸念される。

下記に示す貸付金申請書を例とすると、貸付金申請書と一体となっている同意書の区分に法定代理人の記載欄があるが、法定代理人が代理しているのは「申請者が貸付けを申請すること」であると読める。これでは、親が親自身の代理人としかならず、子が連帯債務者として借入申請する意思を表明できていないと考える。

貸付金申請書の一例(○山A子が親でB子が未成年の子である場合)

母子父子寡婦福祉資金貸付金申請書

年 月 日

豊中市長様

豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条の規定により、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて次のとおり申請します。

申請者	氏名	○山A子(親)	生年月日	電話番号
			....	....
	住所	豊中市.....		
連帯借主	氏名	○山B子(子)	生年月日	電話番号
			....	....
	住所	豊中市.....		
資金の種類...(中略)				

同意書

この申請書のとおり、上記の申請者が貸付けを申請することについて、同意します。

法定代理人	氏名	○山A子(親)	生年月日	電話番号
			....	....
	住所	豊中市.....		

保証承諾書

...以下略

## (エ) 母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアル等への準拠について

(ア)及び(イ)で述べたとおり、豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアル及びQ&A集に準拠していない事例があった。

そのほかにも、豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアルQ&A集(84頁)では、未成年の子が主債務者となる場合の印鑑証明は、法定代理人の署名・実印と印鑑証明で足りるとし、不要としている。しかし、実際には徴取している事例があった。

豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアル及びQ&A集に準拠した事務処理を行う必要がある。

## V 地域共生課

### 1. 社会福祉協議会事業補助

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

市が、社会福祉法第 109 条第1項に規定する事業を行う市社協に対し、社会福祉法第 58 条に基づく補助金を交付するものである。

##### 社会福祉法第 109 条第1項より抜粋

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

##### 社会福祉法第 58 条より抜粋

国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

- 一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
- 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合

<p>において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>4 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。</p>
---

**② 事業費の推移**

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	603,359	482,628	488,258
決算額	596,652	465,940	445,748

**③ 平成 30 年度決算額の主な内訳**

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	315,748	豊中市社会福祉協議会事業補助
貸付金	130,000	豊中市社会福祉協議会経営安定化貸付金
合計	445,748	

**(2) 監査の結果及び意見**

**① 補助対象事業の明確化について(監査の意見)**

国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、補助金を支出することができる(社会福祉法第 58 条)とされており、市もこの定めに従い市社協に補助金を交付している。

市社協から市に提出された補助事業実績報告書によると、市社協は、市から交付された補助金によって、地域福祉事業、地域福祉活動支援事業、小地域ネットワーク事業、敬老の集い事業、日常生活自立支援事業及び地域福祉権利擁護センター事業を実施している(表 48 参照)。

市社協に対する補助金について、市は、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に

対する補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)を定めている。

補助対象事業は、下記のとおりである。

交付要綱より抜粋

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前各号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

交付要綱第 3 条の規定は、社会福祉法第 109 条第1項に定める市町村社会福祉協議会が行う事業の規定をそのまま定めたものであるため、市社協が行うどの事業が市の補助対象となるのか、不明確である。

表 49 は、市社協の平成 30 年度のサービス活動収益の内訳を示したものである。市社協は、市からの補助金(経常経費補助金収益)だけではなく、受託金収益や介護保険事業収益なども計上している。また、市社協は、表 48 に記載している事業以外の事業も実施しており、市が補助を行っている事業と行っていない事業が混在している。

したがって、市社協が行う事業のうち、どの事業にどの程度の補助を行うのか、市の考え方を整理したうえで、交付要綱で補助対象事業を具体的に明記しておく必要がある。

表 48 豊中市社会福祉協議会補助金に係る精算書

(単位:千円)

補助対象事業	補助額	実績額	差引
地域福祉事業	144,105	129,707	△ 14,397
地域福祉推進事業	129,577	118,165	△ 11,411
住民主体B補助事業	2,892	2,864	△ 27
ボランティアセンター事業	11,636	8,677	△ 2,958
地域福祉活動支援事業	118,617	105,334	△ 13,282
地域福祉活動支援センター事業	36,125	28,685	△ 7,439
地域力強化推進事業	24,000	24,000	0
CSW配置事業	58,492	52,648	△ 5,843
小地域ネットワーク事業	65,233	63,458	△ 1,774
小地域ネットワーク事業	42,073	41,268	△ 804
民生・児童委員事務局事業	13,886	12,915	△ 970
老人クラブ連合会事務局事業	9,274	9,274	0
敬老の集い事業	19,953	19,953	0
日常生活自立支援事業	20,974	17,163	△ 3,810
地域福祉権利擁護センター事業	21,495	22,291	796
事業補助金総合計	390,377	357,907	△ 32,469

(出典:補助事業実績報告書:市社協)

表 49 市社協のサービス活動収益の内訳

(単位:千円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	合計
会費収益	31,120	—	31,120
寄附金収益	9,428	2	9,430
経常経費補助金収益	375,227	—	375,227
助成金収益	30	—	30
受託金収益	152,537	43,845	196,383
事業収益	3,024	—	3,024
負担金収益	1,799	—	1,799
介護保険事業収益	242,613	156,771	399,384
障害福祉サービス等事業収益	46,187	—	46,187
医療事業収益	—	10,084	10,084
サービス活動収益計	861,968	210,703	1,072,672

## ② 小地域ネットワーク事業の補助の見直しについて(監査の意見)

市社協に対しては、小地域ネットワーク事業に対して、41,268 千円を補助している。市社協は、当該補助金を、市内にある 38 の校区福祉委員会に 50 万円ずつ、合計で 19,000 千円を分配している。

校区福祉委員会は、昭和 49 年から、市社協の内部組織として概ね小学校区単位に結成された住民の自主的なボランティア組織である。現在、41 小学校区全域で結成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するために、地域に結成されている各種団体の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めている。

校区福祉委員会は、小地域福祉ネットワーク活動と呼ばれる、予防・予知・ニーズの発見活動(声かけ・見守り)、個別援助活動(話し相手・買物・薬取り・通院の付き添い等)、グループ援助活動(ふれあいサロン・子育てサロン・ミニデイサービス・会食会等)を行っている。また、小地域福祉ネットワーク活動のほかに、子どもの安心・安全見守り活動、福祉なんでも相談窓口、避難行動要支援者安否確認事業等も行っている。

表 50 及び図 5 は、平成 31 年 4 月 1 日現在の校区福祉委員会区域別の人口を示したものである。最も人口の多い桜井谷は 25,851 人、最も少ない豊南は 6,052 人で、4 倍近い開きがある。

0～14 歳の人口を比較すると、最も人口の多い桜井谷は 4,453 人、最も少ない島田は 578 人で、7 倍強の開きがあり、15～64 歳の人口を比較すると、最も人口の多い桜井谷は 16,322 人、最も少ない豊南は 3,335 人で、5 倍弱の開きがある。また、65 歳以上の人口を比較すると、最も人口の多い桜井谷は 5,076 人、最も少ない東泉丘は 1,341 人で、3 倍強の開きがある。このように、校区福祉委員会区域の間では人口に大きな差が生じている。

校区福祉委員会への交付金 50 万円という金額は、交付金が大阪府から交付されていた当時の金額で、それが現在まで継続している。しかし、校区福祉委員会区域の間で人口に大きな差が生じている状況をみると、長い間見直しがなされていない校区福祉委員会への補助金は、あり方を検討する時期に来ていると思われる。

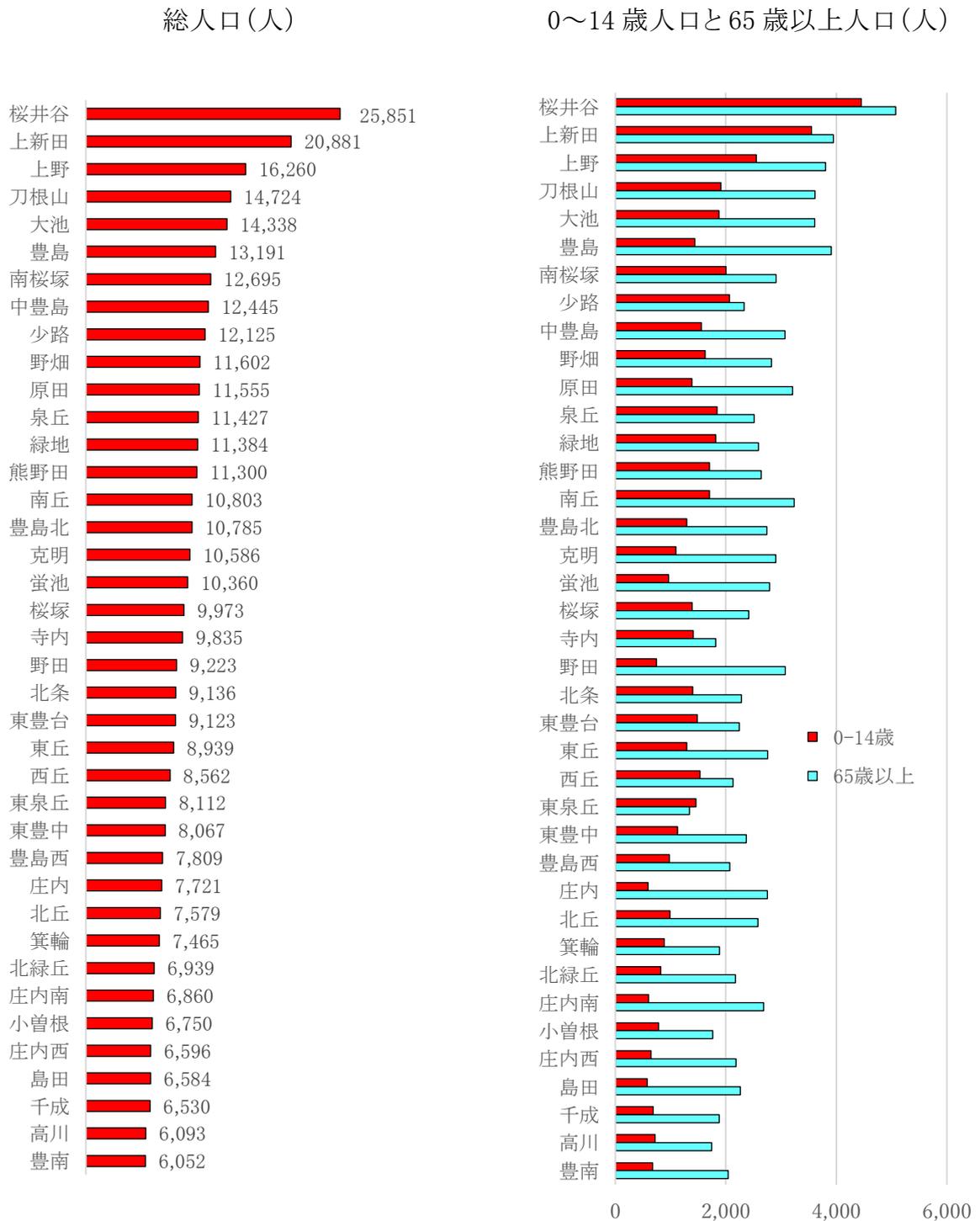
今後も一律に 50 万円を交付するという選択肢もあるが、その場合はこれまでのやり方を継続することの合理性を明確にしておく必要がある。いずれにしても校区福祉委員会への補助金は、そのあり方を再検討する必要がある。

表 50 校区福祉委員会区域別人口(平成 31 年 4 月 1 日時点)

(単位:人)

校区福祉委員会	総人口(人)	0~14 歳人口	15~64 歳人口	65 歳以上人口
桜井谷	25,851	4,453	16,322	5,076
上新田	20,881	3,552	13,384	3,945
少路	12,125	2,067	7,726	2,332
北緑丘	6,939	823	3,944	2,172
上野	16,260	2,553	9,900	3,807
刀根山	14,724	1,912	9,197	3,615
大池	14,338	1,876	8,853	3,609
豊島	13,191	1,439	7,844	3,908
南桜塚	12,695	2,004	7,781	2,910
中豊島	12,445	1,556	7,820	3,069
野畑	11,602	1,627	7,149	2,826
原田	11,555	1,386	6,960	3,209
泉丘	11,427	1,840	7,075	2,512
緑地	11,384	1,817	6,977	2,590
熊野田	11,300	1,704	6,956	2,640
南丘	10,803	1,704	5,864	3,235
豊島北	10,785	1,295	6,747	2,743
克明	10,586	1,099	6,585	2,902
蛭池	10,360	965	6,604	2,791
桜塚	9,973	1,390	6,168	2,415
寺内	9,835	1,408	6,611	1,816
野田	9,223	746	5,401	3,076
北条	9,136	1,400	5,454	2,282
東豊台	9,123	1,484	5,395	2,244
東丘	8,939	1,295	4,885	2,759
西丘	8,562	1,531	4,899	2,132
東泉丘	8,112	1,457	5,314	1,341
東豊中	8,067	1,127	4,572	2,368
豊島西	7,809	981	4,758	2,070
庄内	7,721	593	4,376	2,752
北丘	7,579	990	4,010	2,579
箕輪	7,465	888	4,694	1,883
庄内南	6,860	602	3,576	2,682
小曾根	6,750	783	4,202	1,765
庄内西	6,596	647	3,766	2,183
島田	6,584	578	3,742	2,264
千成	6,530	686	3,966	1,878
高川	6,093	720	3,630	1,743
豊南	6,052	674	3,335	2,043

図5 校区福祉委員会区域別人口



## VI 福祉指導監査課

### 1. 指導監査

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

児童福祉法第 34 条の 17、第 34 条の 18 の 2、第 46 条、第 59 条の規定に基づき、市町村が保育所等に対して指導監査を実施している。具体的には下記のとおりである。

- ・民間の保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業の指導監査
- ・特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査
- ・認可外保育施設の指導監査

指導監査業務の実施に当たり必要な事項は、「豊中市児童福祉施設等指導監査要綱」及び「豊中市児童福祉施設等指導監査要領」に定められている。また、各年度における指導監査の重点項目等を明確にし、計画的に指導監査を実施するため、毎年度「豊中市児童福祉施設等指導監査実施方針」を策定している。

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	204	2,538	2,825
決算額	159	2,533	2,599

##### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	2,320	一般職非常勤報酬
需用費	112	消耗品費
その他	167	
合計	2,599	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 私立認定こども園等給付事業との連携について(監査の意見)

保育施設への指導監査については、各施設・事業の認可基準の観点からの監査である「施設監査」、施設の運営基準、給付の観点から行われる「確認監査」、法令順守に係る業務管理体制の整備の観点から行われる「業務管理体制検査」に大別されるが、私立認定こども園等給付については、「確認監査」と密接な関連がある。

「確認監査」とは、子ども・子育て支援法第 14 条、第 38 条及び第 50 条の規定に基づき行われるもので、市区町村が実施主体となっている。

市では、保育施設への指導監査について、平成 30 年度まではこども未来部こども政策課において所管していたが、令和元年度から福祉部福祉指導監査課に所管を移している。

福祉指導監査課としては、これまでも、確認監査の内容について、各年度、私立認定こども園等給付において加算項目となる人員配置の状況も含め、重点監査項目を設定し、こども事業課にも伝達してきたとのことであるが、その内容は、担当者間の口頭での確認となっており、文書化はなされていない。

関係所管課との連携については下記の規定があるが、文書化するまでは定められていない。

平成 30 年度豊中市児童福祉施設等指導監査実施方針より抜粋

#### 3. 指導監査の実施について

##### (5) 関係所管課との連携による指導監査の実施

指導監査の実施に当たっては、社会福祉法人を所管する健康福祉部福祉指導監査課及びこども未来部こども事業課等の関係所管課と連携・協力し、指導監査を実施する。

この点、指導監査の所管替えに伴い、令和元年度以降、指導監査の実施に当たって、部を越えた連携が必要となることから、各年度の重点監査事項等についての打合せ内容やその顛末等について、文書化して保管しておく必要がある。

## Ⅶ 母子保健課

### 1. 妊産婦健康診査

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、妊婦健康診査を行い流産・死産・早産等を予防するとともに、経済的負担を軽減し、安全なお産をめざしている。また、産婦に対し産婦健康診査を行うことで心身のケアや育児サポート等を必要とする母子を把握し、途切れのない支援をめざしている。

具体的には、妊産婦の健康管理と健康診査を勧奨するため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券・産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診(妊婦健診・産婦健診)受診料の一部を助成している。

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	416,453	449,705	421,354
決算額	337,409	383,625	390,369

##### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	1,152	母子健康手帳(別冊)印刷製本
役務費	1	通信運搬費
委託料	359,472	医療機関への医療費の支払い
負担金補助及び交付金	29,745	大阪府外で医療機関を受診した妊産婦への助成金
合計	390,369	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 豊中市妊婦健康診査実施要綱の見直しについて(監査の結果)

妊婦健康診査は、豊中市妊婦健康診査実施要綱(以下、「妊婦健康診査実施要綱」という。)に基づき実施している。

妊婦健康診査は、一般社団法人大阪府医師会(以下、「府医師会」という。)に加入する医療機関及び一般社団法人大阪府助産師会(以下、「府助産師会」という。)に加入する助産所等(以下、「実施医療機関等」という。)と委託契約を締結し、実施することとなっている(妊婦健康診査実施要綱第5条、第6条)。

しかし、市は、実施医療機関等と委託契約を締結しておらず、府医師会及び府助産師会と委託契約を締結している。

このように、妊婦健康診査実施要綱第6条に従っていない状況にあることから、実態に合わせて、妊婦健康診査実施要綱を見直す必要がある。

#### 妊婦健康診査実施要綱より抜粋

(実施医療機関等)

第5条 健康診査は、次に掲げる医療機関等において実施する。

(1)一般社団法人大阪府医師会に加入する医療機関(以下「医師会加入実施医療機関」という。)及び一般社団法人大阪府助産師会に加入する助産所(以下「実施助産所」という。)

(2)その他、市長が認める医療機関及び助産所。

(委託医療機関)

第6条 市長は、受診券に記載された金額を委託料の上限とする委託契約を前条第1項(1)に掲げる医療機関等と締結し、健康診査を実施する。

### ② 随意契約の根拠条文の誤りについて(監査の結果)

妊婦健康診査及び産婦健康診査の実施については、府医師会及び府助産師会との随意契約により、委託している。そこで、妊婦健康診査及び産婦健康診査の契約伺を閲覧したところ、契約方法について、「地方自治法第167条の2第1項第2号に基づく随意契約」と記載されていた。

しかし、地方自治法第167条の2は条文自体が存在しておらず、根拠条文が誤っていた。正しい根拠条文は、地方自治法ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号である。

これは、契約伺を最初に作成した担当者が根拠条文を誤って記載したが、その後も、誰も誤りに気付かず、そのまま引用してきたことによると考えられる。なお、本事業以外

においても、母子保健課の契約伺に記載されている随意契約の根拠条文が同様に誤っていた。

したがって、本事業に限ることなく、根拠条文を改めて確認し、誤りのないよう正確に記載する必要がある。

#### 地方自治法施行令より抜粋

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約に  
よることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修  
理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質  
又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

## 2. 相談(母子保健)

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

妊産婦や乳幼児に関する相談・指導事業を実施し、乳幼児の健全育成をめざしている。また、産後ケア事業を実施し、産後の支援体制の強化を図っている。さらに、未熟児や身体障害、小児慢性特定疾病、高度医療児等とその家族を対象に相談・指導事業を実施し、不安の解消を図り、安心して子育てができるように支援している。

具体的には、「育児相談」、「ぷれママ&育児ママ相談室」等で妊産婦や乳幼児の保護者等の相談に保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が応じている。また、産婦の負担を軽減するために、産後ケア事業(宿泊型等)を実施している。さらに、身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療児等の養育医療申請者を含む未熟児等とその家族の相談に保健師が応じている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,256	4,294	4,505
決算額	1,073	1,956	2,610

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	848	相談事業に係る保健師・栄養士・保育士への謝礼金
需用費	87	消耗品文房具、医薬材料費
委託料	1,675	産後ケア事業(宿泊型等)の医療機関への委託料
合計	2,610	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① ふれまま&育児ママ相談室の日報の添付書類の漏れについて(監査の結果)

ふれまま&育児ママ相談室は、市の各保健センターで毎月 1 回開催される助産師による個別相談を行っている事業であり、妊婦や乳幼児とその母親を対象とし、相談者は無料で相談できる。

ふれまま&育児ママ相談室を開催した際には、日付、会場、申込数、受診数、相談内容及び従事者を記載した手書きの日報を作成している。また、受診者ごとに保健総合システム(以下、「システム」という。)にふれまま&育児ママ相談室の日付、会場、相談対象の種別などを登録し、システムから出力される受診数の集計表(以下、「クロス集計表」という。)を日報に添付して、上長の確認を得ることとなっている。

しかし、ふれまま&育児ママ相談室の日報を確認したところ、日報に添付すべきクロス集計表が添付されていなかった。

日報にクロス集計表を添付することは、手書きで作成した日報の受診数とシステムから出力されるクロス集計表の受診数の一致を確認することで、システムへの登録漏れがないことを確認する役割があると考えられる。ふれまま&育児ママ相談室の 1 年間の受診数は市政年鑑の作成や母子保健衛生費国庫補助金の実績報告に使用されるが、これらの受診数はクロス集計表を基礎としている。そのため、クロス集計表の受診数が正確でない場合、市政年鑑及び母子保健衛生費国庫補助金の実績報告の受診数も正確でなくなってしまう。

したがって、日報にクロス集計表を漏れなく添付し、日報に手書きで記載した受診数とクロス集計表の受診数が一致していることを確かめるとともに、受診数の一致を確かめた証跡を残す必要がある。

### 3. 未熟児養育医療給付事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

未熟児養育医療とは、種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して行うものである。

本事業は、入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行い、未熟児の適切な養育を図ることを目的としている。

本事業の給付の対象となるのは、市内に居住する乳児で、表 51 のいずれかに該当する者である。

表 51 未熟児養育医療給付対象基準

1. 出生時体重が 2,000g 以下の未熟児	
2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。	
(1) 一般状態	ア. 運動不安、けいれんがあるもの。 イ. 運動が異常に少ないもの。
(2) 体温	摂氏 34 度以下
(3) 呼吸器循環器系	ア. 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。 イ. 呼吸回数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか又は毎分 30 以下のもの。 ウ. 出血傾向の強いもの。
(4) 消化器系	ア. 生後 24 時間以上排便のないもの。 イ. 生後 48 時間以上嘔吐持続しているもの。 ウ. 血性吐物、血性便のあるもの。
(5) 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。 (重症黄疸による交換輸血を含む)

(出典:豊中市未熟児養育医療給付事業実施要綱別表)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	21,441	21,786	23,042
決算額	21,698	35,662	18,901

## ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	19	事務用消耗品
使用料及び賃借料	581	機械器具借上料 (助成システムリース及び保守)
扶助費	18,301	入院費用等の助成
合計	18,901	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 給付の決定の決裁日及び施行日の記載漏れについて(監査の結果)

養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者は、指定養育医療機関による医療の開始後速やかに、養育医療給付申請書に養育医療意見書等の関係書類を添付して、市に申請しなければならない。市は、この申請があったときは、内容を審査のうえ、速やかに給付するか否かを決定することとなる。

未熟児養育医療給付の決定に関する決裁文書を確認したところ、平成 30 年度のある時期から、決裁日及び施行日の記載がなされていなかった。決裁日及び施行日が記載されていない理由をヒアリングしたところ、担当者が変わったことにより、事務等が適切に引き継がれなかったことが原因と考えられるとのことであった。

今後、決裁文書には、決裁日及び施行日を漏れなく記載する必要がある。

## Ⅷ 学び育ち支援課

### 1. 放課後子どもクラブ運営

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校1年生から小学校4年生まで(支援学級・学校在籍の場合は6年生まで)の児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図るものである。

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業である。

児童福祉法より抜粋

第6条の3
2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

表 52 放課後子どもクラブの概要

実施場所	市立 41 小学校内(全て学校の敷地内)	
開設時間	平日 13 時～19 時 土曜日 8 時～17 時 長期休業日等 8 時～19 時	
在籍人数	4,432 人(令和元年 5 月 1 日現在)	
会費等(月額)	通常(開始～17 時)	6,000 円
	延長(17 時～19 時)	3,000 円
	土曜日	1,800 円
	おやつ	1,000 円(土曜日:別途 200 円)
指導員数	237 人(令和元年 7 月 1 日現在) 内訳 任期付短時間勤務職員 68 人 一般職非常勤職員 148 人 臨時職員 21 人	

放課後こどもクラブに在籍する児童数は、表 57 のとおり増加傾向にある。この結果、待機児童が発生する事態には至っていないものの、指導員の確保及びクラブ室の確保が今後の課題となりつつある。

表 53 放課後こどもクラブ在籍児童数の推移

(単位:人、各年度 5 月 1 日現在)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
2,854	2,975	3,243	3,512	3,708	3,962	4,432

(出典:市提供データ)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	494,653	562,782	653,971
決算額	431,075	497,038	539,665

## ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	391,835	一般職非常勤職員報酬
賃金	63,135	指導員賃金
報償費	381	
旅費	1,614	
需用費	60,315	利用者おやつ代
役務費	7,243	通信運搬費、保険料
委託料	4,774	利用者データのシステム入力委託
使用料及び賃借料	4,548	システムリース料
備品購入費	5,817	クラブ室の備品購入費
合計	539,665	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 原材料配合表の未入手について(監査の結果)

放課後こどもクラブでは、補食(おやつ)を児童に提供している。おやつは、大阪よどがわ市民生活協同組合(コープよどがわ)との単価契約により、調達している。

調達に当たっては、豊中市放課後こどもクラブ補食業務仕様書において、下記のとおり、メニュー表、栄養成分表、原材料配合表、アレルギー特定原材料表示内容の書類を提出することとされている。

しかし、平成30年10月～12月の納入分について、これらの書類を閲覧したところ、原材料配合表が市に提出されていなかった。

したがって、今後は、必要書類が漏れなく提出されているか、確認を徹底する必要がある。

豊中市放課後こどもクラブ補食業務仕様書より抜粋

・児童一人当たりの1日のおやつは50円とし、個別包装とする。1ヶ月分のメニュー表を作成し、栄養成分表、原材料配合表、アレルギー特定原材料表示内容の書類とともに、前月の20日までにこども事業課放課後こども係(*)に提出すること。
---

(\*)監査人注:平成30年度の所管課

### ② 栄養成分表の無記載について(監査の結果)

①で示したとおり、調達に当たっては、栄養成分表を提出することとされている。

しかし、平成30年10月～12月の納入分のうち、特定のおやつ「国産果汁もっちりゼリー」について、栄養成分表の記載がなかった。

したがって、今後は、必要書類の記載に漏れがないか、確認を徹底する必要がある。

### ③ 納品書と納品明細書との整合性の確認について(監査の意見)

おやつは、各放課後こどもクラブに配送されており、指導員が納品確認を行っている。そのため、納品書は各放課後こどもクラブに保管されている。一方、支払いは所管課が一括して行うため、請求書は所管課に提出される。請求書には、月次の納品明細書が添付されているが、納品書との照合は行われていない。

このように、納品書と納品明細書との整合性を確かめていないため、納品内容と請求内容との不整合があったとしても発見することができず、納品内容と異なる支払いがなされる可能性がある。

したがって、市は、各放課後こどもクラブが納品確認印を押した納品書を所管課に

送付するなどして、納品書と納品明細書との整合性を確認する必要がある。

#### ④ 廃棄量の削減について(監査の意見)

豊中市放課後子どもクラブ補食業務仕様書に基づき、配送時に前週のおやつを回収しているが、回収したおやつは、廃棄されることとなる。昨今、食品廃棄物の問題(いわゆるフードロス)が深刻化していることにかんがみると、おやつを削減することが求められる。

おやつを削減量について、平成 30 年 10 月第 5 週から 11 月第 3 週のサンプル調査を行ったところ、当該期間における 1 週間当たりの平均廃棄量は 202.5 kg であった。この調査結果からも、廃棄量を削減する必要があるといえる。

現状、放課後子どもクラブの在籍児童が急に休んだ場合は保護者におやつを渡す等、無駄にならないよう指導員が対応しているとのことであるが、それだけでは十分とはいえないと考える。

したがって、市は、廃棄量を削減する対策を講じる必要がある。対策としては、おやつを残さないようにするための事前の工夫と、残した場合の事後的な工夫の両方が考えられる。

事前の工夫としては、発注のタイミングを見直すことが考えられる。おやつは児童の利用状況により毎月変動するため、市は前月の中旬に 1 か月分の注文数を調達先に伝えている。ただし、月の第 1 週分については、調達先の仕入れの日数を勘案して、前月の人数分のおやつを配送することになっている。つまり、当月の人数が前月の人数より少ない場合には、第 1 週分のおやつは必然的に余ることになる。したがって、賞味期限との関係もあるが、発注のタイミングを工夫することが一案である。また、児童の好みを反映したメニューとすることや、1 食当たり 2 品としているところ 1 品とするといったことも検討の余地がある。

事後的な工夫としては、持ち帰りを認めることが考えられる。市は、令和 2 年 1 月以降、子どもによるおやつを持ち帰りを試行予定とのことであるので、試行結果を踏まえ、返品・廃棄の減少につながる取り組みを検討することが望ましい。

## 2. 放課後子どもクラブ施設管理

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

1. 放課後子どもクラブ運営で記載したとおり、放課後子どもクラブは市立 41 小学校で実施されており、全てが学校の敷地内にある。これらは、校舎内の空き教室を利用して実施している場合と、敷地内に校舎とは別の建屋を設けて実施している場合とがある。

放課後子どもクラブ施設管理は、これら 41 か所の実施場所について、施設管理を行うものである。具体的には、運営に必要な光熱水費、エアコン等の修繕費、ごみ処理費、警備業務委託料等からなっている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	79,814	78,876	78,757
決算額	59,922	56,132	59,525

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	4,316	クラブ室のエアコン修繕ほか
役務費	733	
委託料	54,475	施設総合管理委託料
合計	59,525	

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 履行確認の徹底について(監査の意見)

市は、市立 41 小学校の有人警備業務を委託している。平成 30 年度は 41 小学校を 21 校と 20 校に分けて 2 契約とし、それぞれについて、校舎を使用する時間を基準に、子ども未来部(放課後子どもクラブ)と教育委員会とで委託料を按分している。

表 54 有人警備業務委託の概要

委託名	市立小学校有人警備業務委託(市立桜塚小学校他 19 校)	市立小学校有人警備業務委託(市立克明小学校他 20 校)
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	
契約相手先	(株)井上設備サービス	大阪中央警備保障(株)
契約額(円)	57,427,920	74,205,720
こども未来部	23,335,500	30,156,965
教育委員会	34,092,420	44,048,755

(出典:市提供データ)

有人警備業務は、委託契約書、仕様書、実施要領に基づいて行われている。実施要領に定められた業務内容は、下記のとおりである。

- (1) こども未来部があらかじめ指定する校門・校舎出入口の鍵の開閉を行った後、校内巡視のうえ異状の有無の確認および電気錠の開閉をする。
- (2) 校門周辺及び校内の安全監視、児童の登下校の安全監視、校内巡視、来校者の対応及び受付。
- (3) 学校敷地内において不審者と判断した場合は、学校関係者に速やかに連絡し、適切に処理する。また、学校周辺にあっても明らかに不審者と見られる場合は、同様とする。
- (4) 警備中、建物あるいは附属設備の破損、または滅失を発見したとき、及び過失により損傷・滅失したときは、速やかに学校長及び放課後こどもクラブ指導員に報告すること。
- (5) 警備員の指導・教育については、次の点に重点をおくこと。
  - ・火災や不法侵入など緊急事態発生時に適切な処理ができること。
  - ・児童に対して教育的配慮をもって接すること。
  - ・学校施設の利用者に対しては親切に対応すること。

委託先からは、市に警備日報が提出されているが、その様式は任意となっている。サンプルとして、北丘小学校の平成 30 年 11 月分の警備日報(株)井上設備サービスから提出されたもの)を閲覧したところ、警備内容の欄には、※校門立哨警備 ※出入り管理 ※校内パトロール ※その他 の 4 項目があらかじめ示されており、実施した事項に○をつける様式となっていた。

当該様式は、上記実施要領に定められた業務内容との整合性が取れていないため、

実施要領どおりに警備業務が行われたかの履行確認が困難である。

また、当該様式に示されている警備内容が実施されたか不明なものもあった。例えば、表 55 の 11 月 7 日には、校門立哨警備と校内パトロールに○がついていなかった。校内パトロールについては、別途、巡視事項の欄に巡視時間の記入があるため、実施されたと推測されるが、校門立哨警備については、実施されたかどうか不明である。

表 55 警備日報に記載された警備内容

日付	勤務者	警備内容
11 月 1 日	A	※校門立哨警備 ※出入り管理 ※校内パトロール ※その他
11 月 7 日	B	※校門立哨警備 ※出入り管理 ※校内パトロール ※その他

(出典:市提供資料より監査人作成)

したがって、市は、実施要領に定める事項が実施されたことを確認できるような警備日報の提出を求めるなどして、履行確認を徹底する必要がある。

## IX 公立認定こども園

### 1. 公立認定こども園運営経費の区分の概要

公立認定こども園運営にかかる保護者負担金としては、特定教育・保育に係る利用者負担金(以下、「保育料」という。)と特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金(以下、「実費負担金」という。)がある。

保育料は、施設を利用する児童の保護者・扶養義務者の市民税所得割額の世帯合計額により決定される通常の保育料のほか、延長保育料や緊急一時保育料がある。延長保育料については、以前は各公立認定こども園において、保育料の決定や収納事務を行っていたが、平成 27 年度より、こども事業課において決定し、通常の保育料と合わせて収納する取り扱いとしている。緊急一時保育料については、各公立認定こども園において、その都度収納する取り扱いとしている。

実費負担金は、日用品、文房具代、給食代、行事代、PTA・保護者会費などが該当する。

公立認定こども園を運営するに当たって必要となる経費については、これら保護者負担金及び公費により賄われており、「Ⅲ こども事業課」で取り上げた公立こども園施設管理・公立こども園施設運営のように、こども事業課において予算執行されるものと、公立こども園配当のようにこども事業課から各公立認定こども園に予算を割り当て、各公立認定こども園において予算執行されるものがある。

以下では、各公立認定こども園において事務が行われる、公立こども園配当の執行及び備品等の管理並びに実費負担金について、公立認定こども園往査において見受けられた事項を含めて述べることとする。

## 2. 公立こども園配当ほか

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

公立認定こども園では、教育・保育活動の運営に必要な経費を配当する公立こども園配当の執行、備品の管理、緊急一時保育料等の現金管理等を行っている。下記②、③、④は、公立こども園配当に関する記載である。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	62,180	61,985	61,683
決算額	58,946	58,549	57,409

#### ③ 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	53,929	消耗品、食糧費
役務費	41	通信運搬費
備品購入費	3,438	園具等購入費
合計	57,409	

#### ④ 配当される経費と配当基準

各公立認定こども園に配当される経費と配当基準は、表 56 のとおりである。

表 56 公立こども園配当の基準

項目	内容	配当基準
教材費	園運営に必要な物品購入	園当 200 千円
消耗器材費	〃	園当 90 千円
	クラス運営に必要な物品購入	学級当 24 千円
厨房消耗品費	厨房を設置している園は 1 園当たり 100 千円、設置していない園については 30 千円とし、厨房又は給食配膳室で必要な物品を購入するもの	園当(元幼稚園)30 千円 園当(元保育所)100 千円
職員研修図書費	保育教諭の研修用	園職員一人年 3,700 円
諸費・教材費	保護者からの諸費徴収の廃止に伴い、園児が必要な物品を購入するもの	児童一人年 12 千円

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 備品の廃棄手続の徹底について(監査の結果)

往査の対象とした公立認定こども園において、備品台帳一覧表(所属別)(以下、「備品台帳」という。)と現物の照合を行ったところ、備品台帳に記載はあるが現物が確認できないものが複数発見された。また、備品台帳に記載の現物はあるものの、故障していたり、型式が古く使用していなかったりするものが散見された。

使用不能又は不用となった備品については、廃棄手続を適切に行う必要がある。具体的には、財務規則及び物品管理要領に従い、不用の決定、不用品の返納・処分を行い、備品台帳を整理する必要がある。

したがって、備品台帳と現物を照合し、廃棄済みの備品がないか、また廃棄すべき備品がないかについて確認し、備品の廃棄手続を徹底する必要がある。

## 財務規則より抜粋

### (不用の決定)

第 142 条 主管部課長は、前条の規定による返納を受けた物品について調査の上、保存の必要のあるものを除き、不用の決定を行うものとする。

2 主管部課長は、前項の規定により物品(備品に限る。)の不用の決定を行ったときは、返納備品報告書によりその旨を会計管理者に通知しなければならない。

3 会計管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、備品台帳を整理しなければならない。

## 物品取扱要領より抜粋

### 4 備品の不用の決定

主管課：使用不能又は不用となった備品については、主管課長は現物を調査し、保存の必要のあるもの(略)等を除き、不用の決定を行う。

調査をする際には、下記の項目に該当するかどうかに注意する。

(略)

### 5 不用品の返納・処分

主管課：不用の決定をした備品のうち、上記調査の項目に該当する使用不能な物品については廃棄し、返納備品報告書を会計課に提出する。(略)

会計課：備品管理システム上承認・確定処理を行い備品台帳を整理する。(略)

## ② 定期的な備品の实地たな卸の実施について(監査の結果)

「① 備品の廃棄手続の徹底について」に記載したとおり、備品台帳に記載はあるが現物が確認できないものが複数発見されたが、この要因の一つとして、備品台帳と現物の照合を行う实地たな卸を実施していないことが挙げられる。定期的に实地たな卸を行っていれば、備品台帳と現物との不整合に気付くことができ、備品台帳を適切に整理することにつながると考えられる。

現状、財務規則及び物品取扱要領に实地たな卸に関する規定がないが、備品管理を適切に行うためには、定期的(例えば、年 1 回夏休みの時期など)に備品の实地たな卸を行うことが効果的であると考えられる。したがって、定期的に備品の实地たな卸を行う必要がある。

## ③ 備品台帳の記載方法の整理について(監査の意見)

備品台帳には、「設置場所等」の記載欄があるが、その記載方法が整理されていない。

「設置場所等」の欄については、備品の具体的な設置場所が記載されるべきであるが、「〇〇こども園」と記載されているか、空欄のままであった。また、「〇〇こども園」と記載すべきところを、認定こども園化する前の「〇〇幼稚園」のままとなっていたものもあった。そのため、備品台帳と現物の照合の際に、その整合性を確認するのに時間を要したものもあった。

一方、公立認定こども園では備品を移動して使用することも多いことから、「設置場所等」に個別具体的な教室名を記載すれば、備品台帳と現物との不整合が発生する可能性もある。そのため、実務上は「設置場所等」の欄は、個別の教室名ではなく、「教室」、「事務室」、「ホール」、「園庭」といった区分をもって記載する方法も考えられる。

これらを踏まえ、備品台帳の「設置場所等」の記載方法を整理する必要がある。

#### ④ 公立認定こども園における納品確認印の押印徹底について(監査の結果)

公立認定こども園における消耗品等の購入手続は次のとおりである。まず、発注が各園において行われ、発注品が業者より各園に納品される。各園において納品内容を確認し、業者より納品書及び請求書を受領する。次に、各園において、納品書及び請求書に納品確認日を記載するとともに納品確認印を押印し、請求書をこども事業課へ送付する。そして、当該請求書に基づき、こども事業課において、支払手続を行う。なお、納品書は各園において保管する。

しかし、こども事業課に保管された請求書の綴りを確認したところ、公立認定こども園での納品確認印が押印されておらず、こども事業課の担当者が押印しているものがあった。

これは、公立認定こども園が、請求書に納品確認印を押印することを失念したまま、こども事業課に請求書を送付したことに起因している。所管課によると、電話で公立認定こども園に納品確認の有無を問い合わせ、納品の事実を確認できたため、こども事業課において、納品確認印を押印したとのことである。

納品確認は、納品先である公立認定こども園において行われるものであり、納品確認を行った事実を明らかにする必要がある。そのためには、公立認定こども園において納品確認印の押印を徹底する必要がある。

#### ⑤ 執行すべき会計年度の誤りについて(監査の結果)

往査した公立認定こども園における公立こども園配当(需用費)の執行について、平成30年度の歳出簿上の日付と納品書に記載された納品確認日の照合を行ったところ、執行すべき会計年度に執行されず、異なる会計年度に執行されているものが発

見された。具体的には、平成 29 年度中に納品されたにもかかわらず平成 30 年度予算で執行したもの(事例ア)や、平成 30 年度中に発注したものの平成 31 年度(平成 31 年 4 月)になってから納品されたものについて平成 30 年度予算で執行しているもの(事例イ)があった。

需用費を執行すべき会計年度は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号の規定により、納品確認を行った日の属する年度である。したがって、事例アについては平成 29 年度予算、事例イについては平成 31 年度予算(令和元年度予算)で執行すべきであった。

このように会計年度を誤った要因としては、以下の点が挙げられる。

第 1 に、こども事業課に送付した請求書に、実際の納品日とは異なる日付が納品確認日として記載されていた点である。具体的には、納品日が平成 30 年 3 月 16 日(平成 29 年度)であるにもかかわらず、納品確認日が平成 30 年 4 月 25 日(平成 30 年度)と誤って記載されていたため、執行すべき会計年度を誤る結果となった。

第 2 に、納品書に納品確認日が記載されていなかったり、年月までしか記載されていなかったりするなど、納品確認日の記載が不十分である点である。納品確認日が記載されていないと納品日が確認できず、執行すべき会計年度も不明となる。

また、会計年度の帰属に問題はなかったが、納品確認後に支出命令がなされるべきであるところ、支出命令書起票日が納品確認日より前のものがあった。所管課によると、納品確認日の記載が誤っていたとのことであるが、この点においても、納品日の記載が不十分であるといえる。

需用費を執行すべき会計年度は、納品確認を行った日の属する年度である。つまり、執行すべき会計年度を誤らないためには、納品確認日を明確にする必要がある。したがって、納品確認日を正確に記載するとともに、特に年度末前後の需用費の執行においては、所属する会計年度を誤ることのないよう留意する必要がある。

#### 地方自治法施行令より抜粋

(歳出の会計年度所属区分)

第一百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

四 工事請負費、物件購入費、運賃の額及び補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度

## ⑥ 現金保管期間の短縮について(監査の結果)

公立認定こども園の公金取扱現金出納簿を確認したところ、現金を収納してから金融機関に払い込むまで、相当の日数を経過しているものが複数存在する園があった。

具体的には、1月8日、15日、23日、29日、30日、31日に収納した緊急一時保育料総額15,600円を2月1日に金融機関に払い込んでいるものや、2月1日、4日、25日、27日、28日に収納した緊急一時保育料総額13,000円を3月1日に金融機関に払い込んでいるものなどがあった。このように、休園日を挟み1か月近く園に現金が保管されている状況があった。

公立認定こども園に、現金を相当日数保管することは、現金の盗難・紛失リスク等を高めることとなるため、現金を収納した場合は速やかに金融機関に払い込む必要がある。なお、財務規則第29条第3項において、現金を収納した場合には即日又は翌日に金融機関に払い込むことが定められていることから、現金保管期間を短縮する必要がある。

### 財務規則より抜粋

(会計管理者の直接収納)

#### 第29条

3 会計管理者は、第1項の規定により収納した現金を即日又は翌日(その日が銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合には、その休日の翌日)、現金払込書を添えて収納金融機関に払い込まなければならない。

## ⑦ 退職職員給食費の収納事務について(監査の結果)

職員の給食費は、給与から控除する方法をとっているが、年度末に退職する職員については、3月分の給食費を給与から控除することができないため、退職後に納付書を用いて職員が市に支払うこととなっている。しかし、納付書での対応ができず、公立認定こども園が現金を収入する場合がある。

退職職員の3月分給食費の収納状況を確認したところ、平成30年度末に退職した職員の給食費のうち1名分4,900円について、園長が退職した職員に代わり市に支払ってしまい、その翌日に退職した職員からも市に支払いがあったため、職員の給食費に関する入金市に対して二重にされていた事例があった。

年度末に退職する職員の給食費については、退職した職員が納付書に基づいて市に支払うというルールを適切に運用する必要がある。

## ⑧ 書損処理について(監査の結果)

公立認定こども園で保管している領収証書綴り(控)の書き損じについて、書き損じた領収証書を折り曲げるのみだったものや、控を切り取ってしまいテープ止めしたものがあるなど、書き損じた領収証書の処理として適切でないものがあった。

書き損じた領収証書は再度使用することができないようにすべきであり、豊中市会計管理者及び出納員の公金収納に関する要綱においても、下記のとおり定められている。

書き損じた領収証書については、再度使用することができないように、書損処理を徹底する必要がある。

豊中市会計管理者及び出納員の公金収納に関する要綱より抜粋

様式第3号(領収証書)

(備考)

- (1) 領収証書には、一連の番号を付すこと。
- (2) 領収証書は、複写式のもの又はこれに相当するものであること。
- (3) 金額を誤記した場合は、訂正使用せず、書損とし、領収証書と原符又は領収書控え部分をのりづけしておくこと。

## ⑨ 領収証書の管理について(監査の結果)

公立認定こども園の領収証書綴り(控)を確認したところ、連番が1件(5,200円分)飛んでいるものがあった。

所管課によると、領収書(正)を保護者に渡したが、領収書(控)を誤って捨ててしまったためであるとのことであった。

領収した事実を明らかにするためにも、領収書(控)は切り取らず、適切に管理する必要がある。

## ⑩ 公金取扱現金出納簿の日付誤りについて(監査の結果)

公金取扱現金出納簿と領収済通知書との照合を行ったところ、公金取扱現金出納簿の日付と領収済通知書の日付が異なるものが複数発見された。

領収済通知書の日付が正しく、公金取扱現金出納簿の日付が誤っているものと思われる。今後は、公金取扱現金出納簿の日付を正確に記載する必要がある。

## ⑪ 現金取扱員の所掌事務の見直しについて(監査の意見)

財務規則 別表 4 において、現金取扱員となるべき職等及び所掌事務が下記のとおり規定されている。

財務規則 別表 4 より抜粋

現金取扱員となるべき職等	所掌事務
認定子ども園に所属する者のうち、あらかじめ指定する者	1 主食費及び延長保育料その他の保育料の収入事務 2 保育教諭等に係る食材料費の収入事務 3 認定子ども園における保護者実費負担金の収入事務

このように、「主食費及び延長保育料その他の保育料の収入事務」が公立認定子ども園における所掌事務とされている。しかし、現状、主食費については、保育料と合わせて保護者が市に納付することとなっており、延長保育料についても、前月実績を通常の保育料と合わせて保護者の銀行口座から引き落とされている。つまり、公立認定子ども園において、主食費及び延長保育料の収入事務を行う可能性は限りなく低い。

一方、緊急一時保育料については、公立認定子ども園において収入事務を行っているが、上記所掌事務では、「その他の保育料」に含まれる扱いとなっている。

したがって、財務規則 別表 4 に規定する所掌事務について、「緊急一時保育料その他の保育料の収入事務」とするなど、現状に合わせて見直しを行うことが望ましい。

## ⑫ 領収証書綴りの受払簿の記載について(監査の結果)

緊急一時保育料や実習生給食費等については、公立認定子ども園において直接収納していることから、領収証書綴りが用いられている(財務規則第 29 条第 1 項)。領収証書綴りは、子ども事業課が、必要とする公立認定子ども園に交付しており、受払簿により管理を行っている。

受払簿は、緊急一時保育受払簿や実習生給食費受払簿といったように、用途別に作成されており、領収書番号、交付年月日、子ども園名、園長名、受領サイン、備考欄が設けられている。

平成 30 年度の緊急一時保育受払簿を確認したところ、受領サインがなされていないものが多数発見された。領収証書綴りの連番管理を適切に行うために、受領サイン欄の記入を徹底する必要がある。

## 財務規則より抜粋

(会計管理者の直接収納)

第 29 条 会計管理者は、現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下本条、次条第 1 項及び第 33 条第 2 項において同じ。)を直接収納したときは、領収証書を当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、当該収納した現金が納入通知書によらないものであるときは、領収証書綴を用いるものとする。

### ⑬ タクシーチケット使用簿の記載について(監査の結果)

園児の怪我や急病等の緊急時に、公立認定こども園から病院にタクシーで移動する等のために備え、公立認定こども園にタクシーチケットが渡されている。タクシーチケットは、タクシーチケット使用簿において使用及び受入年月日、使用目的、使用先、受入枚数、使用枚数、チケット残数、チケット番号等を記載する様式となっている。

タクシーチケット使用簿を確認したところ、実態と異なる記載がされているものがあつた。具体的には、タクシーチケット使用簿のチケット残数には 2 枚と記載されているものの、この 2 枚は有効期限が到来したために往査日時点では既にこども事業課に返却されており、公立認定こども園には残っていなかった。また、新たに 10 枚のタクシーチケットを受け入れていたが、受け入れた旨がタクシーチケット使用簿に記載されていなかった。

タクシーチケットは金銭的価値を有するものであり、特定の使用目的にのみ使用するものであることから、その残数等は適切に管理するためにも、タクシーチケット使用簿の記載は正確に行う必要がある。

### **3. 実費負担金**

#### **(1) 実費負担金の概要**

##### **① 実費負担金の主な内容**

実費負担金は、日用品(制服、かばん、くつ、カラー帽子など)、文房具代(クレパス、のり・はさみ、ねんどなど)、給食代(主食費、副食材料費)、行事代(写真代、お泊り保育など)、アルバム代、PTA・保護者会費などが該当する。

##### **② 実費負担金の徴収方法等**

公立認定こども園においては、実費負担金については、各業者と保護者間、PTA・保護者会と保護者間での取引であるとして、徴収等に関与しないこととしている。これは、平成 27 年度に旧公立幼稚園及び旧公立保育園を公立認定こども園に移行した際に、公金も含めて公立認定こども園において現金を極力取り扱わないように事務等の整理を行った経緯がある。

しかし、カラー帽子代と写真代については、公立認定こども園が一時的に現金を預かる場合が実際にはあった。

カラー帽子代については、保護者が業者に直接支払うのではなく、公立認定こども園が保護者から現金を預かったうえで、業者に支払う形としている。現金を預かる際には、保護者に対し、預かり証を発行している。

写真代についても、カラー帽子代と同様に、保護者が業者に直接支払うのではなく、公立認定こども園が保護者から現金を預かったうえで、業者に支払う形としている。しかし、写真代は、公立認定こども園内に設置した箱に保護者が現金を入れ、公立認定こども園としては金額を確認していない場合や、保護者と一緒に公立認定こども園の職員が金額を確認してから現金を保管する箱に入れる場合等、公立認定こども園によって取り扱いは様々であった。なお、カラー帽子代と異なり、預かり証は発行していない。

なお、カラー帽子代、写真代に係る現金出納簿等は作成されていない。

#### **(2) 監査の結果及び意見**

##### **① 預り金の管理方法の検討について(監査の意見)**

カラー帽子代と写真代については、実質的に、公立認定こども園において事務等がなされている。しかし、その取り扱いは様々であり、保護者からの預り金を確認し、預かり証を発行する場合もあれば、金額の確認はするものの預かり証を発行しない場合

もある。また、そもそも預り金額を確認しない場合もある。

いずれにしても、公立認定こども園において、保護者からの預り金が一時的に保管されている実態を踏まえると、その管理責任は公立認定こども園にあると考える。

したがって、預り金の確認や預かり証の発行に関する取り扱いを検討するほか、現金出納簿等の管理簿の作成など、預り金の管理方法について検討することが望ましい。